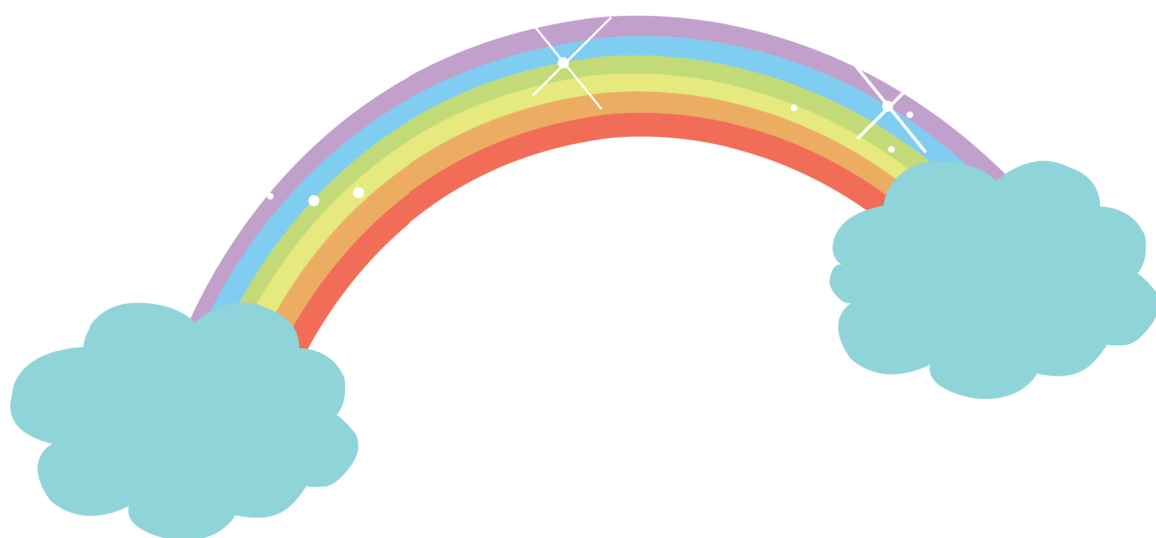


第三次 うるま市地域福祉計画



平成29年3月
うるま市

はじめに



近年、少子高齢化や核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者の増加や子供の居場所など生活環境の多様化に伴い社会情勢は著しく変化しております。うるま市においても、市民の孤立化が懸念されており、人と人とのつながりや支え合いなどを深刻に受け止めてまいりました。

このような中、平成19年3月に「住民による住民の幸せのための“いやんべー”のまちづくり」を基本理念とする「幸せのまちづくりプランうるま市地域福祉計画」を策定し、5年計画として様々な福祉関連事業を実施した後、新しく5年計画として第一次計画の理念を引継ぎながら、平成24年3月に第二次うるま市地域福祉計画を策定して地域福祉活動を行ってまいりました。

今回の第三次となる地域福祉計画について、「うるま市総合計画」を基本構想とし、これまでの第一次及び第二次計画を踏まえながら、「地域福祉の人材育成」、「地域福祉の体制づくり」、「地域福祉サービス等の充実」の三本を大きな柱とした計画となっております。

今後、この計画の実施にあたっては、うるま市関係各課だけでなく、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など関係団体等の一体的な施策として考え、情報を共有しながら、協働して取り組んでまいりますので、これからも皆様のご理解と地域福祉活動へのご参画をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見ご提言をいただきました関係者の皆様をはじめ、市民、自治会及び民生委員・児童委員の方々のご協力に心から厚く感謝申し上げます。

平成29年3月

うるま市長 島袋 俊夫

目次

はじめに

【第1章 地域福祉計画の見直しに当たって】

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の性格	2
4. 計画の位置づけ	2
5. 計画の期間	5

【第2章 市の地域福祉に関する現況】

1. 人口	7
(1)人口の推移	7
(2)人口構成	7
(3)人口動態	8
(4)基幹福祉圏域別の人口	9
2. 高齢者の状況	10
(1)高齢化の現状	10
(2)老人クラブ	10
(3)高齢者相談センター	13
(4)権利擁護事業	13
3. 障がい者の状況	14
(1)身体障がい者	14
(2)知的障がい者	14
(3)精神障がい者	14
4. 家庭児童相談室	15
(1)家庭児童相談室新規相談受付処理状況実数	15
(2)新規相談受付経路	15
5. 女性福祉相談等事業	16
(1)うるま市における女性相談件数	16
(2)相談状況	16
6. 生活保護の状況	17
(1)生活保護の受給状況	17
(2)生活困窮者自立支援事業の実施状況	18
7. 自治会	19
8. 民生委員・児童委員	20
(1)民生委員・児童委員数	20
(2)民生委員・児童委員の活動状況	21

9. 市民意識調査の集計結果より	22
------------------	----

【第3章 第二次計画の推進状況の点検】

点検1. 人と人がつながりともに支え合える地域づくり（基本目標1）	27
（点検1-1）住民の福祉意識の醸成	27
（点検1-1-①）人権教育・啓発の推進	27
（点検1-1-②）地域住民への福祉学習の推進	28
（点検1-1-③）幼児・児童生徒への福祉学習の推進	28
（点検1-2）地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり	29
（点検1-2-①）小地域福祉ネットワークの組織化	29
（点検1-2-②）小地域福祉ネットワーク組織の育成支援	30
（点検1-2-③）地域福祉推進員の確保	31
（点検1-2-④）住民福祉活動への支援	31
（点検1-3）人と人のつながりづくり	32
（点検1-3-①）人と人がつながる居場所づくり	32
（点検1-3-②）人と人のつながりを意識した行事等の実施	33
（点検1-3-③）自治会及び各種団体への加入支援	34
（点検1-3-④）自治会間の連携支援	34
点検2. 一人ひとりに適切な支援がとどく地域づくり	35
（点検2-1）総合的な相談支援体制の構築	35
（点検2-1-①）ふれあい総合相談支援センターの設置	35
（点検2-1-②）コミュニティソーシャルワーカーの配置	36
（点検2-1-③）コミュニティソーシャルワーカーの養成	36
（点検2-1-④）福祉総合窓口（ワンストップサービス）の設置	37
（点検2-1-⑤）小地域福祉ネットワーク会議の設置	38
（点検2-1-⑥）各種相談担当者の資質向上	38
（点検2-2）サービス提供体制の充実	39
（点検2-2-①）公的サービスの充実	39
（点検2-2-②）地域支援体制の充実	40
（点検2-2-③）情報提供の充実	41
（点検2-3）ボランティア活動の充実	42
（点検2-3-①）ボランティアの養成	42
（点検2-3-②）ボランティアセンターの体制・機能の充実	43
（点検2-3-③）ボランティアサロンの設置	44
（点検2-3-④）ボランティア推進月間の設定	44
（点検2-4）権利擁護体制の充実	44
（点検2-4-①）人権教育・啓発の推進（再掲）	44
（点検2-4-②）日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用援助	45

(点検 2-4-③) 要援護者の発見と対応の充実	46
(点検 2-4-④) 虐待等防止に向けた総合的な体制づくり	46
点検 3. 快適で安心して暮らせる地域づくり	47
(点検 3-1) 人にやさしい、まちづくりの推進	47
(点検 3-1-①) ユニバーサルデザインの普及啓発	47
(点検 3-1-②) ユニバーサルデザインの推進	47
(点検 3-1-③) 移動手段の確保	47
(点検 3-2) 防犯・防災対策の充実	48
(点検 3-2-①) 防犯対策の充実	48
(点検 3-2-②) 防災対策の充実	49
(点検 3-2-③) 災害時における要援護者への対応の充実	49

【第 4 章 計画策定の基本的な考え方】

1. 地域福祉推進のための地域の捉え方	51
(1) 全福祉圏域	51
(2) 基幹福祉圏域（民生委員児童委員協議会活動範囲）	51
(3) 小地域福祉区（行政区）	51
2. 地域福祉推進の視点	53
(1) 自助の視点	53
(2) 共助の視点	53
(3) 公助の視点	53
3. 基本理念	54
4. 基本目標	55
① 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域福祉の人材育成）	55
② 人と人との「支え合う」ための地域環境づくり（地域福祉の体制づくり）	55
③ 快適で安心して暮らすための地域環境づくり（福祉サービス等の充実）	55
5. 重点施策	56
(1) 地域福祉意識の醸成	56
(2) 自治会の活性化	56
(3) 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援	56
(4) 市社会福祉協議会を中核とした住民福祉活動の推進	56
(5) 相談、情報提供の充実	56
(6) 権利擁護の推進	57
(7) 生活困窮世帯自立支援の推進	57
(8) 子どもの貧困対策の充実	57
(9) 避難行動要支援者の避難支援	57
6. 施策の体系	58

【第5章 今後の取り組み】

基本目標 1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域福祉の人材育成）	59
1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保	59
(1) 人権教育・啓発の推進	59
(2) 福祉教育の推進	59
(3) 地域人材の確保と育成	60
(4) 民生委員・児童委員の確保、活動の支援・強化	60
2. 自治会の活性化推進	60
(1) 自治会への加入、地域活動への参加促進	60
(2) 自治会の活性化支援	60
(3) 自治会間の連携支援	60
3. ボランティア活動の拡充	61
(1) ボランティアの養成	61
(2) ボランティアセンターの体制・機能の充実	61
(3) ボランティアサロンの設置・充実	61
(4) ボランティア推進月間における取り組みの推進	61
基本目標 2 人と人との「支え合う」ための地域環境づくり（地域福祉の体制づくり）	62
1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり	62
(1) 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援	62
(2) コミュニティソーシャルワーカーの配置	62
2. 人と人とのつながりづくり	64
(1) 地域の居場所づくりの推進	64
(2) 地域での交流機会の確保	64
3. 住民等の地域福祉活動の推進	65
(1) 市社会福祉協議会の活動強化支援	65
(2) 市内の社会福祉法人の連携支援（地域貢献の推進）	65
(3) 地域住民の地域福祉活動促進と支援	65
(4) 地域見守り隊の拡充	65
(5) 地域企業の地域福祉活動参加の促進	65
4. 防犯・防災対策の充実	66
(1) 地域における防犯対策の充実	66
(2) 地域における防災対策の充実	66
(3) 避難行動要支援者への支援の充実	66
基本目標 3 快適で安心して暮らすための地域環境づくり（福祉サービス等の充実）	67
1. サービス提供体制の充実	67
(1) 福祉サービス等の充実	67
(2) 専門職員等の人材確保と資質向上	67
2. 相談・情報提供の充実	67

(1) 相談の充実	67
(2) 相談員の確保と相談の質の向上	68
(3) ふれあい総合相談支援センターの充実	68
(4) 地域人材との連携による相談の充実	68
(5) 情報提供の充実	69
3. 人にやさしいまちづくりの推進	69
(1) ユニバーサルデザインの普及啓発、推進	69
(2) 移動手段の確保	69
4. 生活困窮者の自立支援の充実	70
5. 子どもの貧困対策の充実	70
(1) 子どもの貧困対策に向けた体制整備	70
(2) 貧困対策支援員の配置及び居場所づくりの実施検討	70
(3) 学習支援の実施	70
6. 権利擁護の推進	71
(1) 日常生活自立支援事業の充実	71
(2) 成年後見制度利用支援の充実	71
(3) 虐待等防止のための体制充実	71

【第6章 計画の推進に向けて】

1. 社会福祉協議会との連携強化	73
2. 行政における計画推進体制	73
3. 住民参画による計画の点検・評価	73
4. 計画の広報・啓発	73

【第7章 今後の取り組み関係課一覧】

【資料編】

○「うるま市地域福祉にかかわる市民意識調査」集計結果より（抜粋）	77
○今後の国の施策の方向性	120
○うるま市地域福祉計画懇話会規則	121
○うるま市地域福祉計画懇話会 委員名簿	123
○うるま市地域福祉計画検討委員会に関する規定	124
○うるま市地域福祉計画検討委員会名簿	126
○策定の経緯	128

【第1章 地域福祉計画の見直しに当たって】

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、近年は社会情勢等が変化する中、核家族化の進行、女性の社会進出による共働き家庭の増加、アパートの増加による転入・転出による世帯の入れ替わり、自治会の加入率低下などがあり、地域による差はあるものの、市全体では地域のつながりの希薄化が懸念されます。

住民の地域参加や地域での支え合い、またそれを支援する体制づくりとして、本市では、これまで「うるま市地域福祉計画」を策定し、「住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり」を基本理念として様々な地域福祉の取り組みを進めてきました。

第二次計画においては、地域福祉コーディネーターの配置や、小地域福祉ネットワークの組織化、相談体制の充実、福祉サービス等の充実などを掲げ取り組んできましたが、住民の地域参加や自治会を中心とした小地域福祉ネットワークの形成及び支え合いの体制づくり等で課題も見られ、地域福祉対策の一層の充実が必要となっています。

また、近年は災害時の避難行動要支援者への支援や、生活困窮世帯の自立支援策も必要となっているほか、社会福祉法人には地域社会への貢献の責務も国から示され、行政と地域の関係機関や団体等が連携し、支援を必要とする人に対応していく体制づくりも求められています。さらに、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においては「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことを目指す「我が事・丸ごと」の地域づくりについて国から示され（中間取りまとめ）、今後の地域福祉の具体的な方向性が見えてきています。

このようなことを踏まえ、地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進するため、第二次計画を見直し、平成29年度を初年度とする第三次うるま市地域福祉計画を策定しています。

2. 計画の目的

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心して暮らしていけるよう、住民一人ひとりの多様な生活課題に目を向け、住民等の主体的な参加・協力を得て、地域の課題を発見・解消・緩和・防止するための体制を計画的に整備することを目的とします。

3. 計画の性格

この計画は、地域福祉推進の基本的な考え方及び具体的な取り組みを定めるものです。なお、地域福祉の推進主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うもの（以下「住民等」という）」であることから、住民等と行政が協力し、地域における地域福祉活動を展開していくための道筋を示すものです。

◎地域住民及び地域団体、地域福祉活動や福祉関連事業を行う事業所や関係者も、共に地域の福祉活動を展開していこう！



4. 計画の位置づけ

(1) 国の法制度や指針・通知、県計画に基づいた計画

○本計画の策定に当たっては、社会福祉法第107条及び国の指針で定める「地域福祉推進の理念」や「基本目標」、「計画に盛り込むべき事項」を踏まえるとともに、地域の実情や特性を考慮して策定を行っています。

○また、国からの以下の通知等に基づいて策定しています。

- ・「計画策定指針の在り方について」（平成14年4月1日付通知より）
 - ・「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成19年8月10日付）
 - ・「高齢者等の孤立の防止について」（高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成22年8月13日付）
 - ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月／内閣府）
 - ・「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」（生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成26年3月27日付）
 - ・『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部決定」（平成29年2月7日厚生労働省）
- ※資料編参照

○県では「沖縄県地域福祉支援計画」を平成28年3月に策定しており、少子高齢化の進行や非正規雇用の割合が高いことを課題に示し、見守り体制整備や福祉人材の養成確保、子どもの貧困対策等を計画に盛り込んでいます。この計画との整合性も図り策定しています。

■（参考）社会福祉法第107条より

（市町村地域福祉計画）

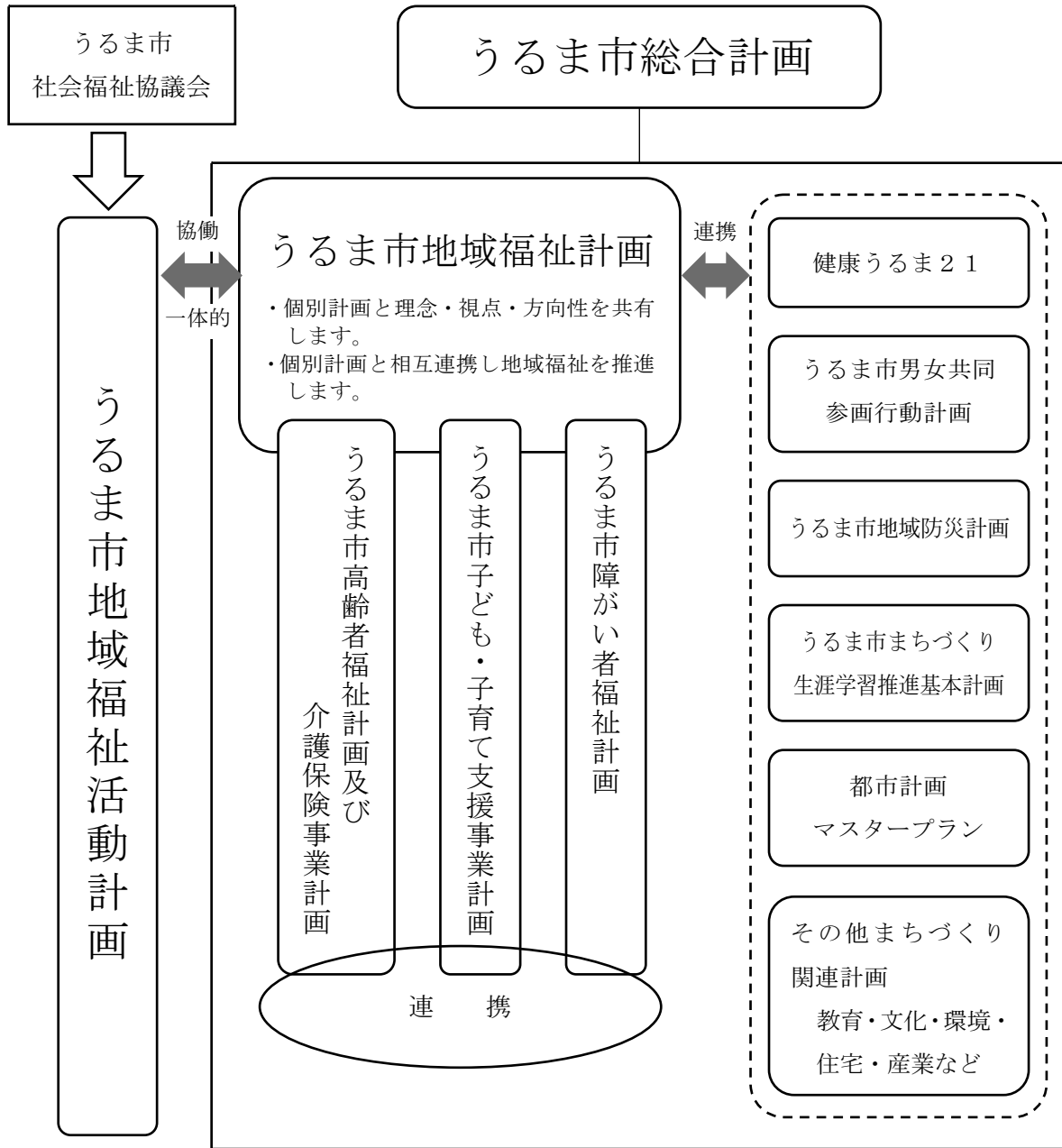
第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

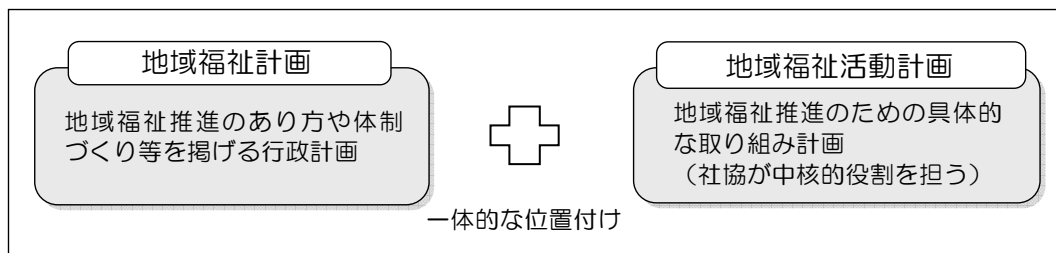
②市の総合計画や関連計画との整合性

○本計画は、市の上位計画である「うるま市総合計画」に基づくとともに、個別の福祉計画や健康づくり計画及びその他関連計画との整合性を保ち、地域住民や関係団体等の主体的な地域福祉活動の方向性を示す役割を担う計画として位置づけています。

○また、地域福祉活動の中核となっている市社会福祉協議会では「うるま市地域福祉活動計画」を策定しています。この計画は行政計画ではありませんが、市の地域福祉計画と考え方・方向性を共有しながら、具体的な地域での取り組みを掲げる計画です。このため、地域福祉活動計画と協働し、一体的に地域福祉を推進します。



【「うるま市地域福祉計画」と「うるま市地域福祉活動計画」との関係】



5. 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5ヵ年とします。なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況やニーズ等に変化が見られた場合は、その動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

計 画	年 度				
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
うるま市総合計画	← 基本構想（平成29年～38年度） →				
	← 前期基本計画（平成29年度～平成33年度） →				
うるま市地域福祉計画	← 第三次計画（平成29年度～平成33年度） →				
うるま市子ども子育て支援事業計画	←（平成27年度～平成31年度）→		←（平成32年～36年度）→		
うるま市高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画 （3年を1期とする計画）	←（～平成29年度）→	←（平成30年度～平成32年度）→			←（平成33年～35年度）→
うるま市障がい者福祉計画 （6年間の計画で策定）	←（～平成29年度）→	←（平成30年～35年度）→			
うるま市障害福祉計画 （3年を1期とする計画）	←（～平成29年度）→	←（平成30年度～平成32年度）→			←（平成33年～35年度）→
健康うるま21	←（～平成29年度）→	←（平成30年～34年度）→			

【第2章 市の地域福祉に関する現況】

1. 人口

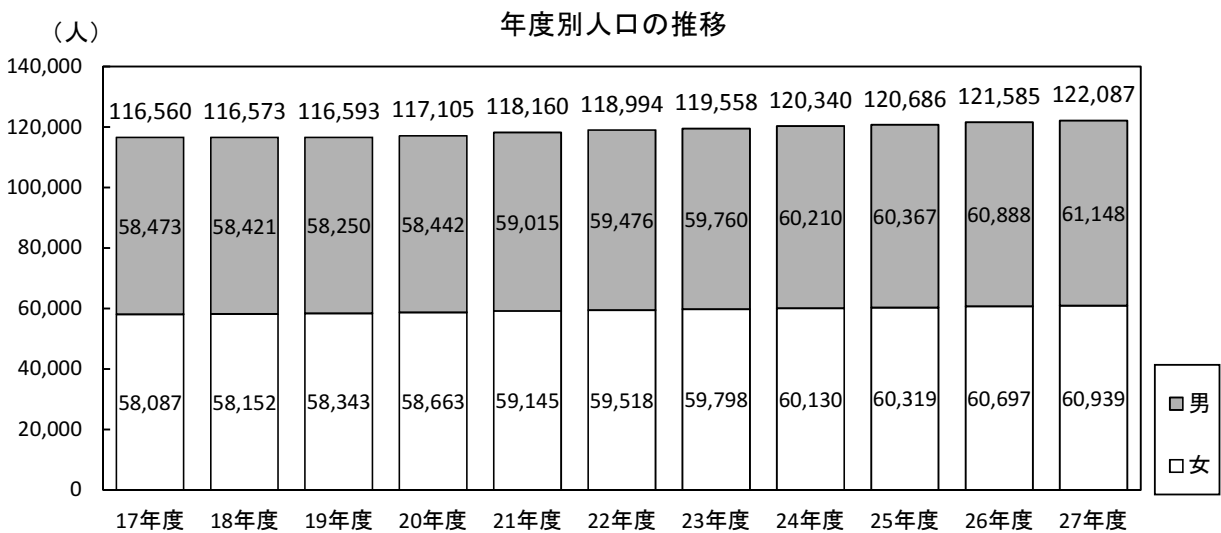
(1) 人口の推移

本市の総人口は、合併当初の平成18年は116,560人でしたが、年々増加する傾向にあり、平成27年には122,087人と12万人を超えています。

年度別人口の推移

(単位：人)

区分	合併前の合計	合併後（うるま市）									
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
男	58,473	58,421	58,250	58,442	59,015	59,476	59,760	60,210	60,367	60,888	61,148
女	58,087	58,152	58,343	58,663	59,145	59,518	59,798	60,130	60,319	60,697	60,939
計	116,560	116,573	116,593	117,105	118,160	118,994	119,558	120,340	120,686	121,585	122,087

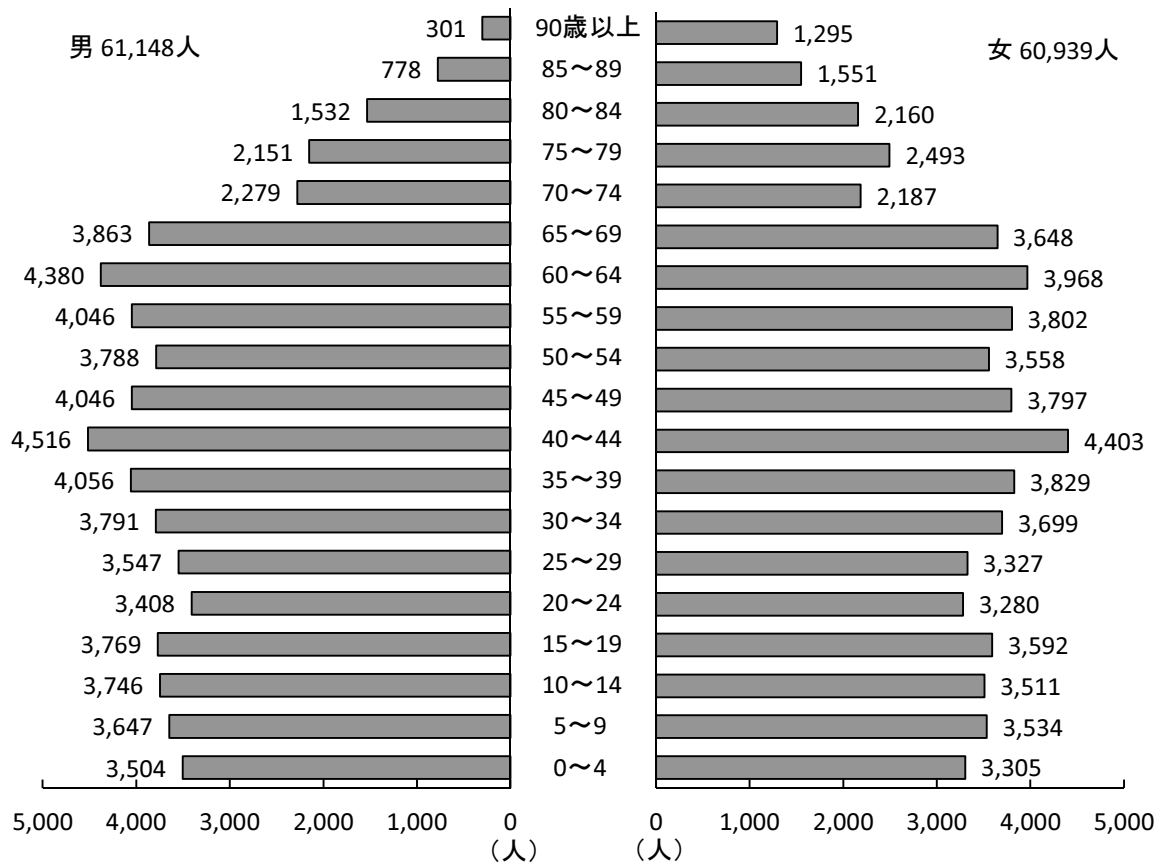


(2) 人口構成

人口構成(平成28年3月末現在)を見ると、年少人口(15歳未満)が21,247人(構成比17.4%)、生産年齢人口(15歳～64歳)が76,602人(構成比62.7%)、老年人口(65歳以上の高齢者)が24,238人(構成比19.8%)となっています。年少人口より老年人口の方が多く、高齢者が総人口の約2割を占めています。

第2章 市の地域福祉に関する現況

人口ピラミッド（平成28年3月末現在）



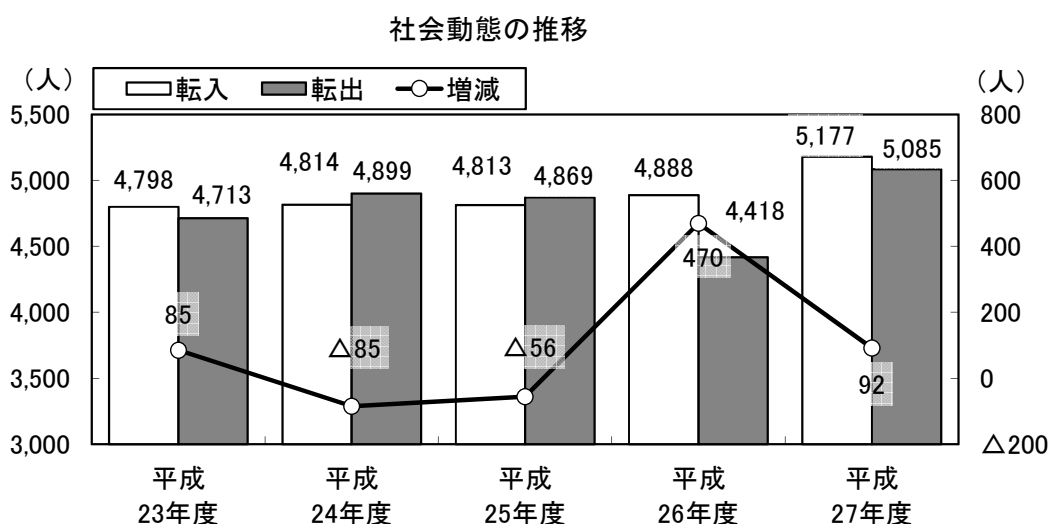
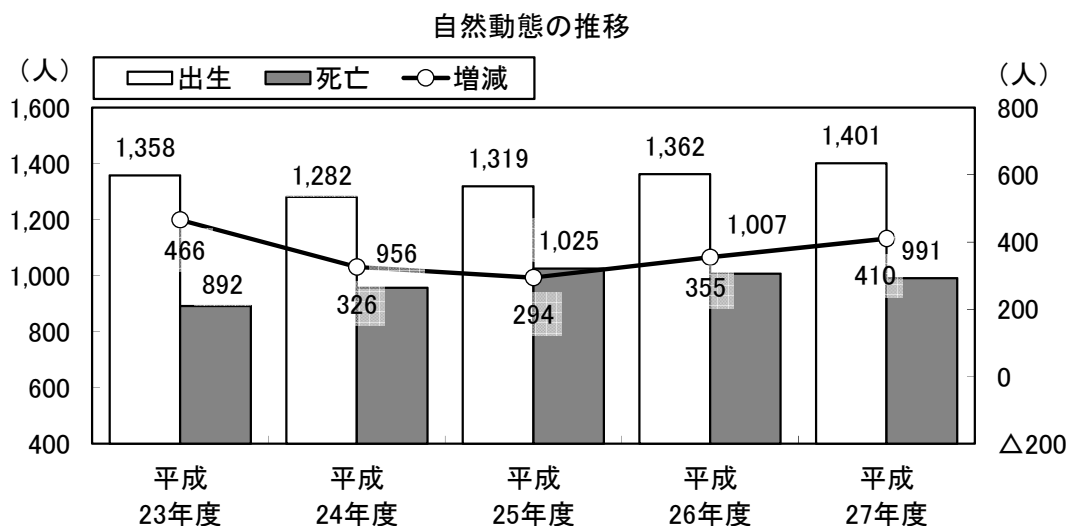
(3) 人口動態

本市の人口動態を見ると、自然動態では平成23年度以降、出生数が死亡数を大きく上回っており、平成27年度では410人増加しています。社会動態では、平成25年度まで転出数が転入数を上回っていましたが、平成26年度以降はこれが逆転し、転入数が上回っています。平成27年度では92人の増加となっています。

年度別人口動態

(単位：人)

年次	人口増加数			自然動態		社会動態	
	総数	自然	社会	出生	死亡	転入	転出
平成23年度	551	466	85	1,358	892	4,798	4,713
平成24年度	241	326	△85	1,282	956	4,814	4,899
平成25年度	238	294	△56	1,319	1,025	4,813	4,869
平成26年度	825	355	470	1,362	1,007	4,888	4,418
平成27年度	502	410	92	1,401	991	5,177	5,085



(4) 基幹福祉圏域別の人口

基幹福祉圏域別の人口を見ると、具志川東地区、具志川西地区が3万人を超えており、この2地区で市全体の約6割を占めています。石川地区は2万人余り、勝連及び与那城地区はそれぞれ1万人余りであり、地域による人口差が大きくなっています。

基幹福祉圏域別の人口

(単位：世帯・人)

行政区名	世帯数	男	女	計
勝連地区	5,515	7,160	6,520	13,680
与那城地区	4,936	6,184	5,820	12,004
具志川東地区	14,729	18,377	18,664	37,041
具志川西地区	14,177	17,601	17,915	35,516
石川地区	10,258	11,826	12,020	23,846
合計	49,615	61,148	60,939	122,087

資料：住民基本台帳行政区別人口及び世帯数（平成28年3月末現在）

※基幹福祉圏域の区分については「第4章 1. 地域福祉推進のための地域の捉え方」を参照

2. 高齢者の状況

(1) 高齢化の現状

本市の平成27年10月1日現在の高齢化率は19.5%で、緩やかに上昇する傾向となっています。特に、島しょ地域では30%を超えていて、中には40%を超える地域もあります。また、高齢者単身世帯・高齢者世帯の増加も見られることから、地域包括支援センター(高齢者相談センター)、市社会福祉協議会、自治会等と連携を取り、訪問活動や配食サービスなどで安否確認を行うなど見守り体制の強化を進めています。基幹福祉圏域別に見ると、高齢化率は与那城地区が25.8%でもっとも高く、勝連地区、石川地区が2割あまり、具志川東、具志川西地区が2割弱となっています。また、高齢者の独居率は、石川地区が30.2%で、他の圏域よりやや高くなっています。もっとも独居率が低いのは具志川西地区で24.3%となっています。

高齢化の現状

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
総人口(人)	120,860	121,329	121,972
高齢者人口(人)	22,014	22,746	23,743
高齢化率(%)	18.2	18.7	19.5
高齢者単身世帯(戸)	5,134	5,900	6,281
高齢者世帯(戸)	3,023	3,211	3,442

※高齢者人口＝65歳以上の人口

(各年度10月1日現在)

※高齢者世帯とは、65歳以上での者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の者が加わった世帯。

基幹福祉圏域別高齢者人口

基幹福祉圏域	行政区別人口	65歳以上人口	高齢化率(%)	独居高齢者数			独居率(%)
				男性	女性	合計	
勝連地区	13,680	3,118	22.8%	338	510	848	27.2%
与那城地区	12,004	3,101	25.8%	345	471	816	26.3%
具志川東地区	37,041	6,967	18.8%	737	1,193	1,930	27.7%
具志川西地区	35,516	6,197	17.4%	574	934	1,508	24.3%
石川地区	23,846	4,855	20.4%	556	912	1,468	30.2%
合計	122,087	24,238	19.9%	2,550	4,020	6,570	27.1%

※老人ホーム等施設入所者及び外国人登録者を含みます。

(平成28年4月1日現在)

※独居率は、65歳以上高齢者における比率です。

(2) 老人クラブ

高齢者がその経験と知識を生かし、希望と能力に応じた創造的活動に参加することによって、老後の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものとするを目的として、老人クラブがあります。老人クラブの加入者数は年々減少しており、平成25年度は9,338人でしたが、平成27年度には8,141人と、1,000人以上減っています。また、単位老人クラブでは休会が増えており、平成27年度は11か所となっています。基幹福祉圏域別に見ると、石川地区では休会がありませんが、勝連、具志川東、具志川西ではそれぞれ2か所、与那城地区では5か所が休会しています。

各老人クラブ会員数

(単位：人)

NO	自治会名	クラブ名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1	南風原	南風原長寿クラブ	281	280	269
2	平安名	平安名長寿クラブ	408	395	305
3	内間	内間寿クラブ	229	235	242
4	平敷屋	平敷屋長寿クラブ	473	519	休会
5	津堅	津堅長寿クラブ	89	70	休会
6	浜	浜老人クラブ	42	86	50
7	比嘉	比嘉若寿会	75	75	25
	勝連地区		1,597	1,660	891
8	照間	照間老人クラブ	休会	休会	休会
9	与那城西原	与那城西原老人クラブ	77	40	80
10	与那城	与那城区老人クラブ	休会	休会	休会
11	饒辺	饒辺老人クラブ	122	69	休会
12	屋慶名	屋慶名区老人クラブ	休会	休会	休会
13	平安座	平安座老人クラブ	163	176	182
14	桃原	桃原老人クラブ	71	65	52
15	上原	上原老人クラブ	37	45	26
16	宮城	宮城老人クラブ	60	28	44
17	池味	池味老人クラブ	休会	休会	休会
18	伊計	伊計老人クラブ	86	77	65
	与那城地区		616	500	449
19	具志川	具志川黄金友	403	385	343
20	田場	田場老人クラブ	388	420	466
21	赤野	赤野楽寿会	203	204	187
22	宇堅	宇堅老人クラブ	休会	休会	休会
23	天願	天願老人クラブ清流会	212	196	212
24	昆布	昆布老人クラブ	194	172	154
25	栄野比	栄野比老人クラブ	185	162	77
26	川崎	川崎老人クラブ若水会	249	266	235
27	西原	西原区願寿会	194	178	195
28	安慶名	安慶名老人クラブ	433	411	390
29	上江洲	上江洲老人クラブ福栄会	214	212	151
30	大田	大田老人クラブ	休会	休会	休会
31	みどり町1・2	みどり町1・2丁目むつみクラブ	101	90	92
32	みどり町3・4	みどり町3・4丁目老人クラブ	107	126	131
33	みどり町5・6	みどり町5・6丁目老人クラブ	161	173	169
	具志川東地区		3,044	2,995	2,802

第2章 市の地域福祉に関する現況

NO	自治会名	クラブ名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
34	平良川	平良川命伸会	348	298	296
35	上平良川	上平良川老人クラブ	297	225	219
36	兼箇段	兼箇段老人クラブ	146	125	115
37	米原	米原老人クラブ	190	200	181
38	赤道	赤道老人クラブ	267	260	175
39	江洲	江洲豊和会	220	339	461
40	宮里	宮里ことぶき会	休会	休会	休会
41	喜仲	喜仲老人クラブ	298	291	267
42	川田	川田老人クラブ	110	108	94
43	塩屋	塩屋老人クラブ	休会	休会	休会
44	豊原	豊原老人クラブ長生会	120	119	140
45	高江洲	高江洲老人クラブ	133	121	136
46	前原	前原老人クラブ長寿会	115	110	116
47	志林川	志林川かりゆし会	183	185	174
48	新赤道	新赤道老人クラブ	118	119	126
	具志川西地区		2,545	2,500	2,500
	具志川地区		5,589	5,495	5,302
49	曙	曙区老人クラブ	123	119	127
50	南栄	南栄区老人クラブ	103	95	100
51	城北	城北区老人クラブ	78	80	85
52	中央	中央区老人クラブ	98	91	95
53	松島	松島区老人クラブ	120	118	117
54	宮前	宮前区老人クラブ	80	81	86
55	東山	東山区老人クラブ	86	92	102
56	旭	旭区老人クラブ	55	56	61
57	港	港区老人クラブ	81	77	83
58	伊波	伊波区老人クラブ	180	175	143
59	嘉手苺	嘉手苺区老人クラブ	55	60	59
60	山城	山城区老人クラブ	142	133	108
61	石川前原	前原区老人クラブ	134	131	120
62	東恩納	東恩納区老人クラブ	125	125	143
63	美原	美原区老人クラブ	76	86	70
	石川地区		1,536	1,519	1,499
	合計		9,338	9,174	8,141

※平成27年度 活動中老人クラブ52クラブ、休会中老人クラブ11クラブ

(3) 高齢者相談センター

介護保険事業において設定している「日常生活圏域」ごとに、地域包括支援センターの相談窓口として高齢者相談センターを設置し、より身近な地域において高齢者の生活や介護予防に関する相談を受け付け、各種サービスの情報提供や訪問等を行い、高齢者が在宅で安心した生活が送れるよう支援しています。

高齢者相談センター実績

(単位：件)

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談受付件数（実数）		4,516	4,732	4,499
相談受付件数（延数）		6,763	6,790	6,699
相談内訳	訪問相談	5,141	5,396	5,251
	来所相談	182	75	135
	電話相談	980	739	737
	その他	383	435	497
相談支援内容	医療	483	1,019	1,082
	介護	1,161	576	593
	予防	1,272	1,263	582
	福祉	1,006	745	779
	障害	—	—	—
	保健	—	—	—
	生活	1,866	2,083	2,626
	住環境	308	383	329
	経済	260	252	258
	虐待	25	13	9
	対策	—	—	—
	情報	—	—	—
	その他	321	456	372

(4) 権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関へのつなぎを行い、高齢者の虐待防止や権利擁護を進めています。

実績（虐待等に関する相談）

(単位：件)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
虐待に関する相談件数（実数）	40	28	40
虐待に関する相談件数（延数）	180	201	176
虐待と認知した件数（実数）	23	18	8
権利擁護相談件数（延数）	193	216	189
市長による成年後見申立て件数	3	13	10

3. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者について見ると、所持者数は年々増加しており、平成27年度では5,461人となっています。身体障がい者の6割は高齢者が占めており、高齢による傷病から身体障害となるケースが多く見られます。

身体障害者手帳の交付状況

	手帳所持者総数	手帳交付件数					年度手帳交付率
		新規	転入	再交付	更新	計	
平成25年度	5,224	363	42	157		562	10.7%
平成26年度	5,392	330	41	154		525	9.7%
平成27年度	5,461	324	50	184		558	10.2%

(2) 知的障がい者

知的障がい者を療育手帳の所持者数から見ると、所持者数は平成27年度で1,184人となっています。障害の程度については、中度・軽度にあたる「B判定」が多く、手帳所持者の6割半ばを占めています。また、新規交付が年々増加しています。

療育手帳の交付状況

		18歳未満			18歳以上			合計
		男	女	計	男	女	計	
最重度	A1	6	8	14	50	37	87	101
重度	A2	39	18	57	137	103	240	297
中度	B1	40	28	68	158	93	251	319
軽度	B2	114	49	163	187	117	304	467
合計		199	103	302	532	350	882	1,184
新規交付	平成25年度	28	11	39	7	2	9	48
	平成26年度	34	19	53	9	6	15	68
	平成27年度	28	25	53	12	7	19	72

(3) 精神障がい者

精神障がい者数を精神障害者保健福祉手帳の所持者数から見ると、所持者数は平成27年度で1,866人となっており、年々増加しています。障害の程度については、中程度にあたる「2級」が最も多く、平成27年度では手帳所持者の5割半ばを占めています。

精神障害者保健福祉手帳の交付状況

	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1級	247	226	473	261	260	521	299	305	604
2級	506	452	958	520	485	1,005	522	506	1,028
3級	111	87	198	111	112	223	115	119	234
合計	864	765	1,629	892	857	1,749	936	930	1,866

4. 家庭児童相談室

家庭児童相談室とは、0歳から18歳未満の児童について、日頃悩んでいる育児の問題や教育に関する問題、その他児童のあらゆる事柄について気軽に相談できる場所です。家庭児童相談員を配置し、その相談業務を行います。子どもたちを心も体も丈夫に育てるために、専門的な技術と豊かな知識・経験を持った家庭児童相談員が問題解決に努めています。

(1) 家庭児童相談室新規相談受付処理状況実数

家庭児童相談室新規相談受付処理状況実数

	養護相談		保健	障害	非行	育成	その他	計
	児童虐待	その他						
平成25年度	18	78	2	5	15	36	28	182
平成26年度	32	38	9	9	4	33	181	306
平成27年度	16	132	2	12	17	42	180	401

(2) 新規相談受付経路

新規相談受付経路

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
児童相談所・県	18	9	10
市町村	29	63	89
保育所・児童福祉施設	2	6	1
医療機関	2	10	15
警察	1	1	2
保健所	0	0	0
幼稚園	2	6	12
学校	59	69	88
教育委員会等	4	2	2
児童委員	0	1	0
家族・親族	46	76	66
近隣・知人	7	13	7
児童本人	1	0	0
その他	11	50	109
合計	182	306	401

5. 女性福祉相談等事業

家庭、経済、夫婦関係、離婚、家庭内暴力及びドメスティック・バイオレンス(DV)などの女性に関する各種相談に応じ、問題解決のお手伝いをするため、女性相談員を配置しました。

(1) うるま市における女性相談件数

うるま市における女性相談件数

区分	来所による相談（実人数）					相談延べ件数
	DV被害	離婚問題	生活困窮	その他	合計	
平成25年度	73	42	34	45	194	932
平成26年度	78	37	20	39	174	986
平成27年度	139	82	30	82	333	901

(各年度末現在)

(2) 相談状況

相談状況

区分	来所による相談			出張相談 巡回相談	電話相談		その他 手紙等	合計
	(再掲)		外国人		(再掲)夜間相談 (17時以降の 電話相談)			
	来所指示 等による							
実人数	333	0	6	6	92	21	18	449
相談延べ件数	901	0	26	53	389	76	107	1,450

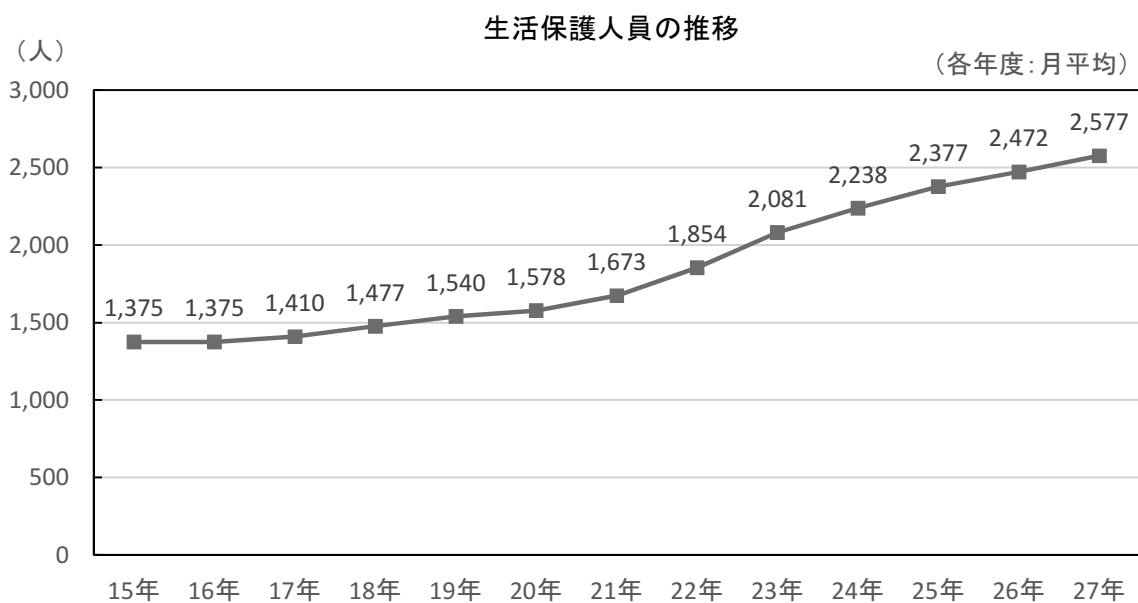
(平成27年度)

6. 生活保護の状況

(1) 生活保護の受給状況

本市の生活保護の受給状況を見ると、平成27年度には、年平均推移で被保護人員2,577人、保護率21.13%となっている。なお、平成27年度の保護開始は、326世帯で主な理由は、傷病に起因するものが131世帯で40.1%を占めています。

平成28年3月末の世帯類型は、被保護世帯2,027世帯のうち高齢者世帯が1,005世帯(49.6%)、母子世帯87世帯(4.3%)、傷病障害者世帯721世帯(35.6%)、その他214世帯(10.6%)となっており、さらに、全体の81.6%が単身世帯となっています。



管内行政区別保護率

行政区名	世帯数	人員	被保護者		平成27年3月分 保護率(%)	平成28年3月分 保護率(%)
			世帯数	人員		
勝連地区	5,515	13,680	265	354	23.17	25.88
与那城地区	4,936	12,004	235	299	23.11	24.91
具志川東地区	14,729	37,041	571	764	—	20.63
具志川西地区	14,177	35,516	512	689	—	19.40
石川地区	10,258	23,846	361	453	16.61	19.00
救護園	0	0	11	11	—	—
施設	0	0	47	47	—	—
その他	0	0	25	30	—	—
合計	49,615	122,087	2,027	2,647	20.44	21.68

※世帯数、人員については平成28年3月末日

(2) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

うるま市では、「うるま市就職・生活支援パーソナル・サポート・センター」を設置し、自立相談支援事業を実施しています。相談支援員が生活の困りごと、不安を抱えた方の相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プラン作成及び必要なサービス提供へのつなぎ、関係機関への同行、また場合によってはアウトリーチで相談に応じるなど、寄り添いながら自立に向けた支援を行っています。

自立相談支援事業での相談件数は466件(平成27年度)で、うち支援プラン作成件数は42件(平成27年度)となり、就労支援対象者は36件となっています。相談支援の利用者の中から、必要に応じて各種事業や制度利用につないでいます。

生活困窮者自立支援法とは

平成27年4月から生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が施行。

この法律は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を対象に、生活保護受給に至る前の段階の自立支援策の強化を図るのが目的となっています。

支援内容は、必須事業の「自立相談支援事業」「住居確保給付金」のほか任意事業として「一時生活支援事業」「就労準備支援事業」「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」「家計相談支援事業」があります。

※うるま市では「自立相談支援事業」「住宅確保給付金」「一時生活支援事業」「就労準備支援事業」「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業」を実施。

7. 自治会

自治会の加入状況を見ると、平成28年度では市の全50,247世帯のうち、加入世帯数は25,756世帯であり、加入率51.3%となっています。加入率は年々減少しています。加入率を基幹福祉圏域別に見ると、与那城地区は62.7%でもっとも高く、唯一6割を上回っており、過去3年間ほぼ横ばいで推移しています。また勝連、具志川東地区は5割半ば、具志川西、石川地区は4割台であり、特に石川地区は41.8%でもっとも低いです。

地域の自治会から地域福祉に関する声や意見等をいただきました。自治会の加入はアパート世帯でとても低いことや、地域活動への参加でも加入率同様に地域差が見られます。今後の活動としては、高齢者、特に一人暮らし高齢者見守りを感じているほか、子どもを対象とした行事や居場所づくりが必要という声も多くなっています。行政への要望としては、個人情報等の情報がほしい、自治会への加入促進、生活困窮世帯への支援対策を望む声が多くなっています。

自治会加入状況

自治会名	全世帯数			加入世帯数			加入率		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
勝連地区	5,391	5,513	5,569	3,296	3,254	3,208	61.14	59.02	57.60
与那城地区	4,860	4,924	4,928	3,047	3,074	3,090	62.70	62.43	62.70
具志川東地区	14,701	14,554	14,946	7,794	8,079	8,421	53.02	55.51	56.34
具志川西地区	13,136	14,007	14,421	6,945	6,815	6,697	52.87	48.65	46.44
石川地区	9,687	10,185	10,383	4,497	4,398	4,340	46.42	43.18	41.80
合計	47,775	49,183	50,247	25,579	25,620	25,756	53.54	52.09	51.26

8. 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域住民の福祉向上のため、社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じるほか、必要な支援・援助活動や各種サービスや制度へのつなぎ役などを担っています。

民生委員・児童委員は地域によって欠員があり、定数の確保が課題となっています。また、相談・支援内容等の活動状況を見ると、「日常的な支援」がもっとも多いほか、「子どもの地域生活」、「子どもの教育・学校生活」の件数も多くなっており、子どもに関する支援活動も多くなっています。

地域の民生委員・児童委員の皆さんから地域福祉に関する声や意見等をいただきました。民生委員・児童委員の困り事としては、個人情報保護の問題があり、訪問活動等行う上で支障があることや、民生委員・児童委員の担い手が少ないといった声がありました。今後については、民生委員・児童委員の資質向上や地域の実情把握及び自治会との連携強化を挙げる声が多くなっていました。行政に対しては、情報共有や情報提供、個人情報の提供を望む声が多いほか、民生委員・児童委員の確保、市民への民生委員・児童委員の周知が必要という声も多くなっていました。

(1) 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員の地域別内訳

項目	勝連地区民生委員児童委員協議会 (第1民児協)	与那城地区民生委員児童委員協議会 (第2民児協)	具志川東地区民生委員児童委員協議会 (第3民児協)	具志川西地区民生委員児童委員協議会 (第4民児協)	石川地区民生委員児童委員協議会 (第5民児協)	合計
委員数	20	21	37	31	28	137
定数 (充足率)	29 (69%)	27 (78%)	45 (82%)	38 (82%)	37 (76%)	176 (78%)

(平成29年2月1日現在)

(2) 民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況

項目		民生委員・ 児童委員	(再掲) 主任児童委員
内容別 相談・ 支援件数	在宅福祉	323	0
	介護保険	110	0
	健康・保健医療	219	0
	子育て・母子保健	342	8
	子どもの地域生活	704	26
	子どもの教育・学校生活	786	105
	生活費	203	8
	年金・保険	30	0
	仕事	80	1
	家族関係	143	1
	住居	69	1
	生活環境	187	0
	日常的な支援	1,028	0
	その他	1,403	5
	計	5,627	155

(平成27年度分報告)

■ 民生委員・児童委員の声（民生委員・児童委員への小アンケートより）

① 民生委員・児童委員の困り事

- ・ 個人情報保護などからスムーズな活動に支障がある
- ・ 情報が少ない（生活保護、生活困窮世帯、一人暮らし、問題のある家庭など）
- ・ 支援が続かない（訪問に応じない、家族が非協力的、支援を受けたがらない）
- ・ 民生委員・児童委員の担い手がいない

② 民生委員・児童委員で今後必要なこと

- ・ 民生委員・児童委員の資質向上（意識向上、研修等による資質向上、サービスや制度等の理解）
- ・ 地域の実情把握（まだ足りないと感じている）

③ 行政で必要なこと、要望

- ・ 情報共有・情報提供（地域の情報、福祉に関する情報）
- ・ 個人情報の迅速な提供（情報の入手に手間がかかり、民生委員・児童委員の活動が難しい）
- ・ 民生委員・児童委員の確保（足りない）
- ・ 市民への民生委員・児童委員の活動の周知

9. 市民意識調査の集計結果より

◎回収状況 発送数：3,000件 回収数：866件 回収率：28.9% (郵送による配布・回収)

(1) 家族構成

- ・家族構成は、「夫婦と未婚の子」が約3割、「夫婦のみ」や「一人暮らし」が約2割。
- ・「夫婦のみ」は、年代が高いほど多くなる傾向にある。「70代」が3割半ばで最も高い。
- ・「一人暮らし」は、「50代」以上で割合が高い。

(2) 居住年数

- ・市内への居住年数は「20年以上」が6割あまり。
- ・「20年以上」という回答は、年代が上がるとともに高くなる傾向。「30代」、「40代」は4割だが、「60代」、「70代」では8割前後を占める。
- ・地区別では、「20年以上」は「与那城地区」が8割近くを占めてもっとも高い。次いで「勝連地区」が約7割を占める。反対に、もっとも低いのは「具志川西地区」の5割半ば。

(3) 出身地

- ・出身地は、「うるま市内」が約6割。「うるま市外(県内他市町村)」が3割。
- ・地区別にみると、「うるま市内」の出身者は「与那城地区」が8割でもっとも高い。「勝連地区」も7割半ばを占める。
- ・「うるま市外(県内他市町村)」の出身者は「具志川西地区」が4割あまりでもっとも高い。

(4) 地域の満足度

- ・地域に対する満足度は、「どちらかという満足している」、「満足している」ともそれぞれ約4割。これらを合わせると8割の市民が地域に満足していると答えている。
- ・年代別にみると、「どちらかという満足している」は「20代」が5割で他の年代より高い。また、「満足している」は年齢が上がるとともに割合も高くなる傾向。「20代」で2割半ば、「70代」で5割。
- ・地区別にみると「どちらかという満足している」は「具志川西地区」が約5割でもっとも高い。「満足している」は「勝連地区」と「具志川西地区」がそれぞれ4割台で高い。また、「勝連地区」では「どちらかという不満である」も2割あまりで、他の地区より高くなっている。

(5) 地域環境の評価

- ・地域環境について、「妊娠・出産」、「子どもを育てる環境」など11項目を評価していただいた。
- ・良い、悪いの割合を比べて、「良い」とする割合が高いのは、妊娠・出産、子育て、通勤や買い物、医療機関の充実、地域の治安の5つ。
- ・しかし、通勤や買い物、医療機関の充実は回答に地域差があり、与那城地区や勝連地区では「良い」とする回答が低い。

(6) 現在の隣近所とのつきあいの状況

- ・隣近所とのつきあいの状況は、「挨拶をする程度」が約3割、「立ち話をする程度」が1割半ば。
- ・「近所づきあいは、していない、しようと思わない」といった、近所のづきあいを拒否する人は5.9%。
- ・年代別にみると、挨拶する程度のつきあいは、「20代」と「30代」が各5割あまりで高く、年代が上がるるとこの割合は低くなる。
- ・反対に、立ち話をする程度のつきあいは、「20代」から「60代」にかけて年代が上がるるとともに割合も高くなる傾向にあり、「60代」で20.5%となる。
- ・「近所づきあいをしようと思わない」は、「20代」の約2割がもっとも高く、年代が上がるると割合は低くなる傾向にある。
- ・地区別にみると、挨拶する程度のつきあいは、「具志川東地区」が4割近くでもっとも高い。立ち話する程度のつきあいは、「勝連地区」が2割半ばでもっとも高い。
- ・「近所づきあいをしようと思わない」は「具志川西地区」の約1割が他の地区より高い。

(7) 今後の隣近所とのつきあい方の意向

- ・今後の隣近所とのつきあいについては、立ち話をする程度が2割でもっとも高く、次に「挨拶をする程度」と「困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい」が1割半ば。
- ・年代別では、立ち話をする程度の意向と挨拶する程度の意向については、いずれも年代が上がるるとともに割合が低くなる傾向にある。
- ・相談したり助け合うの意向は、各年代で1割半ばであるが、現在の状況よりも割合が高くなっている。
- ・地区別では、立ち話をする程度の意向は各地区とも20%前後。いずれも現在の状況よりやや高くなっている。挨拶する程度のつきあいは「具志川西地区」が2割でもっとも高い。
- ・相談したり、助け合うようなつきあいは、「勝連地区」が2割あまりでもっとも高く、次に「与那城地区」の2割程度。現在の状況と比べて全ての地区で割合は高くなっており、特に「勝連地区」と「与那城地区」の増加が大きい。

(8) 近所づきあいの考え方（複数回答）

- ・近所づきあいの考え方については、「地域の防犯のために必要」が7割あまりでもっとも高い。「台風など災害が起こった時の助け合いのために必要」が6割あまり、「地域で助け合っていくために必要」が6割近く。
- ・地区別にみると、近所づきあいに否定的な意見は「与那城地区」がもっとも低く、「具志川西地区」でもっとも高い。

(9) 自治会への加入状況

- ・自治会への加入については、「加入している」が約5割。
- ・年代別にみると、「加入している」は年代が上がる割合も高くなる。「20代」は2割。「70代」では7割あまり。
- ・地区別にみると、「加入している」は「与那城地区」が6割あまりでもっとも高い。反対に「具志川西地区」が4割半ばでもっとも低い。
- ・住宅の形態別にみると、加入しているのは「持家（一戸建て）」では7割69.5%。しかし、「賃貸のアパート・マンション」が17.4%と低い。
- ・居住年数別にみると、加入しているのは、「20年以上」が6割を占めもっとも高い。「1年～3年未満」と「3年～5年未満」ではそれぞれ1割台。居住年数が短い人では加入率が低い。

(10) 自治会に加入していない理由

- ・自治会に「加入していない」理由は、「時間的なゆとりがない」が4割あまり。「加入の勧誘がない」が3割。また、「加入の仕方がわからない」が2割あった。

(11) 日常生活の中で手伝ってほしいこと（複数回答）

- ・日常生活の中で手伝ってほしいことについては、「手伝ってほしいことはない」が4割半ばを占めている。
- ・具体的に手伝ってほしいこととしては、「台風など災害時、緊急時の手助け」が2割、「見守りや安否確認の声かけ」が1割半ば、この2つを希望する声が高い。

(12) 日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（複数回答）

- ・地域の方へ日常生活の中で手伝ってもよいと思うものについては、「見守りや安否確認の声かけ」、「台風など災害時、緊急時の手助け」が各3割あまりで高い。また、「地域の行事・イベント」や「話し相手」が2割程度。
- ・「台風など災害時、緊急時の手助け」は「乳児」のいる世帯が5割半ばと高く、次に「幼児」のいる世帯が4割。「短時間の子どもの預かり」「子育ての相談」「買い物」でも「幼児」及び「乳児」のいる世帯が高い。

(13) 地域活動・行事への参加状況

- ・地域活動への参加については、「参加したことがない」が5割。「参加している」は2割程度。
- ・年代別にみると、「参加したことはない」は「30代」が7割でもっとも高い。年代が上がるとともにこの割合は低くなる傾向にある。「70代」では3割弱。
- ・「参加している」は年代が上がるとともに高くなる傾向にある。「20代」の1割程度に対し、「70代」では3割半ばとなる。
- ・「参加している」は「与那城地区」が3割でもっとも高い、次に「勝連地区」の2割半ば。
- ・自治会の加入の状況別にみると、「参加している」は「加入している」が3割あまり、「加入していない」が7%。加入者の割合が、未加入者の割合を大きく上回っている。

(14) 地域活動に現在は参加していない・参加したことがない理由（複数回答）

- ・地域活動に参加していない理由としては、「時間的な余裕がないから」が4割半ば、「自分の生活だけで精いっぱいだから」が3割半ば。
- ・また、「どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから」が2割半ば見られたほか、「いっしょに参加する仲間(知人)がいないから」が2割程度。
- ・活動がよく分からない、仲間がいないといった理由については、活動の周知や参加への誘いを行うことで、活動への参加者は増えることが考えられる。

(15) 地域の支え合いに期待すること（複数回答）

- ・地域の支え合いに期待することについては、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」が約7割でもっとも高い、次いで、「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」の約6割。

(16) 重点を置くべき地域福祉の施策

- ・今後、市が重点を置くべき地域福祉の施策については、「いじめ、児童虐待、高齢者虐待、DVなどの早期発見、早期対応策の充実」と「生活困窮世帯の子どもへの支援」、「やさしいところを育む福祉教育」が4割程度で高く、これら3つの施策が重視されている。

【第3章 第二次計画の推進状況の点検】

点検1. 人と人がつながりともに支え合える地域づくり（基本目標1）

（点検1-1）住民の福祉意識の醸成

（点検1-1-①） 人権教育・啓発の推進

□第二次計画では・・・□

住民一人ひとりが人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根付くことを目指し、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通して児童や高齢者、障がい者及び女性に対する人権問題をはじめ、様々な人権に関する教育・啓発を総合的に推進することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜教育委員会指導課＞

各学校においては、「人権の日」の設定や人権に関する授業、学校行事等が積極的に取り組まれています。また、「豊かな心」を育むという視点から、自分とは異なる他者とうまく関わり、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成が求められています。人権教育を発達の段階に応じて、道徳の時間や特別活動等全ての教育活動に位置づけるとともに、人権委員会の機能化や校内研修等を通して、人権尊重の考え方や共生の心の育成に向け、今後も全校体制で取り組む必要があります。

＜市民協働課＞

「人権週間（毎年12月）」における啓発活動や、市内各中学校へ「人権作文」を募り、「人権作文コンクール」に提出したり、市内小中学校での「人権教室」の開催（H27は111回実施）、うるま祭りにおける「人権啓発コンサート」（H28）、生涯学習フェスティバルにおける「人権啓発パネル展」（H28）などの取り組みを行っています。

今後も、人権教育・啓発のため、取り組みを継続する必要があります。

＜障がい福祉課＞

障がい者福祉においては、地域における障がい者の自立生活、共生社会の実現を目指しており、地域住民の障がいの理解が重要となっています。特に精神障がいに関する理解促進を図るため、精神保健福祉の市民講座や障がい者虐待の予防、発達障がいについての講演会などを開催しています。市民参加も多く、意識の高さがうかがえます。

(点検1-1-②) 地域住民への福祉学習の推進

□第二次計画では・・・□

「共に生きる地域社会」を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設及びその他関係機関・団体等と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ることを掲げていました。

また、多様な福祉講座と福祉体験学習のメニューを整え、気軽に学べる福祉学習の推進も掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

出前講座「小地域ネットワーク（近隣見守り 援助体制）づくり」を実施し、地域福祉についての周知や学習機会の提供を行っています。平成21年度から継続実施してきた【行政区型】出前講座に加え、平成28年度より【行政区型応用編】出前講座を新たに実施しています。

関心のある地域からの手上げ方式での講座開催のため、未実施の行政区が30か所あり、今後、推進していくためのアプローチを検討する必要があります。

入門編講座：小地域ネットワーク活動についてのワークショップ、講話及びマップづくりの講座

応用編講座：対象としては、入門編講座を修了し、3年以上活動を継続している団体。社会的に孤立しがちな方々を支えるため地域でどのような事ができるのか学ぶ講座。ワークショップ、講話

<介護長寿課>

高齢化の進行とともに、近年は認知症高齢者が増加しています。認知症に対する理解や予防についての周知等を図るため、自治会等の地域や各種団体を対象に、認知症の勉強を開催したり、認知症サポーター養成講座を開催しています。

(点検1-1-③) 幼児・児童生徒への福祉学習の推進

□第二次計画では・・・□

福祉意識の醸成のため、子どもの発達段階に応じた体験機会や福祉学習の推進を掲げていました。また、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び、仲間づくりができるよう、福祉教育の推進や特別支援ヘルパーの派遣などの環境整備についても掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

市社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動を通じた福祉学習に取り組んでいます。福祉体験や高齢者や障がい者とのふれあいなど様々な体験をとおして障がいへの理解が深まったり、障がい者の生活や体験などの話を聞いて、助け合う心など気づきが多く見られました。

学校での福祉体験学習においては、体験の時期が重なりボランティア担当職員だけでは対応が厳しい状況もありました。福祉体験学習の内容において、ボランティア養成講座や学校教諭への体験講座などの検討も必要です。

ア) ボランティア福祉学習の支援（平成28年度実績）

- ①福祉体験（車いす・視覚障がい [歩行/おり紙/味覚] ・ユニバーサルデザイン・点字 [打つ/触れる] ）16校
- ②福祉講話（福祉・ボランティア・障がい者の紹介）19回
- ③福祉教育に関する道具の貸与（車いす・アイマスク・白杖・点字板・点字のてびき・盲学校の点字教科書・高齢者擬似体験セット・ユニバーサルデザインセット・教材DVD）

イ) ボランティア活動推進校指定事業（平成28年度実績）

- ①市内保育所、幼稚園、小・中・高等学校を指定21校（保育園4園、幼稚園1園、小学校14校/高校2校）
- ②ボランティア活動推進校連絡会 1回、20人

ウ) ボランティア体験推進事業（平成28年度実績）

- ①ボランティア・NPO活動体験 10団体共催、10プログラム、延232人。

<障がい福祉課>

市では、障がい児の作品展示や障がいの啓発活動と場である「にこにこキッズフェスタ」を実施しています。障がい児のほか、健常児も参加し、交流を図る機会となっています。

（点検1-2）地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり

（点検1-2-①）小地域福祉ネットワークの組織化

□第二次計画では・・・□

地域福祉推進の中核となる住民組織として、各小地域福祉区に小地域福祉ネットワークを組織化することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜市社会福祉協議会（福祉総務課）＞

地域づくり支援事業として、地域への出前講座を実施しています。講座終了後に継続的な支援を行いながら小地域福祉ネットワーク組織化を推進しています。組織化する事で自分達の地域について話し合い、継続的に活動できるような体制づくりができたり、住民目線で福祉課題を抱える方のニーズをいち早くキャッチし、福祉の関係機関につなぐ事もできてきています。

出前講座終了後に組織化ができない地域もあるほか、講座終了後、数年間は活動を継続していた団体でも次第に活動が休止している所があります。講座終了後の活動支援の強化が必要です。

・小地域福祉ネットワーク組織化の状況

平成27年度：19か所 平成28年度：23か所

(点検1-2-②) 小地域福祉ネットワーク組織の育成支援

□第二次計画では・・・□

小地域福祉ネットワークの育成を図るために、専門員(コミュニティソーシャルワーカー)による、地域づくりの方法や活動計画の立案及び実際の活動における相談や技術的な援助について掲げていました。

そのほか、活動拠点の確保や福祉に関する情報提供、関係機関等との連携及び小地域福祉ネットワーク地域への周知と活動への参加促進などの支援も掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜市社会福祉協議会（福祉総務課）＞

行政区単位とした出前講座を実施し、講座終了後に小地域ネットワーク組織の組織化を支援し、円滑な活動の継続を目指し、相談や技術的な支援を行っています。具体的には、小地域定例連絡会などに参加し、組織活動の支援や福祉ニーズを抱えた方々の個別の相談支援について、どう支えていくのか共に考え活動に展開しています。

また、地域の必要に応じ、専門職との連携や、必要な技術を学ぶ機会を提供しています。

地域支援といっても地域により多種多様な特性があるため、その地域にあった育成支援の方法の検討が必要です。団体活動支援に当たっては、各コミュニティソーシャルワーカーの経験によって技術的な面での違いが見られます。地域育成のためのスキルが求められています。

1) 出前講座終了地区

【行政区型入門編】平成27年度：31か所 平成28年度：33か所

【行政区型応用編】平成27年度：0か所 平成28年度：1か所

1) 小地域定例連絡会へ参加

【小地域連絡会対象地域】平成27年度：21か所 平成28年度：23か所

(点検1-2-③) 地域福祉推進員の確保

□第二次計画では・・・□

住民の中から地域福祉推進員を育成し、活動の立ち上げや活動に関する相談・助言、行政や関係機関等との連絡・調整等を行う地域の役割を担ってもらうことを掲げていました。また、地域福祉推進員の確保に当たっては、社会福祉協議会と連携を図り、養成・育成していくとしていました。

■第二次計画での取組の状況■

<福祉総務課（市社会福祉協議会）>

現状では地域見守り隊の結成や活動が地域で進められており、第二次計画で掲げていた地域福祉推進員の役割を担うかたちになっています。

(点検1-2-④) 住民福祉活動への支援

□第二次計画では・・・□

見守り活動等の自主的なボランティア組織の活動充実を図るため、活動についての周知など、住民の理解と協力が得られるように図ることが掲げられていました。また、活動拠点の確保、他の住民組織や活動グループとの連携、活動に関わる相談や情報の提供などについても掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<福祉総務課>

ボランティア活動など、地域福祉活動拠点の提供を図るため、社会福祉センターの利用について周知や利用しやすい環境整備などに努めています。また、勝連・与那城社会福祉センターの今後の利用について検討を進めているところです。

(点検1-3)人と人のつながりづくり

(点検1-3-①) 人と人がつながる居場所づくり

□第二次計画では・・・□

「ふれあいいいきサロン」や「母親クラブ」、各種サークル活動などの居場所（活動の場所）の確保支援や、性や年齢の違い、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に訪れふれあうことのできる居場所づくりの推進を掲げていました。

また、児童館整備による地域の子育て支援と子どもから高齢者まで地域の人と人がつながる仕組みづくりも掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<社会福祉協議会（福祉総務課）>

高齢者や障がい者、子育て世帯等を対象とした居場所づくりや交流・生きがいの場である「ふれあい・いきいきサロン事業」を実施しています。

また地域には、未登録で活動をしているサロンもあるため、登録に向けた支援等も必要となっています。

・登録サロンの対象種類別設置数

- ア) 高齢者・障がいのある方（3サロン：8名週1回、12名週1回、20名月1回）
 - イ) 高齢者・認知症（2サロン：20名隔月1回、18名月4回）
 - ウ) 高齢者・認知症（1サロン：10名週1回）
 - エ) 障がいのある方・子育て中の方（1サロン：13名月1回）
 - オ) 子育て中・発達の気になる子の親・支援者（2サロン：13名月1回、5名月1回）
 - カ) 障がいのある方・支援者（1サロン：8名月1回）
- ※その他登録していないが把握しているサロン8か所あり

<介護長寿課（社会福祉協議会）>

高齢者の居場所づくり、生きがい対策として、ミニデイサービスを実施しています。また、ミニデイサービスに関わるレクリーターへの講習会を兼ね推進員相互の交流を図っています。

ア) 地域型＝ミニデイサービス

- ・住み慣れた地域で、多くの高齢者が参加できるよう地域の各公民館で実施。月1回～2回の実施

イ) 中央型＝生きがいデイサービス

- ・ミニデイサービス等に参加できない閉じこもりがちな高齢者を対象に「うるみん」及び津堅地区においては「若寿の家」で実施。週2回実施

<障がい福祉課>

障がい児等の親同士が集い、交流する場として「ゆんたく広場」があります。地域に数か所の広場があり、それぞれ自主的な交流活動を行っています。

<児童家庭課>

子どもの居場所が少ない地域において、児童館の整備を進めてきました。

(点検1-3-②) 人と人のつながりを意識した行事等の実施

□第二次計画では・・・□

市や地域の各種行事、イベント等の開催及び行事やPTA活動等において、人と人のつながりづくりを視野に入れた取り組みを進めることが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

「うるま市健康・福祉まつり」では、各種ボランティア団体のパネル展や創作物展示、福祉団体のパフォーマンス、障がい者福祉団体の出店販売などを行っています。毎年11月第3土曜日に実施しています。来場者は1,000人を超えていると推計されます。福祉団体の障がい者などの活発な姿が見られ、来客者へ福祉への関心が広げられると期待されるところです。参加団体への周知を広げ、まつりの規模や特色について検討しています。

<市民協働課>

市内に在する団体等が地域で実施するまちづくり活動（環境美化活動、地域福祉の向上、地域の活性化に資する活動等）に対し、市民協働のまちづくりの観点から当該活動に対する支援を実施しています。

平成28年度は、応募団体19団体に対し、外部有識者等による審査を経て、交付対象10団体の選定を行いました。（地域福祉活動3団体、自治会活性化3団体、地域活性化・交流系4団体）。

地域活動支援助成事業の認知度の高まりとともに、地域福祉活動や、地域づくりに関心を寄せる市民のネットワークが広がりつつあります。

支援がないと、継続活動が難しいといった声も寄せられており、自立に向けた取り組みや、場合によっては運営に対する支援の検討が必要と思われます。

(点検1-3-③) 自治会及び各種団体への加入支援

□第二次計画では・・・□

地域福祉推進の上でも自治会は重要であり、市の広報紙、ホームページなどを活用し、自治会の周知を図り、加入を促進すると掲げていました。

また、子ども会、青年会、婦人会、老人会などの各種福祉団体等への支援についても掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課>

「うるま市ホームページへの掲載」：自治会についての説明や必要性を掲載し、加入促進になるよう各自治会のメールアドレス等の連絡先を掲載しています。

自治会に関する問い合わせ等があった場合に、連絡先等についてより迅速かつ簡易に案内できるようになりました。

自治会加入世帯数そのものについては微増していますが、市全体での世帯数の増加が著しい中、加入率そのものは長期的に低落傾向にあり、より効果的な加入促進に向けた対応策が必要です。

市自治会長連絡協議会と連携し、自治会加入率の向上に向けた促進策の検討・実施を図る必要があります。

(点検1-3-④) 自治会間の連携支援

□第二次計画では・・・□

防犯活動、災害対策及び環境問題等について、複数の自治会にまたがることも多く、相互の自治会で連携するため、自治会間の情報交換及び交流促進を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課>

(現状と課題)

月に2回(1日、15日)の事務委託者連絡会議終了後に自治会長連絡会議の場を提供することにより、自治会間の連携支援を行っています。

平成28年4月から平成29年1月までに、基本的に月2回(平成29年1月のみ1回)の計19回実施しました。

自治会間における情報共有、意見交換の場として有効活用されています。

点検2. 一人ひとりに適切な支援がとどく地域づくり

(点検2-1)総合的な相談支援体制の構築

(点検2-1-①) ふれあい総合相談支援センターの設置

□第二次計画では・・・□

身近な地域での、健康や福祉に関する総合的な相談ができるように、各基幹福祉圏域に「ふれあい総合相談支援センター」を継続して設置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

ア)総合相談事業 ※コミュニティソーシャルワーカーの配置

- ・コミュニティソーシャルワーカーを6人配置し、地域の相談支援に当たっています。
(本所3人、石川地区1人、勝連地区1人 与那城地区1人)
- ・相談や活動の状況
 - ①健康及び福祉に関する総合的な相談及び支援（相談支援実人数 延1,434件）
 - ②公的サービスとインフォーマルサービスとの組み合わせ、分野を越えた総合的サービス提供のネットワーク形成、各種調整会議への参加、地域団体等の活動支援
(延相談件数1,101件 11月末現在)
 - ③小地域福祉推進や住民福祉活動等への支援
(延相談件数187件 11月末現在)
 - ④地域の社会資源や要支援者の把握
(延相談件数581件 11月末現在)

イ)ふれあい相談事業

市社会福祉協議会において、一般相談や専門相談を行っています。

「総合相談事業」は、各地域においてCSWの活動により、住民個別の課題や地域の課題について、地域、各種機関との一体的な相談が機能するようになってきました。また、地域団体等の活動支援により、地域での主体的なサロン活動や見守り体制づくりなどの小地域ネットワークの再構築に向けての活動が広がりつつあります。

「ふれあい相談事業」については、地域の身近な相談場所として、これまで各事業実施してきており、各種相談、多くの市民に利用してもらうことができています。

ふれあい相談については、本市において身近に相談できる相談機関や医療機関が増えてきたこと、ふれあい総合相談支援事業の実施により、ワンストップ相談の機能がボトムアップしてきたことで、一定の役割を達成してきたため、総合相談事業と一本化することを検討しています。

第3章 第二次計画の推進状況の点検

・相談の状況

①一般相談（本所・各支所）（延相談件数166件 12月末現在）

②専門相談

a) 聴覚補聴相談（延相談件数77件 12月末現在）

b) 法律相談（延相談件数66件 12月末現在）

（点検2-1-②） コミュニティソーシャルワーカーの配置

□第二次計画では・・・□

身近な地域での相談支援の充実などを図るために、ふれあい総合相談支援センターに「コミュニティソーシャルワーカー」を継続して配置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

市社会福祉協議会に委託で実施しており、6人のコミュニティソーシャルワーカーを本所や各支所に配置しています。住民からの相談をワンストップで受け止め、他の関係機関と連携した総合的な相談に対応する事で、相談支援の充実が図られています。また、コミュニティソーシャルワーカーが地域へアウトリーチする事で、地域住民にとって身近な窓口となっています。

前期地域福祉計画では、コミュニティソーシャルワーカーを8名配置予定だが、現況は、6名となっています。総合的な相談支援体制整備のため配置数を増やす取り組みが必要です。

・コミュニティソーシャルワーカーの地域への配置状況

本所（具志川第一地区2人、具志川第二地区1人）

勝連支所2人（勝連地区1人、与那城地区1人）、

石川支所1人

（点検2-1-③） コミュニティソーシャルワーカーの養成

□第二次計画では・・・□

コミュニティソーシャルワーカーは、福祉の熱意を持ち、福祉に関する知識や活動の経験が豊富で、高い見識のある人材が求められることから、社会福祉協議会と連携し、これまでの活動実績を踏まえた、人材の確保・養成することが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

コミュニティソーシャルワーカーの研修会や養成講座への参加により、資質向上に努めています。待遇面などから、福祉に関する専門的な知識・技術を持った人材の確保が厳しい現状にあります。

・コミュニティソーシャルワーカーの地域への配置状況

研修会や養成講座の参加【5回 延べ14人参加】

日常生活自立支援事業に関する研修：1回 5人参加

児童支援に関する研修：3回 5人参加

精神保健に関する研修：1回 4人参加

(点検2-1-④) 福祉総合窓口(ワンストップサービス)の設置

□第二次計画では・・・□

庁内各窓口で、保健、福祉、医療等に係わる住民からの相談に対し、十分な説明や情報の提供等を行うほか、関係する他の窓口及び地域の各種相談窓口と連携をとり、適切に対応していけるよう、庁内に福祉総合窓口(ワンストップサービス)の設置検討を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<福祉部>

福祉の総合窓口は設置されておらず、現在は、介護長寿課・障がい福祉課及び各庁舎等での窓口業務に嘱託員を配置していますが、来庁者に対して、目的の担当課まで寄り添って案内するにとどまっているのが実情です。

また、「市民便利手帳」には、福祉関連各課への連絡先のほか、その他の福祉に関することにおいて、福祉総務課を連絡先としています。しかし、福祉総務課に電話があった場合、担当課を探して繋いでいる状況です。「相談」により、必要な支援等につなぐことが多く、内容も専門的知識が必要であり、複数の課にまたがって対応することもあります。

(点検2-1-⑤) 小地域福祉ネットワーク会議の設置

□第二次計画では・・・□

コミュニティソーシャルワーカーの活動を支援するとともに、住民が互いに支え合い助け合っている地域づくりの効果的な推進を図るために、「地域福祉推進ネットワーク会議(仮称)」を設置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会(福祉総務課)>

地域福祉推進ネットワーク会議は平成27年度現在設置されていませんが、実践されるように継続して働きかけて行く必要があります。

(点検2-1-⑥) 各種相談担当者の資質向上

□第二次計画では・・・□

地域で活動する民生委員・児童委員、母子保健推進員などが、各分野の専門員との連携を密接にすることや、研修等を通して資質向上を図ることが掲げられていました。また、各分野の専門員の相談支援技術向上も掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会(福祉総務課)>

コミュニティソーシャルワーカーの連絡会を設け、ケース事例研究・検討、情報交換、事業活動の企画検討等を行っています。

<介護長寿課、障がい福祉課>

保健師や社会福祉士などの専門職が配置され、相談等を行っています。また、高齢者では地域包括支援センターや高齢者相談センター、障がい者では相談支援事業所において相談業務を担っており、市の相談業務と連携を図りながら、一人ひとりの状況に対応した相談を行っています。それぞれの分野において、資質向上を図るために、定期的な連絡会や研修等を実施しています。

また、相談業務、特に福祉に関する相談については、専門的な知識のほか、「豊富な経験」、「継続的な相談支援」が不可欠であり、こうした点に配慮して人員配置する必要があります。

<児童家庭課、保育課>

児童家庭課には家庭相談員、女性相談員が配置され、研修会や講演会等へ積極的に参加し、資質向上に努めています。また保育課においては、保育所利用等に関する利用者支援の相談を行っています。

<子ども健康課、健康支援課>

保健師、栄養士、看護師、心理士による相談業務の資質向上のため、県や小児保健協会等の実施する研修を受講しています。また、庁舎内の保健師による連絡会を開催し情報共有や事例検討等を行っています。

母子保健推進員の資質向上のため、定例会や県の主催する研修会に参加しています。

(点検 2-2) サービス提供体制の充実

(点検2-2-①) 公的サービスの充実

□第二次計画では・・・□

高齢者、障がい者、児童及び健康づくりに関する各個別計画を踏まえた基盤整備を進めることが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<介護長寿課、障がい福祉課>

高齢者においては、介護保険法に基づく介護保険サービスの提供や、地域支援事業による介護予防等の事業をおこなっています。障がい者については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児通所支援などがあります。また、手当等の支給もあります。

<児童家庭課>

児童手当や児童扶養手当、こども医療費の助成などを行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っています。こども医療費については、市では助成の通院対象年齢を県基準にならって就学前までとしています。町村では中学校卒業までを対象としているところもあります。経済的支援策の強化を図るため、市でも対象年齢の引き上げが望まれています。

また、小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブを市内で実施しています。地域のニーズに対応できるように、放課後児童クラブの整備を進めています。

<保育課>

待機児童の解消が喫緊の課題となっており、保育所をはじめとする教育・保育施設等の整備に取り組んでいます。しかし、保育ニーズの増大により、整備を進めて定員枠を増加しても、待機が解消されない状況が見込まれ、待機児童解消は引き続き課題となっています。

<子ども健康課、健康支援課>

健康うるま21(健康増進計画)における事業の推進:妊婦検診、乳幼児健診と事後フォロー事業(親子遊び教室、心理相談)や相談など、乳幼児を対象とした取り組みを展開していま

す。成人期については、特定健診や特定保健指導を始め、各種健診、がん検診および健康相談や出前健康教室等の開催を行っています。

<保護課>

生活困窮者自立支援法の施行以後、生活保護の対象にはならないが生活に困っている世帯への自立支援対策が全国の市町村で始まりました。うるま市においても、制度に基づきながら、「自立相談支援事業」や「住居確保給付金」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「学習支援事業」を行っています。民生委員・児童委員や自治会長へのアンケートの中には、生活困窮世帯への支援を充実するべきだという声も見られました。

(点検2-2-②) 地域支援体制の充実

□第二次計画では・・・□

公的サービスを補完するインフォーマルサービス、地域の支え合いなどの機能について、NPOや福祉施設、事業所等の社会資源を結びつけ、それぞれの活動をとおして相互に連携・協力ができるように図ることを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

コミュニティソーシャルワーカーが各種関係機関・団体が行う連絡会などへ参加したり、様々な地域資源の情報収集を行うことで、必要な支援と活動を結びつけるなどの機能を果たすよう努めています。また、平成28年度に、市内の民間事業所と見守りネットワークづくりのための意見交換を実施し、見守りネットワーク協定の締結に向け準備を行っています。

<市民協働課>

「コミュニティセンター助成事業」により公民館等の建設を行っています。

平成28年度においては、江洲自治会がコミュニティセンターの整備を実施。

コミュニティ助成事業については、基本的に地縁団体の認可を受けた（法人化）自治会を対象としており、行政の制約を受けずに、自治会独自の判断によりコミュニティ施設の整備を行えるようになった。

コミュニティ備品の整備では、県対米請求権事業協会の「コミュニティ活動促進事業」を活用し、コミュニティ備品の整備を行いました。

同助成制度を活用し、新赤道自治会において屋外用音響機器の購入整備を実施しています。これまでは音響機器の不備・不足によりイベントの進行に支障をきたす場合がありましたが、今回の整備により、夏祭りをはじめとする屋外イベント等をこれまで以上に質の高いレベルで実施できるようになりました。

(点検2-2-③) 情報提供の充実

□第二次計画では・・・□

公的サービスや制度に関する情報及びインフォーマルサービスの情報を収集整理し、市ホームページなどで情報提供を行うことが掲げられています。さらに、情報提供の方法の検討等についても掲げられています。

■第二次計画での取組の状況■

＜介護長寿課、障がい福祉課＞

高齢者福祉や障がい者福祉に関する情報、関連する制度の説明などについて、主に市の広報やホームページで提供を行っています。また、民生委員・児童委員の方々にも必要な情報を提供し、情報共有を行うように努めています。近年、制度やサービスが複雑化するとともに、法改正も頻繁になっているため、わかりやすい情報提供に努める必要があります。

＜児童家庭課、保育課＞

子育て支援や保育に関する情報を、主に市の広報やホームページで提供を行っています。また、「Welcome赤ちゃん」メッセージカードの配布や、子育てに関するパンフレットの配布、子育て相談に関する情報提供をおこなっています。子育てに関する情報をホームページ上にまとめ、提供することも検討が必要です。（子育てサイトの運用）

＜子ども健康課、健康支援課＞

・広報へ健康づくりに関する記事を掲載しているほか、市のホームページで保健事業の紹介を行っています。また、各事業を通してチラシの配布や健康づくり推進大会の開催、「FMうるま」での定期的な周知・広報などを行っています。

(点検 2-3) ボランティア活動の充実

(点検2-3-①) ボランティアの養成

□第二次計画では・・・□

住民が、ボランティア活動に参加していけるよう、活動や体験学習の機会を拡げたり、ボランティア養成講座を開催するなどの取り組みが掲げられていました。また、子どもたちのボランティア活動への参加や体験学習などの取り組みの推進も掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

市社会福祉協議会が主体となり、市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心にボランティアの養成に取り組んでいます。ボランティア団体活動支援助成事業、ボランティア講座などで、地域の課題解決に取り組むボランティア団体の活性化や福祉の向上につながっています。

ア)市内のボランティア団体へ助成

平成27年度：9団体 平成28年度：7団体

イ)講師・助成金活用助言・団体立ち上げ支援（随時）

ウ)ボランティア関係講座

平成28年度：パソコン講座（平成29年1月24日～2月23日）計8回

エ)生活支援ボランティア養成講座（平成27年度まで）

平成27年度 うるみん4回講座、延110名参加

<介護長寿課>

高齢者の生きがい活動や介護予防のボランティアである「ちばらな応援隊」について、養成講座を実施しています。応援隊は、地域の高齢者のミニデイサービスや体操サークル、予防教室等に出向き、とうがっさん体操の指導の実施や普及活動などを行っています。

<子ども健康課、健康支援課>

健康保健の分野では、妊娠・出産・育児に関する身近な相談を受けたり、保健師と連携を取りながらボランティアで家庭訪問や母子保健事業の手伝いをする「母子保健推進員」や、地域の食育活動を実践する「食生活改善推進員」がいます。

「食生活改善推進員」については、推進員養成講座を実施しており、養成された食生活改善推進員は、地域で食を通して正しい知識の普及と啓発の担い手としてボランティア活動を行っています。推進員の高齢化が進んでいることや、新しい推進員となる方が減少しているといった課題も見られます。

また、平成28年度から、自分や家族の健康づくりに役立つ学習・実践を通して、仲間づくりや、地域へ健康づくりを広げる隊員「みんなの健康ささえ隊」の講座を行っています。市民健康講座のほか、養成講座を経て、プレミアムメンバー17名が誕生しました。地域における自発的な健康づくりのきっかけとなるボランティア活動が期待されます。

(点検2-3-②) ボランティアセンターの体制・機能の充実

□第二次計画では・・・□

ボランティアに関する情報の発信や啓発活動の充実のほか、人材の育成やネットワークづくりなどを行うボランティアセンター（市社会福祉協議会に設置）の体制や機能のさらなる充実を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

＜市社会福祉協議会（福祉総務課）＞

ボランティアセンターにおいて、ボランティアを登録し、ボランティアへの協力依頼に対して紹介するなどの斡旋を行っています。様々な団体からのボランティア依頼があり、ボランティア活動内容も多岐にわたり、参加者も学生から一般の方々とボランティア活動の幅が広がりがみられます。

人的確保のためのボランティアではなく、ボランティア希望者が安心して楽しく活動できるためのコーディネートを重視する必要があります。また、ボランティア活動へ参加した方の感想や感じたことなどを把握し、今後の取組につなげることも必要です。

・ボランティアセンターの実績

- ① ボランティアの案内 平成26年度：71件 平成27年度：73件
- ② ボランティア登録者数 平成26年度：65団体・4,196人、個人73人（合計4,269人）
平成27年度：64団体・4,180人、個人53人（合計4,233人）
- ③ ボランティア活動協力依頼 平成26年度：73件 平成27年度：82件
- ④ 相談対応 平成26年度：27件（随時） 平成27年度：51件
- ⑤ ホームページ等での情報発信
- ⑥ ボランティア保険の加入促進
- ⑦ 善意銀行（リサイクル等）活動 ※市民の不要な物品等を必要としている方への
コーディネート受付12件 払出12件
- ⑧ ボランティア活動や地域福祉活動に必要な備品器材の貸与（CDプレーヤー、プロジェクター、車いす、点字板、ワイヤレスアンプ等）

・ボランティア活動依頼団体

- ・うるま市内児童館、小学校、自治会、うるま市（障がい福祉課・地域包括支援センター・児童家庭課）、高齢者施設、保育園、など

(点検2-3-③) ボランティアサロンの設置

□第二次計画では・・・□

互いの交流やボランティアに関する様々な情報を得ながら、コミュニティソーシャルワーカーと連携してボランティア活動が展開できるよう、ふれあい総合相談支援センター内に「ボランティアサロン」を設置することを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

ふれあい・いきいきサロンの活動支援を行い、9つのサロンが登録され、引きこもりや閉じこもりなど孤立しがちな人たちが、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、気軽に集まれる場所づくりを行い、活動を支援した。引き続き参加者を募り、明るい地域づくりを推進していく必要があります。

(点検2-3-④) ボランティア推進月間の設定

□第二次計画では・・・□

より多くの住民等が、積極的にボランティア活動に参加していけるよう、地域のボランティア活動の周知や活動に対する啓発の充実を図るために、ボランティア推進月間を設定すると掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

「夏のボランティア体験推進月間」として、7月から8月を設定しています。内容は、ボランティアやNPO活動体験で、色々な人たちと出会い交流しながら、ボランティア活動やNPO活動について理解を深めています。参加者自ら希望する活動へ応募し、地域で活動しているボランティアやNPO団体の方々とふれあい体験することで、活動への理解や自分たちの住んでいる地域への愛着が生まれ、活動終了後も継続したいという希望者もいて、団体もそれを受け入れ人材育成につながっています。また、独自に活動の中で、ボランティア養成に取り組む団体もあり、活性化が図られています。

参加するボランティア団体が主体となって実施することになっているが、参加人数の調整や確認、当日の準備などスムーズにできない団体もあり、そのサポートが必要となっています。

(点検 2-4) 権利擁護体制の充実

(点検2-4-①) 人権教育・啓発の推進（再掲）

※再掲につき割愛。

(点検2-4-②) 日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用援助

□第二次計画では・・・□

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な場合、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための支援が必要となります。第二次計画では日常生活自立支援事業について、住民へ周知を図り利用を援助するほか、本市単独事業実施に向け、社会福祉協議会と連携することを掲げていました。

また、財産管理や契約などの法律行為を個人でできない人の権利や利益を保護する成年後見制度についても、制度の周知と利用援助を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市社会福祉協議会（福祉総務課）>

平成25年8月より、市社会福祉協議会でうるま市権利擁護センター事業を受託し、市単独の事業としては県内で宜野湾市に次いで2番目となっています。福祉サービス利用援助事業として、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が低下し日常生活を営むのに支障がある者に福祉サービスの利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を行う事で地域で安心して生活ができるよう支援しています。

平成28年12月末時点での利用人数は45件(内生活保護受給者28件)となっています。年間の新規契約者数は平均13件です。

また、島しょ地域の利用者支援時の長距離移動も課題です。(移動距離に応じて交通費を徴収しているため利用者の負担増)

生活保護受給者の増加により、利用者から徴収する利用料と生活支援員へ支払う活動手当の不均衡が生じるため、改善策の検討が必要です。

日常生活自立支援事業等の利用については、コミュニティソーシャルワーカーが相談を受ける中から必要に応じて利用につなげています。

<介護長寿課、障がい福祉課>

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利擁護として、成年後見制度利用支援があり、財産管理や契約等について成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等への報酬の負担が困難なものに対し、助成を行っています。近年、認知症高齢者の増加、支援を必要とする障がい者の増加も見られるため、成年後見制度や利用支援事業についての周知・広報を十分に行う必要があります。

(点検2-4-③) 要援護者の発見と対応の充実

□第二次計画では・・・□

地域住民や各種相談窓口と連携し、人権侵害に関する連絡体制を構築するとともに、必要に応じて人権侵害を行っている個人や団体などに、警告や勧告などの救済措置をとることができる体制づくりの検討を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課 >

人権擁護委員による人権相談所を開設している中で相談等があれば対応しています。また、相談日以外においても職員で対応したり、自治会から相談があった場合に関係機関への引継ぎを行っています。今後も継続して取り組むことが必要です。

<児童家庭課 >

女性が抱えている様々な問題や悩みについて相談を受け、その問題解決のため必要な助言や情報提供を行う「女性相談」を実施しています。保護命令申請のため配偶者暴力相談支援センターを案内するほか、警察や弁護士、医療機関、一時保護所など各機関へのつなぎを行っています。加害者から女性相談員へ危害がおよぶ可能性が常にあるなどの課題も見られます。

(点検2-4-④) 虐待等防止に向けた総合的な体制づくり

□第二次計画では・・・□

児童や高齢者、障がい者への虐待及びDVに対し、早期発見と早期解決を図るために、住民や保育所(園)、幼稚園、学校、医療機関等との連絡通報体制の構築や、児童虐待に関してはうるま市要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待については地域包括支援センターを中心に各種機関が連携し、支援することを掲げていました。

また、虐待や暴力から緊急一時的に避難できる場所の確保や母子生活支援施設の建設についての検討も掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

(児童家庭課、障がい福祉課、介護長寿課)

虐待等への迅速な対応がとれるよう、児童虐待に関しては「うるま市要保護児童対策地域協議会」、障がい者では「障害者虐待防止センター」が設置され、高齢者虐待については、地域包括支援センターを中心に各種機関が連携し、支援を行っています。関係機関が情報共有をすることで、家庭状況の把握と支援状況の把握ができ、連携がスムーズになっています。虐待等への対応においては、担当者等への負担が大きという課題もあります。

児童虐待においては、医療機関によって支援連携の拒否もあり、県とも連携しながら医療機関への連携協力依頼をする等の必要です。

点検3. 快適で安心して暮らせる地域づくり

(点検3-1) 人にやさしい、まちづくりの推進

(点検3-1-①) ユニバーサルデザインの普及啓発

□第二次計画では・・・□

すべての人が安全に安心して社会参加できるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するための、市の各部署及び民間事業所並びに住民に対しても理解が深まるよう取り組むことされていました。

■第二次計画での取組の状況■

公共施設のほか民間事業所においても施設整備は、高齢者及び障がい者のためのバリアフリーが浸透されつつありますが、さらに多くの方々に対して利用しやすい手法とされるユニバーサルデザイン化についても普及が望まれます。ユニバーサルデザインのまちづくりは全体的な取り組みですが、思いやりを持った環境整備のためにも、まず福祉の精神を育むことが必要とのことから、ボランティア活動及び学校教育の啓発活動を継続して行っています。

(点検3-1-②) ユニバーサルデザインの推進

□第二次計画では・・・□

新設、既設を問わず、建物や道路等および情報提供やサービス利用において、誰もがわかりやすく安心して快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備、改善を行うことを掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市庁舎をはじめとする公共施設の整備等に努めてきました。

(点検3-1-③) 移動手段の確保

□第二次計画では・・・□

住民ニーズを踏まえつつ、有償バスの運行について効率的・効果的な運行ができるよう、検討することを掲げていました。

また、市民の移動手段として、既存の路線バスの運営促進に努めるとともに、コミュニティバスを含めた公共交通のあり方について検討することも掲げていました。

そのほか、社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる外出支援の体制づくりや福祉有償運送についても検討を掲げています。

■第二次計画での取組の状況■

<介護長寿課、障がい福祉課>

福祉サービスにおいては、高齢者や障がい者のための移動支援サービス（リフト付き福祉バスの運行）や、障害福祉サービスにおける同行援護や移動支援事業があり、必要に応じてサービス提供を行っています。

<市民協働課>

平成28年7月より、これまでの庁舎間連絡バスのサービス内容を拡充し、公共施設間連絡バスの運行を開始しました（交通空白地帯にある自治会の公民館等11か所、バス2台増便）。

平成27年度の庁舎間連絡バスの延べ利用人数（7月～12月）5,047人に対し、公共施設間連絡バス（7月～12月）の延べ利用人数は8,446人となっており、3,399人の増加、率にして67.3%上昇しました。

利用する市民からは、経路地の増、また、運行時間の延長などに関する要望が寄せられています。現行の運行体制（2ルート、2便ずつ）の範囲において、より利便性が高まるような運行経路の設定などの検討を行う必要があります。

（点検3-2）防犯・防災対策の充実

（点検3-2-①）防犯対策の充実

□第二次計画では・・・□

犯罪被害から住民を守るため、住民が犯罪に巻き込まれないよう回避する方法や犯罪の危険性を感じた時の対処法などの周知を図ることを掲げていました。

また、夜間パトロールの継続や一戸一灯運動の推進、防犯灯の整備推進など、犯罪の起こりにくい地域づくりの推進を掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<市民協働課>

自治会に対し、防犯灯および夜間の生活環境の整備を図り、市民生活の安全に資することを目的に補助金を交付しています。

自治会のランニングコストを削減する為、既存の防犯灯をLED化することも進めています。

<青少年センター>

「県民一斉行動 深夜徘徊防止総決起運動」を毎年7月に、県内他市町村も一斉に実施しています。また、夜間パトロールを実施しており、指導員を各学校区（PTA）に打診して募集しています。

(点検3-2-②) 防災対策の充実

□第二次計画では・・・□

「うるま市地域防災計画」に基づき、防災訓練や防災マップ等を通じて住民の防災意識の高揚を図ることや、災害時における市の組織体制の整備推進について掲げていました。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神に基づく「自主防災組織」の結成を支援し、「自助」「共助」「公助」による体制の整備を推進することも掲げていました。

■第二次計画での取組の状況■

<防災基地涉外課>

東日本大震災等を踏まえ、突発的に発生する地震・津波災害時における防災体制の向上を図ることを目的に避難訓練等を実施しています。

「災害対策本部設置運営訓練及び職員参集訓練」を毎年11月に実施しています。内容は、地域防災計画に基づき、災害対策本部員の庁舎への参集、災害対策本部の設置、本部会議の開催を訓練シナリオに基づいて行うものです。平成28年度は市職員や自主防災組織、保育所、市全域の小中学校が参加しました。土曜日に実施したことで、災害時に市職員が担うべき事務分掌を確認することができたほか、指定避難所等開設訓練等を実施することで、マニュアル（素案）を作成することができました。

市内では自主防災組織が37自治会で結成されています（平成29年1月現在）。自主防災組織を結成することにより、地域防災力向上を図ることができます。また、資機材整備事業を行い自主防災組織の支援を実施しました。未結成自治会へ説明会を開催し、結成に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。

そのほか、防災避難通路の整備や防災備蓄倉庫の整備などを行っています。

<消防・消防団>

市内において、女性防火クラブの育成や、幼年消防クラブの育成を行い、家庭における消火器、住宅用火災警報器の設置を促すとともに、防災意識を高める活動や、「火」への取り扱いについての意識づけ等を行っています。

(点検3-2-③) 災害時における要援護者への対応の充実

□第二次計画では・・・□

災害時などに一人で避難等できない災害時要援護者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供及び避難誘導並びに避難場所での健康管理その他必要な救護・救済対策等について、地域と連携し、地域で支え合う体制を整備することが掲げられていました。

また、災害時要援護者の把握方法や、地域への情報提供の方法など、行政と地域が一体となった取り組みを推進することが掲げられていました。

■第二次計画での取組の状況■

(福祉総務課)

市の避難行動要支援者の避難支援計画は策定され、避難行動要支援者登録を実施していますが、個別の避難計画（一人ひとりの避難支援方法、誰が支援するかなど）の作成は進められていません。名簿登録を進めるとともに、個別避難計画の作成や支援者の確保などを図る必要があります。

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、これまで災害時要援護者と使われてきた言葉が変更され、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」ということになりました。

市町村には、避難行動要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成することが義務づけられました。

また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的な手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）が策定され、この指針に基づいて取り組みを進める必要があります。

(防災基地渉外課)

平成28年11月に行った避難訓練では、避難行動要支援者が避難する際の福祉避難所を開設し、避難等のシミュレーションを行いました（具志川ドーム、健康福祉センターうるみん）。訓練では、避難行動要支援者の避難において、受け入れ先について課題が見られました。

【第4章 計画策定の基本的な考え方】

1. 地域福祉推進のための地域の捉え方

本市は平成29年2月現在、12万人を超える多くの市民が暮らしており、地域による人口差、人口構成の差（高齢者が多い、子育て世帯が多い など）が見られます。また、市域が広く、島しょ地域もあるため、市内を圏域に分け、地域の特性を踏まえた上で地域福祉を推進する必要があります。

第二次計画では、以下の圏域を設定していました。第三次計画においても、同様の圏域設定を進めることとします。

(1) 全福祉圏域

地域福祉の効果的な推進を図るために、市として幅広く、総合的な地域福祉施策を進める範囲として、市全域を「全福祉圏域」と設定します。

(2) 基幹福祉圏域（民生委員児童委員協議会活動範囲）

住民福祉活動の展開や要支援者の自立支援において、効率的で適切な支援を行うためには、人口、地理的条件、歴史的経緯などを踏まえ、一定範囲の行政区をひとまとまりとした圏域を設定することが効果的です。

現在、本市には5つの民生委員児童委員協議会があり、市社会福祉協議会の本所・支所とのつながりも強く、共に合併以前の4市町を活動範囲としており、その地域の事情に明るく、住民との関わりも深いことから、各民生委員児童委員協議会の活動範囲を「基幹福祉圏域」と位置付け、次の5圏域を設定します。

- ①勝連地区民生委員児童委員協議会（定数：29名）
- ②与那城地区民生委員児童委員協議会（定数：27名）
- ③具志川東地区民生委員児童委員協議会（定数：45名）
- ④具志川西地区民生委員児童委員協議会（定数：38名）
- ⑤石川地区民生委員児童委員協議会（定数：37名）

(3) 小地域福祉区（行政区）

住民が地域の生活課題を把握しやすく、課題に対応した住民活動の合意形成と具体的な活動が展開しやすい範囲として、行政区を基本的な単位として「小地域福祉区」と位置付けます。

また、独自に自治会を持っている団地についても、ひとつの小地域と捉えた上で、隣接する小地域における共通の生活課題について、小地域間で互いに連携・協力して課題解決にあたるものとしてします。

2. 地域福祉推進の視点

現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、生活課題の解決に向けて努力していくことが大切です。

「自助・共助・公助」が相互に連携し、補完し合うことが、地域福祉推進に必要な視点となります。

(1) 自助の視点

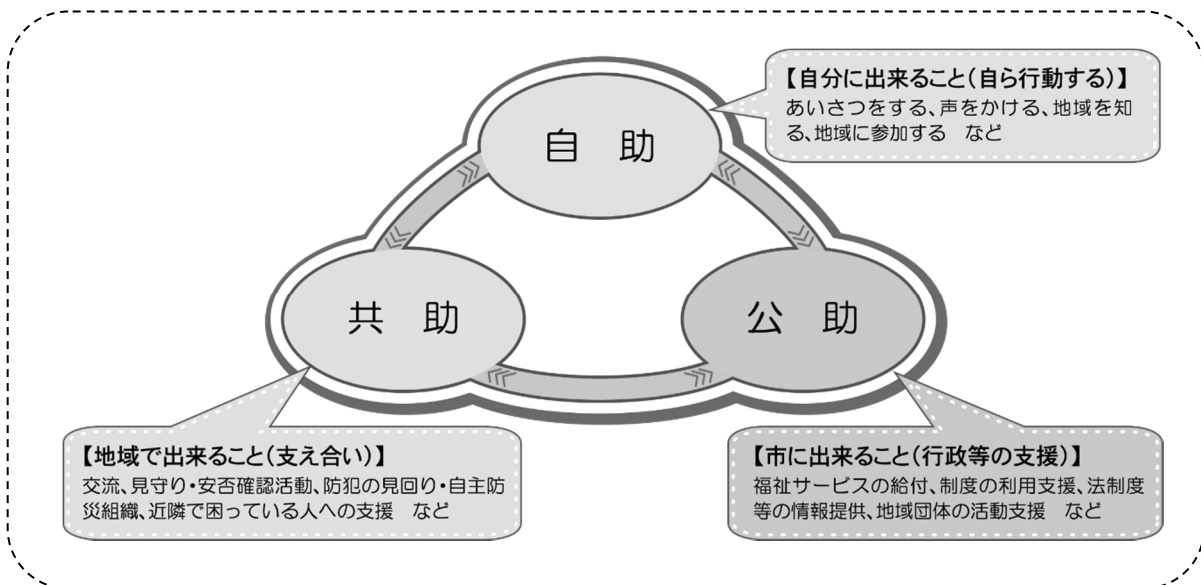
市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のこと。

(2) 共助の視点

自助では対応できない生活課題等について、地域住民や地域の団体・組織等が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のこと。

(3) 公助の視点

行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備などの事業・施策のこと。



3. 基本理念

住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり

住民が互いに支え合い、誰もが健やかに安心して暮らせる、居心地の良い、まち

基本理念の考え方

自分たちの住む地域は自分たちで変えていくという、住民の主体性が発揮されることで、地域に根ざした個性ある社会的活動や連帯感が育まれます。

そして、誰もがうるま市に住んで良かったと思える、支え合いのある、居心地のよい“いーやんべー”のまちづくりが実現します。

人は地域で暮らしていく中で、様々な生活上の問題や悩みに出会うことがあります。時には一人の力で乗り越えることができないこともあります。そうした時、地域の誰かが支えてくれることで、その人にとっての望ましい生活を送ることができます。そのような助け合い、支え合いの風土が育まれることで、地域に住む人たちは幸せを感じ地域への愛着が確かなものとなり、地域はより活気づいていきます。

そのような地域を形成していくには、誰もが年齢、性別、障がいの有無などで差別を受けたり、偏見を持たれることなく、人としての尊厳や基本的権利が守られ、等しく社会参加の機会が保障されなければなりません。

また、一人の生活課題は誰にでも起こりえる課題であると受け止め、互いに相手を思いやり、助け合うことが大切であるという共通の価値観を持ち、全ての住民が安心して、共に暮らしていける地域づくりに参画していくことが求められます。

4. 基本目標

「自助」、「共助」、「公助」による地域福祉を推進するため、以下の基本目標を掲げ、地域において自ら参加し、支え合うための環境づくりと、一人ひとりの多様な状況やニーズに対応する支援を行っていきます。

① 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域福祉の人材育成）

本市では、地域活動への住民参加が消極的な地域が多く、特にアパートの多い地区では参加が低い状況にあります。また、自治会の加入率も市全体では年々減少する傾向があり、昔から（20年以上）市内に居住している人の加入率は高いものの、アパート世帯では非常に低くなっています。

地域活動を進めるに当たっては、住民参加が不可欠であるため、地域福祉の意識向上を図りながら、自治会活動への参加促進や活動の活性化、ボランティアへの参加促進等について推進します。

② 人と人が「支え合う」ための地域環境づくり（地域福祉の体制づくり）

隣近所の付き合いや地域のつながりが充実することは、世帯の孤立を防いだり、一人暮らし高齢者や子どもたちの見守り、犯罪の抑止、災害時の助け合いなど、地域で暮らす中での安全・安心につながります。

隣近所のあいさつから始まり、声かけや相談、手助けを行うなどの支え合いを広げるとともに、支援を必要としている人を発見し、相談や住民による支援および制度・サービス利用などにつなげていく体制をつくるなど、支え合いのまちづくりを推進します。

また、犯罪や災害から住民を守り、安心して暮らしていけるよう地域と連携した対策の充実を図ります。

③ 快適で安心して暮らすための地域環境づくり（福祉サービス等の充実）

市民が快適で安心な暮らしを実現するためには、自助・共助とともに、自分たちでは解決できない事柄への支援を行う公助も不可欠です。行政やサービス事業所等による相談・情報提供および福祉サービスの充実を図るほか、道路や建物、公園等の生活環境の整備推進及び移動手手段の確保を進めます。

また、生活困窮世帯の自立支援、権利擁護など、支援を必要とする人への対策についても充実を図ります。

5. 重点施策

本計画の推進においては、以下の項目について重点施策として取り組みます。

(1) 地域福祉意識の醸成

地域福祉の担い手は住民であり、住民の参加がなければ支え合いの地域福祉は成り立ちません。現状として地域福祉活動への参加率は低い状況にあり、隣近所の支え合いや福祉についての啓発・福祉教育等を行い、住民の地域福祉意識の醸成を図ります。

(2) 自治会の活性化

地域福祉を推進する上では、もっとも住民に身近な自治会の活動が基本となりますが、自治会の加入率は地域差があるものの減少する傾向にあり、特にアパート世帯での加入率の低迷は大きな課題となっています。自治会に加入していても地域行事や地域福祉活動への参加者は偏りがあることや、自治会を運営する担い手が不足するなど様々な課題もあり、こうした課題を解決するために自治会の加入促進や参加しやすい環境づくり、自治会の活性化などに取り組みます。

(3) 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援

市社会福祉協議会と連携し、小地域福祉区を単位として、地域住民が身近な生活課題について話し合い、具体的な福祉活動に主体的に参加していけるよう地域福祉推進のための住民組織を立ち上げ、その育成を図ります。

(4) 市社会福祉協議会を中核とした住民福祉活動の推進

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間の組織であり、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現のために、取り組んでいます。民間組織であることから、行政のサービスや制度では手の届かないところへの支援において、力を発揮していただいております。市の地域福祉推進においては、これまでも、市社会福祉協議会との連携・協力により取り組んできましたが、地域課題が複雑多岐にわたる中、一層の地域福祉の充実を図るため、市社会福祉協議会を中核とした住民福祉活動を推進します。

(5) 相談、情報提供の充実

住民が生活の上で抱えている困りごとや問題は多様であり、市ではこれらの支援のために相談やサービス等の情報提供を行い、制度等の利用につなげるよう努めています。しかし、住民からは「相談の場がわからない」や「情報が来ない」などの声が多くあることから、相談と情報提供の一層の充実を図ります。また、若い世代では相談より「情報」を求め、高齢者では親身になった「相談」が求められていることから、世代や対象者に応じた相談・情報提供を検討し実行するように努めます。

(6) 権利擁護の推進

市では認知症高齢者や障がい者の増加がみられ、権利擁護を必要とする人も今後増えることが予想されます。現在、「うるま市権利擁護センター」を市社会福祉協議会への委託により設置し、権利擁護に関する取り組みを行っています。今後も権利擁護センターを中心とした取り組みの推進を図るほか、成年後見制度の周知度の向上、虐待やDV等の人権に係る支援体制の強化を図るなど、権利擁護を推進します。

(7) 生活困窮世帯自立支援の推進

これまで、いわゆる「制度のはざま」と言われ、生活保護を受けられないが経済状態が困窮している世帯が多くありました。国では平成27年度から「生活困窮者自立支援法」を施行し、相談や就労支援等の自立支援対策が始まりました。市でもパーソナルサポートセンターを設置し、相談を受けながら一人ひとりの生活状況に応じた自立のための支援を行っており、実施状況を見極めながら今後の対策を推進します。

(8) 子どもの貧困対策の充実

沖縄県においては、生活困窮世帯の子どもは3割に上るなど、全国よりも高いことが報告されています。生活困窮家庭ではその子どももまた貧困に陥ってしまうことが少なくないのが実情です。貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの貧困対策を充実します。

(9) 避難行動要支援者の避難支援

平成23年の東日本大震災以降、災害や災害予防に対する関心は全国的に高まりました。災害時の避難については行政の防災体制だけではなく、身近な地域での取り組みが重要であり、特に1人で避難することが困難な「避難行動要支援者」については、隣近所の助けあい、日頃からの見守りも含めた支え合いによる避難支援が不可欠です。避難行動要支援者の把握や一人ひとりが実際にどのように避難するか、避難支援するかという個別計画も必要であり、こういった支援の体制づくりを進めていきます。

6. 施策の体系

住民による住民の幸せのための“いーやんべー”のまちづくり

＜基本目標1＞

一人ひとりが「参加する」
ための地域環境づくり
(地域福祉の人材育成)

＜施策の大綱＞

1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保
 - (1) 人権教育・啓発の推進
 - (2) 福祉教育の推進
 - (3) 地域人材の確保と育成
 - (4) 民生委員・児童委員の確保、活動の支援・強化
2. 自治会の活性化推進
 - (1) 自治会への加入、地域活動への参加促進
 - (2) 自治会の活性化支援
 - (3) 自治会間の連携支援
3. ボランティア活動の拡充
 - (1) ボランティアの養成
 - (2) ボランティアセンターの体制・機能の充実
 - (3) ボランティアサロンの設置・充実
 - (4) ボランティア推進月間における取り組みの推進

＜基本目標2＞

人と人が「支え合う」
ための地域環境づくり
(地域福祉の体制づくり)

＜施策の大綱＞

1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり
 - (1) 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援
 - (2) コミュニティソーシャルワーカーの配置
2. 人と人のつながりづくり
 - (1) 地域の居場所づくりの推進
 - (2) 地域での交流機会の確保
3. 住民等の地域福祉活動の推進
 - (1) 市社会福祉協議会の活動強化支援
 - (2) 市内の社会福祉法人の連携支援(地域貢献の推進)
 - (3) 地域住民の地域福祉活動促進と支援
 - (4) 地域見守り隊の拡充
 - (5) 地域企業の地域福祉活動参加の促進
4. 防犯・防災対策の充実
 - (1) 地域における防犯対策の充実
 - (2) 地域における防災対策の充実
 - (3) 避難行動要支援者への支援の充実

＜基本目標3＞

快適で安心して暮らす
ための地域環境づくり
(福祉サービス等の充実)

＜施策の大綱＞

1. サービス提供体制の充実
 - (1) 福祉サービス等の充実
 - (2) 専門職員等の人材確保と資質向上
2. 相談・情報提供の充実
 - (1) 相談の充実
 - (2) 相談員の確保と相談の質の向上
 - (3) ふれあい総合相談支援センターの充実
 - (4) 地域人材との連携による相談の充実
 - (5) 情報提供の充実
3. 人にやさしいまちづくりの推進
 - (1) ユニバーサルデザインの普及啓発、推進
 - (2) 移動手段の確保
4. 生活困窮者の自立支援の充実
5. 子どもの貧困対策の充実
 - (1) 子どもの貧困対策に向けた体制整備
 - (2) 貧困対策支援員の配置及び居場所づくりの実施検討
 - (3) 学習支援の実施
6. 権利擁護の推進
 - (1) 日常生活自立支援事業の充実
 - (2) 成年後見制度利用支援の充実
 - (3) 虐待等防止のための体制充実

【第5章 今後の取り組み】

基本目標1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域福祉の人材育成）

1. 地域福祉意識の醸成と人材の確保

【基本方針】

住民主体の地域福祉を推進していくためには、住民が福祉に関心を持ち日頃から福祉を意識することが大切です。その基本となるのが人権教育であり、人権に関する理解を深めるための教育・啓発を行うとともに、福祉教育を推進し福祉意識の醸成を図ります。

また、地域の福祉力を向上するためには、住民の地域参加が不可欠であるため、地域活動の担い手の確保を図ります。

【施策の推進】

(1) 人権教育・啓発の推進

住民一人ひとりが人権尊重の理念について正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことを目指し、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通して児童や高齢者、障がい者、女性に対する人権問題をはじめ、様々な人権に関する教育・啓発を総合的に推進します。

また、様々な広報手段や講演会などを通して人権意識の啓発を行うとともに、関係機関や専門家等と連携した効果的・継続的な教育・啓発の体制をつくります。

(2) 福祉教育の推進

性や年齢、障がいの有無など人それぞれの特性や価値観の多様性を超え、共に生きる福祉社会を構築していくには、住民が身近な生活課題に気づく力を養い、困っている人に自然に手を差し伸べることができる意識や行動を定着させていくことが大切です。

共に生きる地域社会を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設及びその他関係機関・団体等と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

また、多様な福祉課題や地域福祉活動に対応した講座と福祉体験学習のメニューを整え、気軽に学べる福祉教育を推進していきます。

福祉意識の醸成においては、幼児期から豊かな福祉の心を育てることが大切です。

思いやりのある心、豊かな人間性を育むために、学校においては、子どもの発達段階に応じたボランティア活動や、高齢者や障がい者とのふれあい、福祉講話等の機会の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学び、仲間づくりができるよう今後とも、福祉教育の推進や特別支援ヘルパーの派遣などの環境整備を進めます。

(3) 地域人材の確保と育成

自治会単位で進められている「地域見守り隊」について、未結成の地域への結成促進を図るとともに、地域見守り隊への参加を促し、支え合いの人材確保に努めます。

さらに、日々の生活で支援を必要としている方々に対する隣近所からの声掛け等の協力を得るなど、身近な支え合いを担う人材の確保に努めます。

(4) 民生委員・児童委員の確保、活動の支援・強化

民生委員・児童委員は地域福祉における身近な相談役を担っているほか、行政や関係機関との橋渡し役でもあります。民生委員・児童委員の欠員をなくすため、委員確保に努めます。また、民生委員・児童委員の活動支援を行うほか、資質向上のための研修等の充実に努めます。

市民に対しては、民生委員・児童委員の活動内容の周知を行い、活動の理解と協力が得られるように進めます。

2. 自治会の活性化推進

【基本方針】

地域福祉の基本となるのは、小地域のコミュニティであり、自治会の担う役割は大きいです。自治会の加入者を増やし、地域活動が活性化されるように、支援等を行っていきます。

【施策の推進】

(1) 自治会への加入、地域活動への参加促進

自治会は地域福祉活動を進めるもっとも住民に近い団体であり、現在は市の補助金なども活用し、連携しているところです。地域福祉推進の上で自治会は重要であり、より多くの地域住民が自治会へ加入し、活動することが大切です。市の広報紙、ホームページなどを活用し、周知を図り、自治会の加入促進や地域活動への参加促進に努めます。

(2) 自治会の活性化支援

地域の様々な活動への支援・協力を行うとともに、取り組みや地域で活躍する人の情報発信に努めます。

また、その他地域に貢献する各種団体(子ども会、青年会、婦人会、老人会、各種福祉団体等)についても地域福祉推進のための重要な団体として支援します。

さらに、市民自らが地域福祉の担い手となるよう、民生委員・児童委員や行政及び福祉機関と連携して、地域課題の解決に向けた活動を促進します。

(3) 自治会間の連携支援

昨今の防犯活動、災害対策及び環境問題等については、複数の自治会にまたがることも多く、相互の自治会で連携することにより、円滑な活動ができます。そのためにも、自治会間の情報交換及び交流を促していきます。

3. ボランティア活動の拡充

【基本方針】

住民の様々な福祉ニーズに対応していくには、公的な福祉サービスのほか、ボランティアによるきめ細かい支援が求められています。

社会福祉協議会(ボランティアセンター)と連携し、ボランティアの養成及び活動の拡充を図ります。

【施策の推進】

(1) ボランティアの養成

より多くの住民が、できる範囲でボランティア活動に参加していけるよう、活動や体験学習の機会を拡げるとともに、積極的な情報提供や広報啓発、基幹福祉圏域でのボランティア養成講座の開催などを行います。

企業に対しても、積極的な地域貢献活動への参加を働きかけます。

また、将来にわたる福祉社会の構築のため、次代を担う子ども達がボランティアを身近に感じ、気軽に参加できるよう、今後とも生徒に対しボランティア活動への参加や体験学習などの取り組みを行います。

(2) ボランティアセンターの体制・機能の充実

本市におけるボランティア活動の一層の活性化を図るため、ボランティアに関する情報の発信や啓発活動の充実のほか、人材の育成やネットワークづくりなど、ボランティアセンターの果たす役割が一段と重要となります。

社会福祉協議会が母体であるボランティアセンターの体制や機能のさらなる充実を図ります。

(3) ボランティアサロンの設置・充実

ボランティア活動に参加したいと考えている人が、より身近な地域で気軽に集まることができ、互いの交流やボランティアに関する情報が得られるほか、コミュニティソーシャルワーカーと連携したボランティア活動が展開できるよう、ふれあい総合相談支援センター内に「ボランティアサロン」を設置します。

(4) ボランティア推進月間における取り組みの推進

より多くの住民等が、積極的にボランティア活動に参加していけるよう、地域のボランティア活動の周知や活動に対する啓発の充実を図るために、ボランティア推進月間を設定します。

基本目標2 人と人との「支え合う」ための地域環境づくり（地域福祉の体制づくり）

1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり

【基本方針】

住民主体の地域福祉の推進を図るには、住民が地域の生活課題に関心を持ち、課題に対応した福祉生活への積極的な参加と活動が持続的に実践できる環境づくりが重要となります。そのためには、社会福祉協議会と連携し、小地域福祉区(行政区)で地域福祉推進の中核となる住民組織・住民活動の育成を図ります。

また、社会福祉法人においては、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」ことが示されました。市社会福祉協議会が中心となりながら、市内の社会福祉法人の地域社会への貢献が進められ、支え合いの担い手が広がるように促していきます。

【施策の推進】

(1) 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援

地域福祉を推進する上で、住民の主体的な参加を図るには、地域住民が地域の生活課題を把握し、自分達の望む地域づくりについて話し合う機会を持つことが大切です。

そこから、地域の課題解決のために、住民自身の果たすべき役割や目標を明らかにした上で、地域福祉活動を展開していくことが求められます。

そのような地域福祉推進の中核となる住民組織として、各小地域福祉区に小地域福祉ネットワークを組織化します。組織化については、順次拡大していきます。

小地域福祉ネットワークには、福祉に関心のある自治会を中心として、個人、民生委員・児童委員、ボランティア、老人会、子ども会、婦人会及び事業所など地域を構成する様々な人達が参加するものとします。

小地域福祉ネットワークの育成を図るために、専門員(コミュニティソーシャルワーカー)による、住民の目指すべき地域づくりの合意形成、活動計画の立案及び実際の活動における相談や技術的な援助を行います。

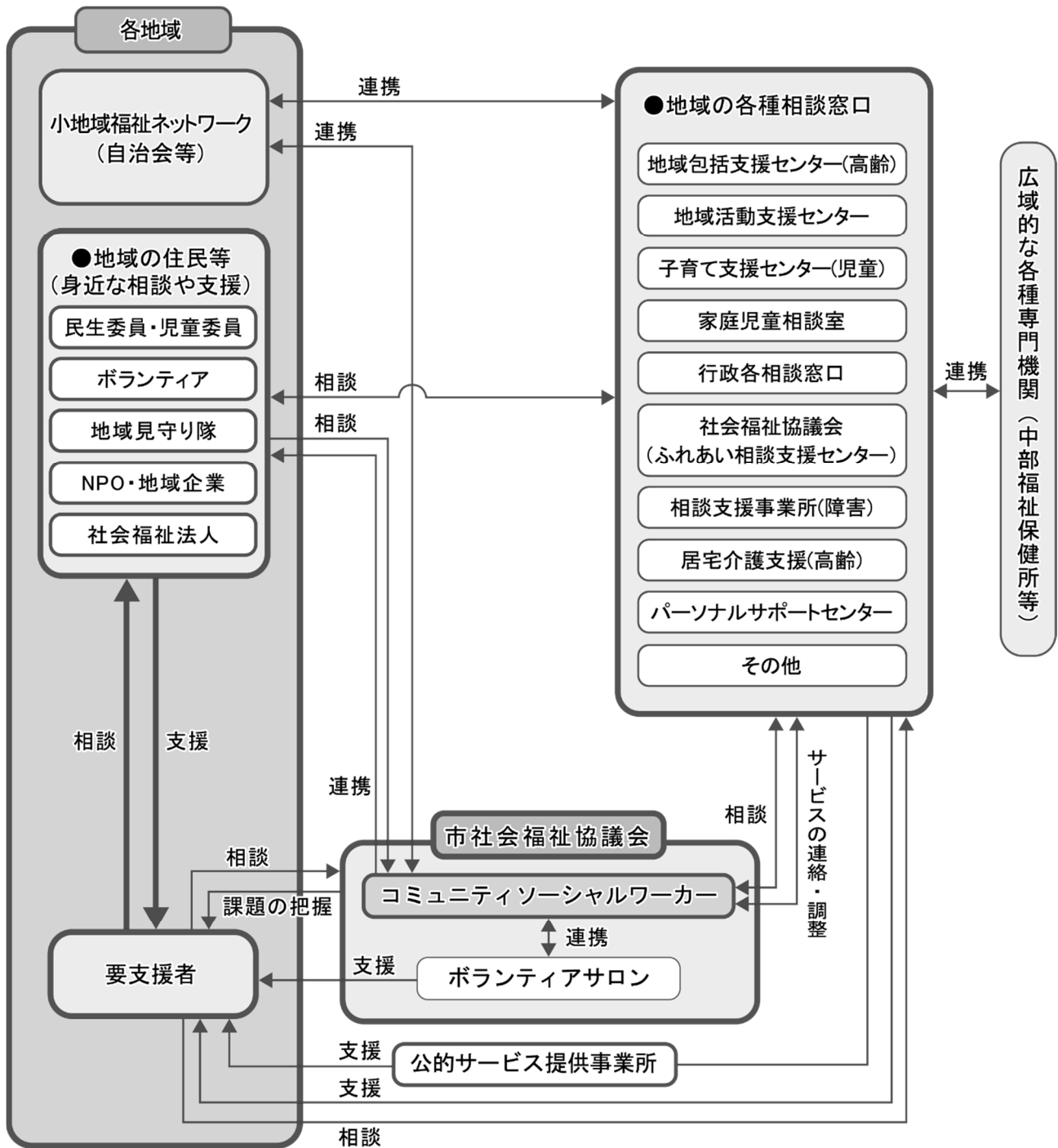
その他活動拠点の確保や福祉に関する情報提供、関係機関等との連携及び小地域福祉ネットワーク地域への周知と活動への参加を促すなど、必要な支援を行います。

(2) コミュニティソーシャルワーカーの配置

身近な地域において、住民への相談支援の充実などを図るために、ふれあい総合相談支援センターに「コミュニティソーシャルワーカー」を継続して配置します。

コミュニティソーシャルワーカーは、福祉の熱意を持ち、福祉に関する知識や活動の経験が豊富で、高い見識のある人材が求められることから、社会福祉協議会と連携し、これまでの活動実績を踏まえた、人材を確保・養成するものとします。

地域福祉の支え合い体制図



2. 人と人とのつながりづくり

【基本方針】

地域で安心して暮らしていくには、住民同士の親しい関係をつくり、困ったときに人と人とのつながりの中で解決を図っていく身近な共助が大切です。そのような地域を形成していくために、人と人がつながる居場所づくりや自治会活動を含めた地域の様々な活動を通して住民間のつながりが深まるような取り組みを行います。

【施策の推進】

(1) 地域の居場所づくりの推進

地域のつながりが希薄化する中で、子どもの放課後等の健全な遊び場、高齢者の生きがいや閉じこもり防止、交流の場、障がい者同士や健常者が交流する場などが必要となっています。それぞれの対象に応じた居場所づくりを推進するため、放課後児童クラブや児童館、地域ミニデイサービス、ふれあいいいききサロン、各種サークル活動などで地域の居場所が確保され、人と人とのつながりが保てるよう、必要に応じて適切な支援を行います。

また、地域の実情や住民のニーズを踏まえながら、性や年齢の違い、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に訪れふれあうことのできる居場所づくりを進めます。

居場所については、公民館や空き家、空き店舗、公共施設の空きスペース、自宅の一室などを活用します。

(2) 地域での交流機会の確保

「うるま市健康・福祉まつり」をはじめとするイベントや行事を行い、市民・福祉団体等の交流機会を確保し、人と人がつながるように図ります。

地域における人と人とのつながりづくりを図るため、地域の年中行事(夏祭りや敬老会等)、地域清掃、避難訓練、見守り活動等を促進するほか、あいさつ運動、声かけ運動などを奨励し、日頃からのつながりやふれあいが広がるように図ります。

3. 住民等の地域福祉活動の推進

【基本方針】

一人ひとりの住民が地域参加し、地域福祉活動が推進されるように、地域見守り隊の活動強化や地域住民の地域福祉活動への支援に努めるとともに、社会福祉法人や地域企業の福祉活動への参加を促進していきます。また、地域福祉を担う民間組織である市社会福祉協議会の活動強化を支援し、地域福祉活動の一層の充実を図ります。

【施策の推進】

(1) 市社会福祉協議会の活動強化支援

地域福祉の推進のために小地域に入り、支援が必要な人への対応から福祉コミュニティーづくりや小地域福祉ネットワークづくりなどを実施している市社会福祉協議会の活動強化を支援し、より一層の地域福祉活動の充実を図ります。

(2) 市内の社会福祉法人の連携支援（地域貢献の推進）

児童や障がい者、高齢者などを対象とした各種福祉施設や保育園など、社会福祉事業を行う社会福祉法人による地域貢献活動の促進及び社会福祉法人の連携を支援し、地域の社会資源として地域福祉の一翼を担っていただけるように図ります。

(3) 地域住民の地域福祉活動促進と支援

現在、地域には公民館デイサービスや配食サービス、見守り活動、美化活動などで自主的にボランティア活動を行っているグループや組織があり、そうした住民福祉活動を継続・発展させていくことは地域福祉の推進において重要です。地域住民の地域福祉活動を促すほか、活動の支援に努めます。

(4) 地域見守り隊の拡充

高齢者、障がい者が増加する傾向にあり、特に一人暮らし高齢者が増加傾向となっています。市では、「地域見守り隊」を結成する自治会があり、一人暮らし高齢者の見守りを中心とした取り組みが進められています。今後も地域見守り隊への参加促進や新たな結成の支援を行うなど、取り組みの推進を図ります。

(5) 地域企業の地域福祉活動参加の促進

地域の企業も地域社会の一員であるという意識のもと、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加しやすいよう意識啓発に努めます。

4. 防犯・防災対策の充実

【基本方針】

地域で安心した生活が送れるように、市民の防犯意識の高揚を図り、各種機関と連携し防犯対策の充実を図ります。また、地域のつながりにより地域防災力を高めるために、防災意識の向上や防災訓練、自主防災組織の結成を推進します。

避難行動要支援者の登録名簿作成のため、地域社会や福祉事業所等と連携するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者の避難支援について、関係団体等との連携した取り組みを進めます。

【施策の推進】

(1) 地域における防犯対策の充実

犯罪被害から住民を守るため、警察や防犯協会、学校、PTA、自治会及び地域の各種団体等が協力し、住民が犯罪に巻き込まれないよう回避する方法や犯罪の危険性を感じた時の対処方法などの周知を図ります。

特に児童生徒については、家庭と学校、地域の人々との連携をもとに周知徹底を図ります。

また、高齢者等が悪質商法などで金銭的な被害を受けないよう、情報提供や啓発、相談等を通して未然防止を図ります。

その他、夜間パトロールの継続や防犯灯の整備推進など、犯罪の起こりにくい地域づくりを進めます。

(2) 地域における防災対策の充実

災害から住民の生命や財産を守るため、防災訓練や防災マップ等を通じて住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害や防災についての情報発信を行い、住民の防災に関する知識の普及と意識啓発を図ります。

また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という隣保協同の精神に基づく「自主防災組織」の結成を支援し、地域での防災対策の推進を図ります。

(3) 避難行動要支援者への支援の充実

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など災害時の避難において配慮を必要とする「災害時要配慮者」に対する防災知識の普及や支援体制の構築を図ります。特に、自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」については「避難行動要支援者登録名簿」を作成するとともに、関係者等と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援者、避難方法や避難経路、避難場所等について示す「個別計画」の作成をに努めます。

また、避難行動要支援者の避難を支援する者の確保を図り、避難支援体制の充実に努めます。

基本目標3 快適で安心して暮らすための地域環境づくり（福祉サービス等の充実）**1. サービス提供体制の充実****【基本方針】**

支援を必要とする人が、いつでも適切なサービスを利用できるよう、福祉サービス等の充実を図るほか、サービスの量や質を確保するため、福祉の各分野における専門職員の確保や資質向上を図ります。

【施策の推進】**(1) 福祉サービス等の充実**

福祉サービス等の充実においては、高齢者、障がい者、児童及び健康づくりに関する各個別計画において、施策の方向性や目標値を示しており、それを踏まえた基盤整備を進め各種サービスの充実を図ります。

特に介護予防対策や障害福祉サービスの基盤整備、障がい者の入院、入所から一般就労や地域生活への移行における受け皿づくり、保育・子育て支援及び生活習慣病対策の充実を推進します。

(2) 専門職員等の人材確保と資質向上

福祉サービスの専門職員が、嘱託職員等であるため、数年で担当が変わったり、経験が蓄積されず質の向上が図られないといった実情があります。福祉分野等では、住民にきめ細かな対応をするため、正規職員による専門職員の確保に努めるほか、研修への参加などによる専門職員の資質向上を図ります。

また、行政関係者、民間サービス事業所等の関係者間の連絡会を定期的で開催し、市の課題把握や情報共有に努めます。

2. 相談・情報提供の充実**【基本方針】**

相談者を適切な相談先につなぐため、行政職員対応能力や情報共有を図り、安心できる窓口環境づくりを推進します。また、地域における相談の充実を図るため、民生委員・児童委員等殿連携を図ります。

福祉の情報発信の充実を図るほか、より広く情報提供を行うため、様々な情報発信手法を検討し、実践につなげます。

【施策の推進】**(1) 相談の充実**

福祉に関する各種相談の充実を図り、住民が安心して気軽な相談から専門的な相談まで受けられるように推進します。

また、来庁した住民を適切な相談先につなぐため、職員間(課内、他課)の情報共有を徹底するとともに、職場内訓練(OJT研修)による窓口対応力の強化を図ります。

(※OJT研修…「On the Job Training」の略で、仕事をやりながら育成を行うもの)

(2) 相談員の確保と相談の質の向上

福祉の各分野において、社会福祉士や保健師等の資格を持った専門相談員の確保を図るとともに、相談の質の充実のため、保健福祉に関する必要な知識の習得、人権や個人情報保護への配慮及び相談援助技術など、研修等により相談支援技術の向上を図ります。

(3) ふれあい総合相談支援センターの充実

身近な地域で、健康づくりや福祉に関する総合的な相談ができ、個人や家庭の力だけでは解決できない課題に対し、必要な情報の提供や様々な社会資源を活用することで、地域での生活を支えていく拠点として、各基幹福祉圏域に「ふれあい総合相談支援センター」を継続して設置します。設置場所については、地域の公共施設等を引き続き利用します。



(4) 地域人材との連携による相談の充実

地域で活動する民生委員・児童委員、母子保健推進員、みんなの健康ささえ隊、地域福祉コーディネーターなど、地域で相談の役割を担っている方々の資質向上を図ります。また、住民からの相談に対してより適切に対応していくために、ふれあい総合相談支援センターや地域子育て支援センター、地域包括支援センター、地域活動支援センター、女性相談、家庭児童相談室等における各分野の専門員との連携を密にします。

(5) 情報提供の充実

市の広報誌やホームページによる情報提供を今後も行うとともに、FMうるまの活用、市内スーパー等民間店舗へのポスター掲示など、様々な方法を用いての情報提供に努めます。

3. 人にやさしいまちづくりの推進

【基本方針】

福祉社会の構築においては、高齢者や障がい者をはじめ、妊婦や子ども、乳幼児を持つ親など、誰もが様々な活動に自由に参加することができるよう、社会参加を阻む障壁を除去することが重要です(バリアフリー化)。

また、できるだけ多くの人にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようデザインすることも大切です。

そうした人にやさしい福祉のまちづくりを進めるために、ユニバーサルデザインによるまちづくりや移動手段の確保を図ります。

【施策の推進】

(1) ユニバーサルデザインの普及啓発、推進

すべての人が安全に安心して社会参加できるよう、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するために、ユニバーサルデザインの考え方を市のすべての部署へ浸透を図るとともに、民間事業所及び住民に対しても理解が深まるよう普及啓発を行います。

新設、既設を問わず、建物や道路、歩行空間、公園の利用及び情報の提供やサービスの利用において、誰もが、わかりやすく、安心して快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備・改善を進めます。

また、ユニバーサルデザインの推進においては、基本的には住民の意見等を踏まえるものとします。

(2) 移動手段の確保

高齢者や障がい者の外出を支援するための事業を推進するとともに、庁舎間バスの運行について、住民ニーズを踏まえつつ効率的・効果的な運行ができるよう検討します。また、既存の路線バスの運営促進に努めます。

その他市社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる外出支援の体制づくりや福祉有償運送について検討します。

4. 生活困窮者の自立支援の充実

【基本方針】

複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立促進に向け、包括的・継続的な支援を行うため、相談支援を行うとともに、就労や住まいなどにおいて自立に向けた支援を行います。

【施策の推進】

生活困窮世帯自立支援法に基づき、各種支援事業を推進し、生活保護に至る前の支援対策の強化を図ります。このため、生活困窮世帯の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、各種支援施策の情報提供や助言に努めます。

自立支援としては、自立相談支援、住居確保給付金、就労準備支援、一時生活支援等を実施します。また、生活困窮者への包括的な支援を行うため、市社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との連携強化を図ります。

5. 子どもの貧困対策の充実

【基本方針】

生活困窮世帯の子が将来的にも生活困窮とならないよう、支援に向けた体制づくりや居場所づくり、学習支援等を行い、貧困の連鎖を防止します。

【施策の推進】

(1) 子どもの貧困対策に向けた体制整備

子どもの貧困対策の推進に向けた体制を整備し、各種取り組みの検討・実施を図っていくとともに、包括的な支援を進める中で生活困窮者への支援等への波及を図ります。

(2) 貧困対策支援員の配置及び居場所づくりの実施検討

貧困家庭の子どもや、将来的に貧困になるおそれのある子ども達の居場所を確保します。体験学習や学習指導、生活支援、孤食を防ぐための食事の提供等といった包括的な支援を行っていくとともに、地域に出向いて貧困の現状を把握し、貧困家庭の子どもを支援する「貧困対策支援員」の配置を図ります。居場所の確保及び支援員の配置については、中学校区を目処に配置を検討していきます。

(3) 学習支援の実施

貧困の連鎖防止のため、生活困窮状態にある世帯等の子どもを対象に、高校進学に向けた学習支援を実施します。

6. 権利擁護の推進

【基本方針】

誰もが平等で明るく幸せに暮らせる社会を築いていくには、住民それぞれが互いの人権を認め合い尊重していくことが大切です。そのためには住民への人権教育・啓発を行うとともに、権利擁護のための制度の周知と利用援助を行います。

また、虐待を含む擁護を必要とする人の早期発見の仕組みや早期に適切な対応がとれる体制をつくります。

【施策の推進】

(1) 日常生活自立支援事業の充実

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための日常生活自立支援事業について、住民へ周知を図り利用を援助していきます。市社会福祉協議会に設置している権利擁護センターと連携し、取り組みます。



(2) 成年後見制度利用支援の充実

財産管理や契約などの法律行為を個人でできない人の権利や利益を保護するため、成年後見制度についても、制度の周知と利用援助を行います。

(3) 虐待等防止のための体制充実

児童や高齢者、障がい者への虐待及びDVに対し、早期発見と早期解決を図るために、住民や保育所(園)、幼稚園、学校、医療機関等との連絡通報体制を構築します。

虐待等への迅速な対応がとれるよう、児童虐待に関してはうるま市要保護児童対策地域協議会が設置され、高齢者虐待については、地域包括支援センターを中心に各種機関が連携し、支援を行っています。今後も総合的な虐待防止のための方策を検討していきます。

さらに、地域の社会資源を活用した支援や、虐待や暴力からの緊急一時的な避難については、関係機関等への案内や連携・協力を行います。

【第6章 計画の推進に向けて】

計画の目標を実現するためには、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、計画の的確な進行管理を行う必要があり、行政における計画推進体制の整備や住民参画による計画の評価点検を行います。

1. 社会福祉協議会との連携強化

地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会は地域の福祉事情に明るく、その組織力や活動のノウハウを十分に活かすことが重要となります。従って、行政と社会福祉協議会の役割分担を明確にするとともに、一層連携を深め、協働して地域福祉の推進を図っていきます。その意味で行政は、社会福祉協議会の活動を支援するものとし、本計画のより具体的な推進を図るために、社会福祉協議会が策定した「うるま市地域福祉活動計画」についても支援します。

2. 行政における計画推進体制

●地域福祉計画推進連絡会

計画の円滑な推進を図るためには、公的な専門性、総合性を最大限発揮することが求められます。そのためには、計画の所管課である福祉総務課が中心となり、庁内関係各課及び社会福祉協議会と連携・協力した総合的な計画推進体制を構築する必要があります。その役割を担う組織として、「地域福祉計画推進連絡会」を設置します。

また、連絡会では、計画の推進状況を随時把握するとともに、その状況を「地域福祉検討委員会」に報告します。

●地域福祉計画検討委員会

「地域福祉計画検討委員会」を継続設置し、地域福祉計画推進連絡会からの報告に基づき、計画の評価・検討を行い、必要に応じて適切な改善を講じます。

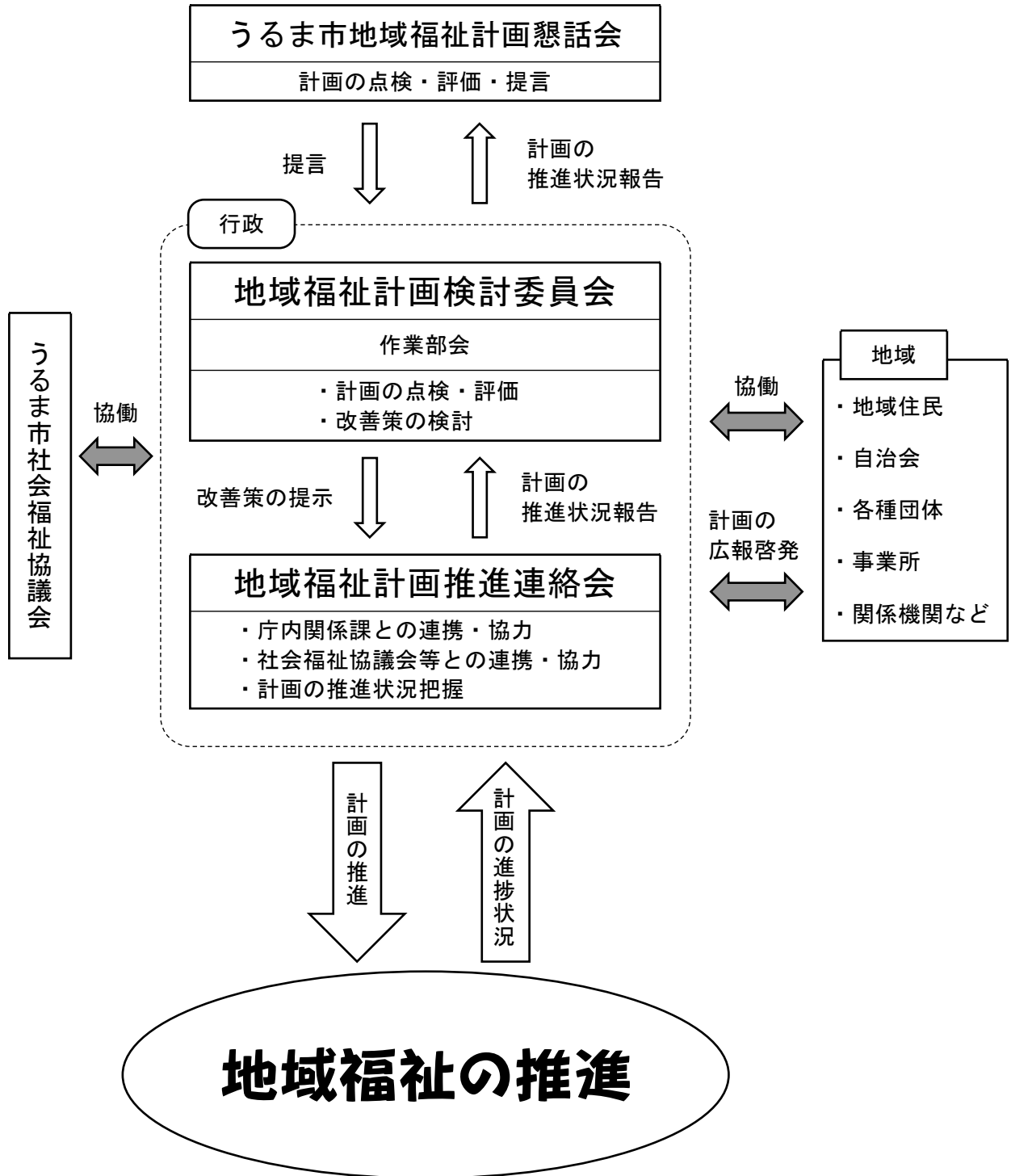
3. 住民参画による計画の点検・評価

住民参画のもとに地域福祉を推進するため、「うるま市地域福祉計画懇話会」を継続設置し、毎年度計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、必要な事項について提言します。

4. 計画の広報・啓発

本計画の実現を図るには、行政と住民等との協働体制をつくることが重要であり、これは、庁内全ての課が連携して取り組むべきものです。そうした視点に立ち、住民等への計画の周知と理解を深めるために、リーフレットの配布、市の広報紙やホームページ、マスコミの活用、講演会の開催及び地域や事業所での説明会など、広く計画の広報啓発を行います。

●計画の推進体制図



【第7章 今後の取り組み関係課一覧】

施策項目	主な関係部課
基本目標1 一人ひとりが「参加する」ための地域環境づくり（地域福祉の人材育成）	
1. 地域福祉意識の醸成と人材確保	
(1) 人権教育・啓発の推進	指導課・市民協働課・福祉総務課(社協)
(2) 福祉教育の推進	指導課・市民協働課・障がい福祉課・介護長寿課・生涯学習振興課・福祉総務課(社協)
(3) 地域人材の確保と育成	障がい学習振興課・介護長寿課・福祉総務課(社協)・企画課
(4) 民生委員・児童委員の確保、活動の支援・強化	福祉総務課
2. 自治会の活性化推進	
(1) 自治会への加入、地域活動への参加促進	市民協働課・福祉総務課(社協) ※全課関係
(2) 自治会の活性化支援	市民協働課・福祉総務課(社協) ※全課関係
(3) 自治会間の連携支援	市民協働課・福祉総務課(社協) ※全課関係
3. ボランティア活動の拡充	
(1) ボランティアの養成	福祉総務課(社協)
(2) ボランティアセンターの体制・機能の充実	福祉総務課(社協)
(3) ボランティアサロンの設置・充実	福祉総務課(社協)
(4) ボランティア推進月間における取り組みの推進	福祉総務課(社協)
基本目標2 人と人が「支え合う」ための地域環境づくりのための地域環境づくり（地域福祉の体制づくり）	
1. 地域福祉推進のための住民参加の仕組みづくり	
(1) 小地域福祉ネットワークの組織化と育成支援	福祉総務課(社協)
(2) コミュニティソーシャルワーカーの配置	福祉総務課(社協)
2. 人と人とのつながりづくり	
(1) 地域の居場所づくりの推進	障がい学習振興課・介護長寿課・福祉総務課(社協)・保育課・児童家庭課・子ども未来課・市民協働課
(2) 地域での交流機会の確保	障がい学習振興課・介護長寿課・福祉総務課(社協)・保育課・児童家庭課・子ども未来課・市民協働課
3. 住民等の地域福祉活動の推進	
(1) 市社会福祉協議会の活動強化支援	福祉総務課
(2) 市内の社会福祉法人の連携支援（地域貢献の推進）	福祉総務課・障がい福祉課・介護長寿課・保育課
(3) 地域住民の地域福祉活動促進と支援	市民協働課・福祉総務課(社協)
(4) 地域見守り隊の拡充	福祉総務課(社協)・防災基地渉外課
(5) 地域企業の地域福祉活動参加の促進	商工観光課・企業立地雇用推進課・福祉総務課
4. 防犯・防災対策の充実	
(1) 地域における防犯対策の充実	市民協働課
(2) 地域における防災対策の充実	防災基地渉外課・福祉部
(3) 避難行動要支援者への支援の充実	防災基地渉外課・福祉部

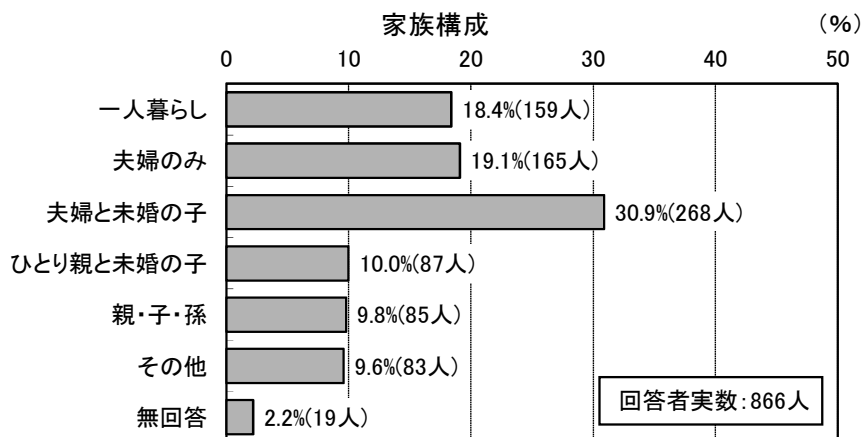
基本目標3 快適で安心して暮らすための地域環境づくり（福祉サービス等の充実）	
1. サービス提供体制の充実	
(1) 福祉サービス等の充実	福祉部・子ども部
(2) 専門職員等の人材確保と資質向上	福祉部・子ども部
2. 相談・情報提供の充実	
(1) 相談の充実	教育委員会・福祉部・子ども部
(2) 相談員の確保と相談の質の向上	教育委員会・福祉部・子ども部
(3) ふれあい総合相談支援センターの充実	福祉総務課（社協）
(4) 地域人材との連携による相談の充実	福祉総務課・市民協働課
(5) 情報提供の充実	教育委員会・福祉部・子ども部・市民協働課
3. 人にやさしいまちづくりの推進	
(1) ユニバーサルデザインの普及啓発、推進	全庁的取り組み
(2) 移動手段の確保	企画課・市民協働課
4. 生活困窮者の自立支援の充実	保護課
5. 子どもの貧困対策の充実	
(1) 子どもの貧困対策に向けた体制整備	子ども未来課（全課横断的施策）
(2) 貧困対策支援員の配置及び居場所づくりの実施検討	子ども未来課（全課横断的施策）
(3) 学習支援の実施	子ども未来課（全課横断的施策）
6. 権利擁護の推進	
(1) 日常生活自立支援事業の充実	福祉部
(2) 成年後見制度利用支援の充実	福祉部
(3) 虐待等防止のための体制充実	福祉部・子ども部

○「うるま市地域福祉にかかわる市民意識調査」集計結果より（抜粋）

◎回収状況 発送数：3,000件 回収数：866件 回収率：28.9%（郵送による配布・回収）

(1) 家族構成

家族構成は、「夫婦と未婚の子」が30.9%と最も高く、続いて「夫婦のみ」が19.1%、「一人暮らし」が18.4%となります。

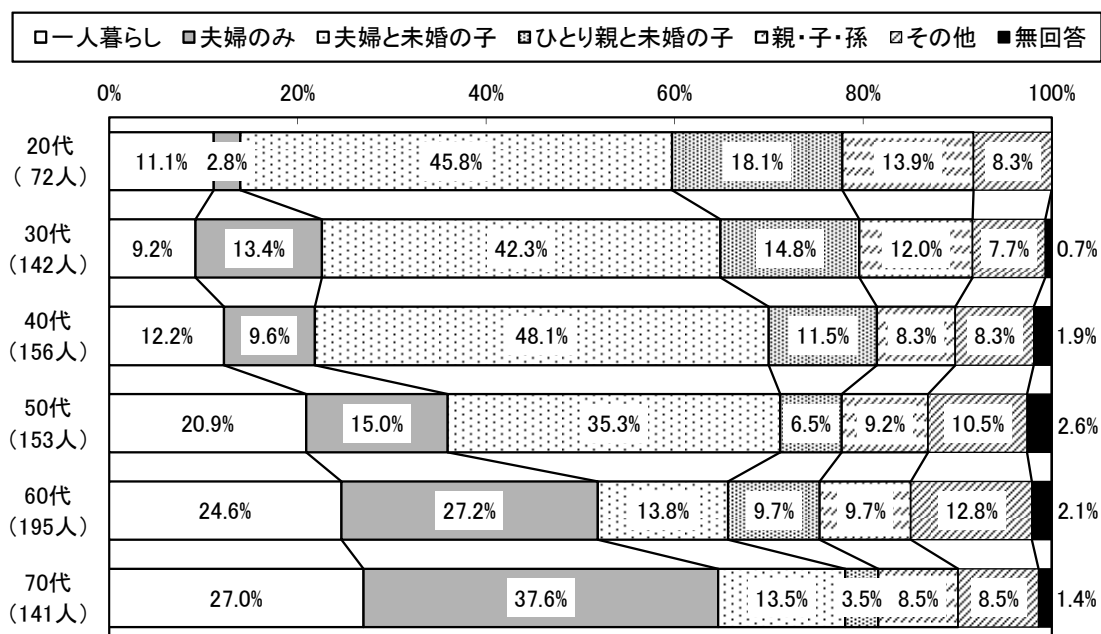


年代別にみると、「夫婦と未婚の子」は、年代が高いほど割合は低くなる傾向にあり、特に「60代」から大きく低下します。

「夫婦のみ」は、年代が高いほど割合は高くなる傾向にあり、「70代」が37.6%と最も高くなります。

「一人暮らし」は、「50代」以上の割合が高く、いずれも20%台となります。また、「40代」以降年代が高いほど、割合も高くなります。「ひとり親と未婚の子」も年代が高いほど割合は低くなる傾向にあります。

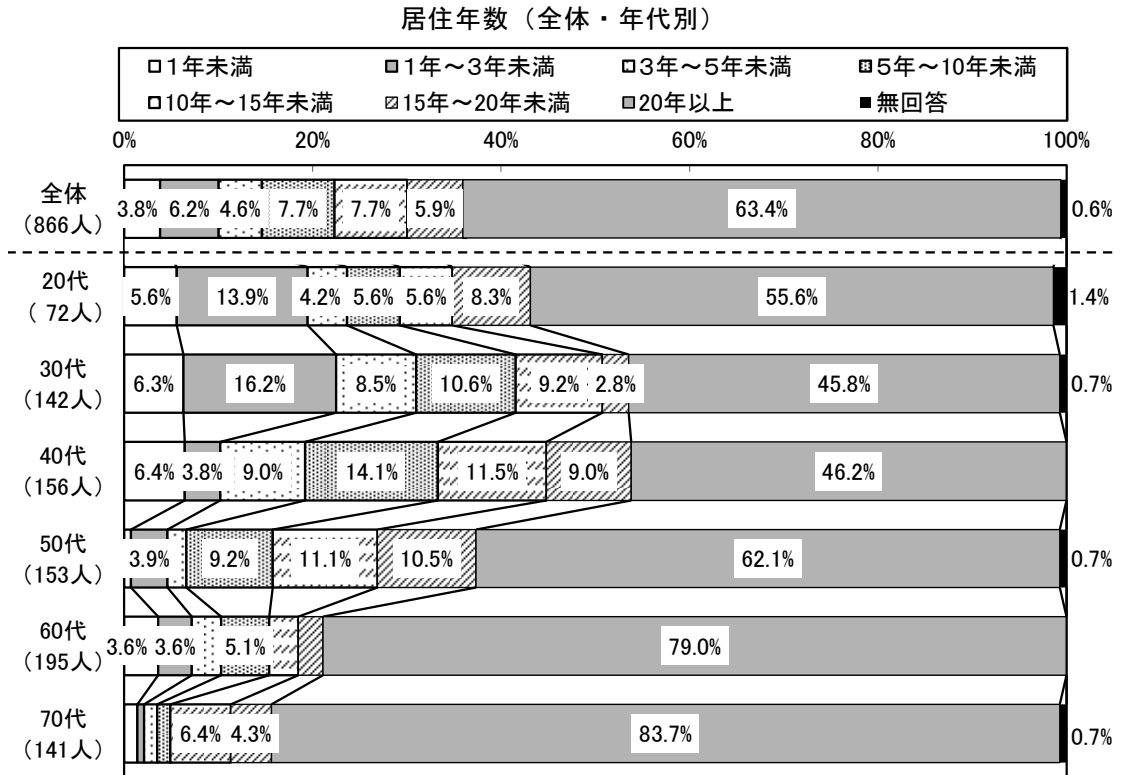
家族構成（年代別）



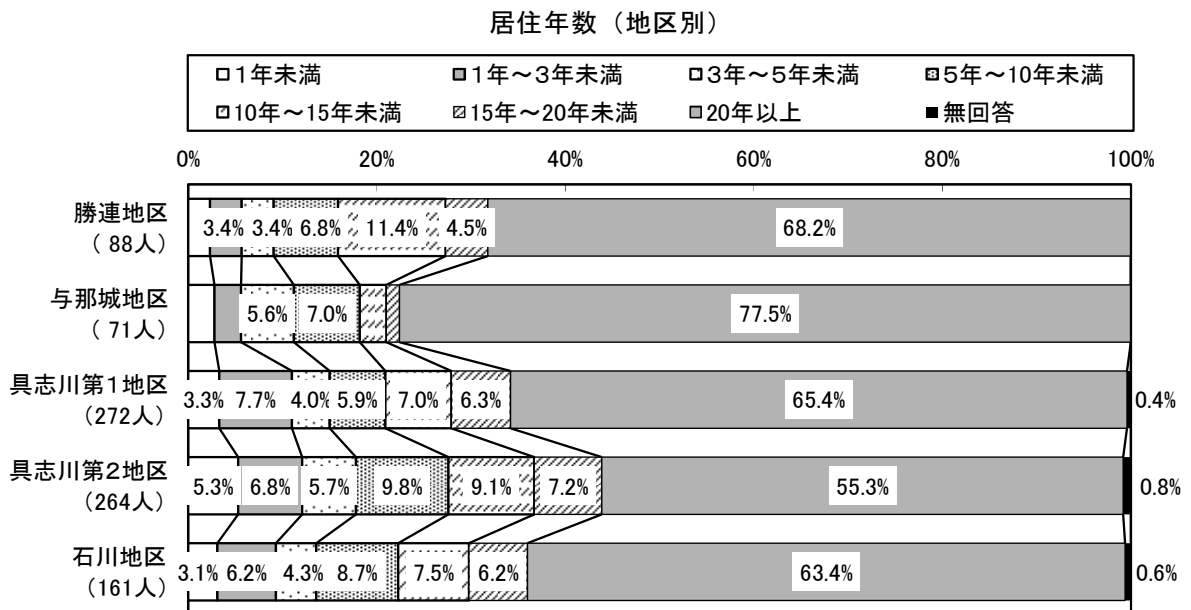
(2) 居住年数

市内への居住年数は、「20年以上」が63.4%と最も高くなっています。

年代別にみると、「20年以上」という回答は、年代が上がるとともに高くなる傾向にあり、「30代」、「40代」が4割台であるのに対し、「60代」、「70代」では8割前後を占めています。



地区別にみると、「20年以上」は「与那城地区」が77.5%と最も高く、次に「勝連地区」が68.2%となっています。また、「具志川第2地区」（具志川西地区）が55.3%と最も低いです。

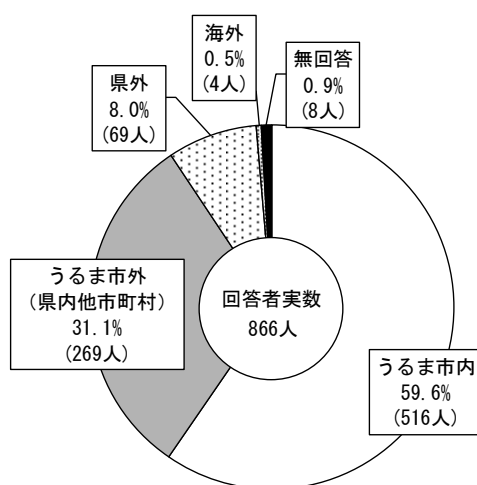


(3) 出身地

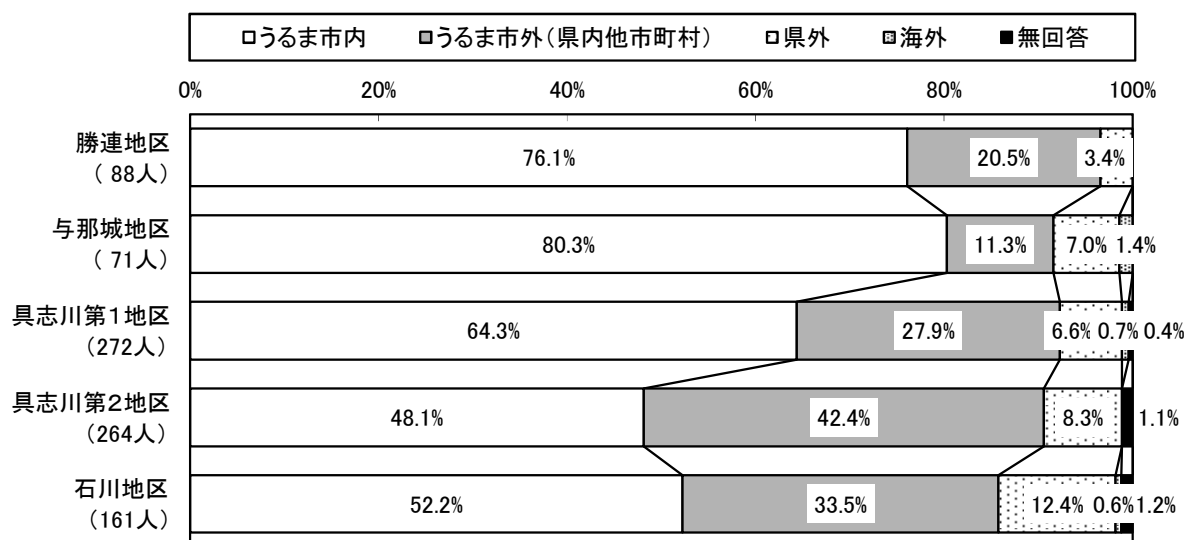
出身地は、「うるま市内」が59.6%と最も高く、次に「うるま市外(県内他市町村)」が31.1%となっています。

地区別にみると、「うるま市内」の出身者は「与那城地区」が80.3%と最も高く、次に「勝連地区」が76.1%となっています。また、「具志川第2地区」(具志川西地区)が48.1%と最も低いです。一方、「うるま市外(県内他市町村)」の出身者は「具志川第2地区」(具志川西地区)が42.4%と最も高く、「与那城地区」が11.3%と最も低いです。また、「県外」の出身者は「石川地区」が12.4%と最も高くなっています。

出身地



出身地(地区別)



(4) 地域の満足度

地域に対する満足度は、「どちらかという満足している」が42.7%と最も高く、次に「満足している」が38.1%で、合わせると80.8%の人が満足していると答えています。

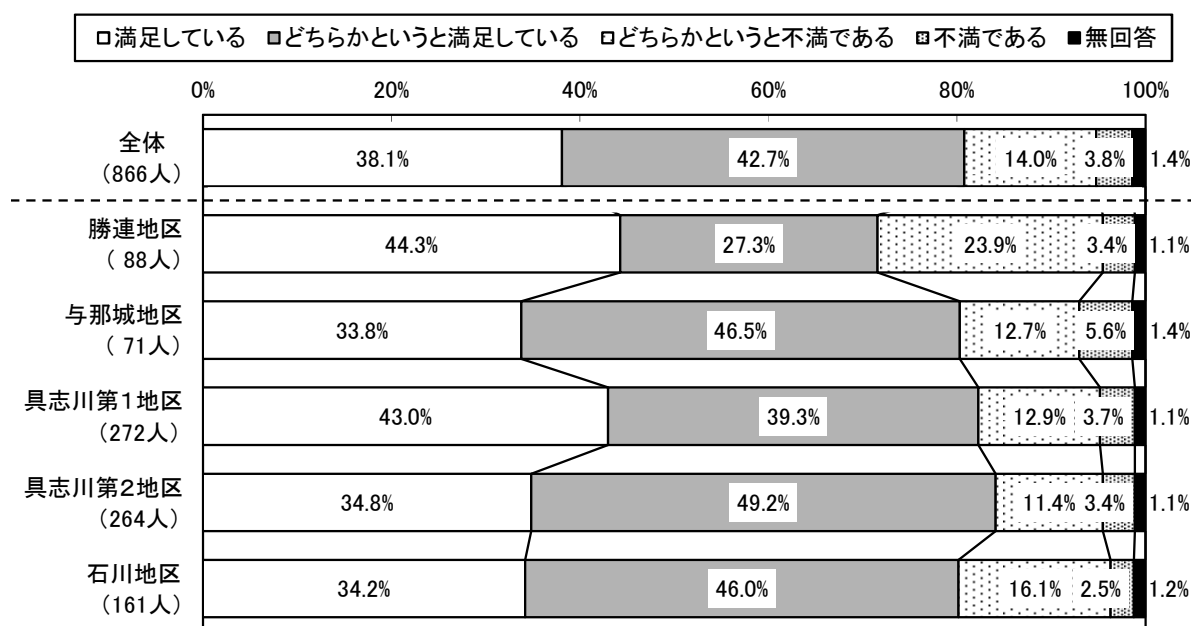
一方、「どちらかという不満である」が14.0%、「不満である」が3.8%で、合わせると17.8%の人が不満であると答えています。

年代別にみると、「どちらかという満足している」は「20代」が52.8%と最も高く、「70代」が31.9%と最も低いです。また、「満足している」は年代が高いほど割合は高くなる傾向にあり、「20代」の26.4%に対し、「70代」では51.1%となっています。

地区別にみると「どちらかという満足している」は「具志川第2地区」（具志川西地区）が49.2%と最も高く、次に「与那城地区」と「石川地区」が各46%台となっています。また、「満足している」は「勝連地区」と「具志川第2地区」が各40%台と高いです。

一方、「どちらかという不満である」は「勝連地区」が23.9%と最も高く、次に「石川地区」が16.1%となっています。

地域の満足度（全体・地区別）



(5) 地域環境の評価

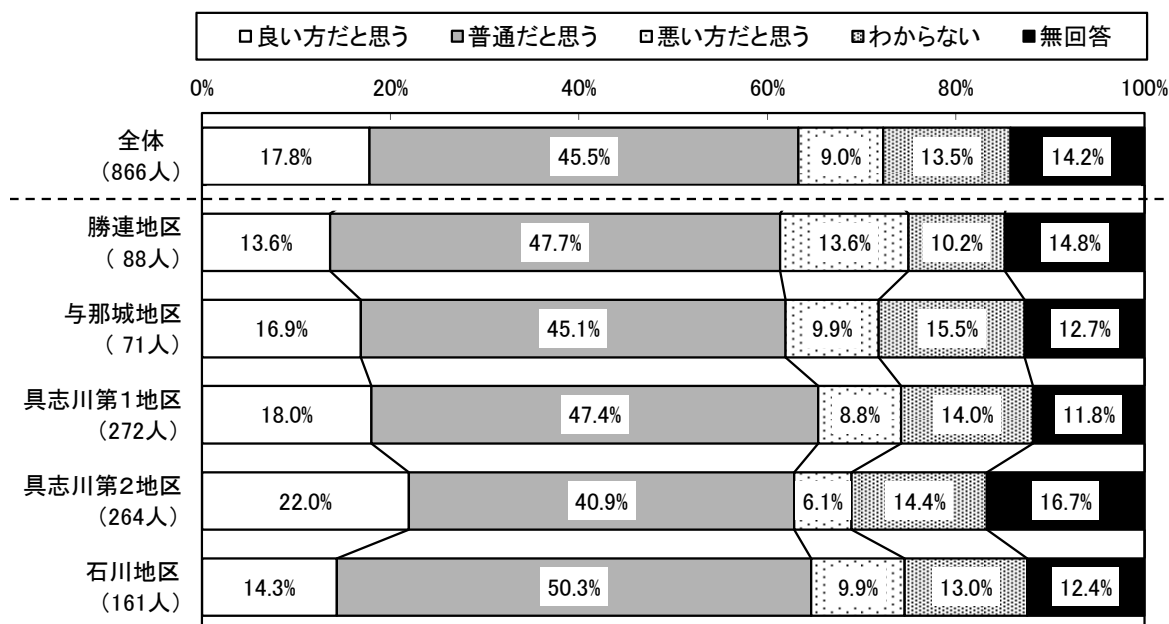
1) 安心して妊娠・出産できる環境

安心して妊娠・出産できる環境への評価は、「普通だと思う」が45.5%と最も高く、次に「良い方だと思う」が17.8%となります。

地区別にみると、「良い方だと思う」は「具志川第2地区」が22.0%と最も高く、次に「具志川第1地区」が18.0%となります。

一方、「悪い方だと思う」は「勝連地区」が13.6%と最も高く、「良い方だと思う」と同じ割合となります。そのほかの地区は6%台から9%台の割合となります。

地域環境の評価（全体・地区別）



同居家族別にみると、「普通だと思う」は「乳児」及び「幼児」のいる世帯が各50%台と高くなります。また、「良い方だと思う」と「悪い方だと思う」についても、「乳児」及び「幼児」のいる世帯が高くなります。一方、「わからない」と「無回答」については「乳児」及び「幼児」のいる世帯の割合が低くなります。

以上のことから、ここ最近、妊娠・出産の経験したと思われる人にとっては、評価がはっきりしている人が多く、また、悪いと思っている人より良いと思っている人が多いことがわかります。

地域環境の評価（同居家族別）

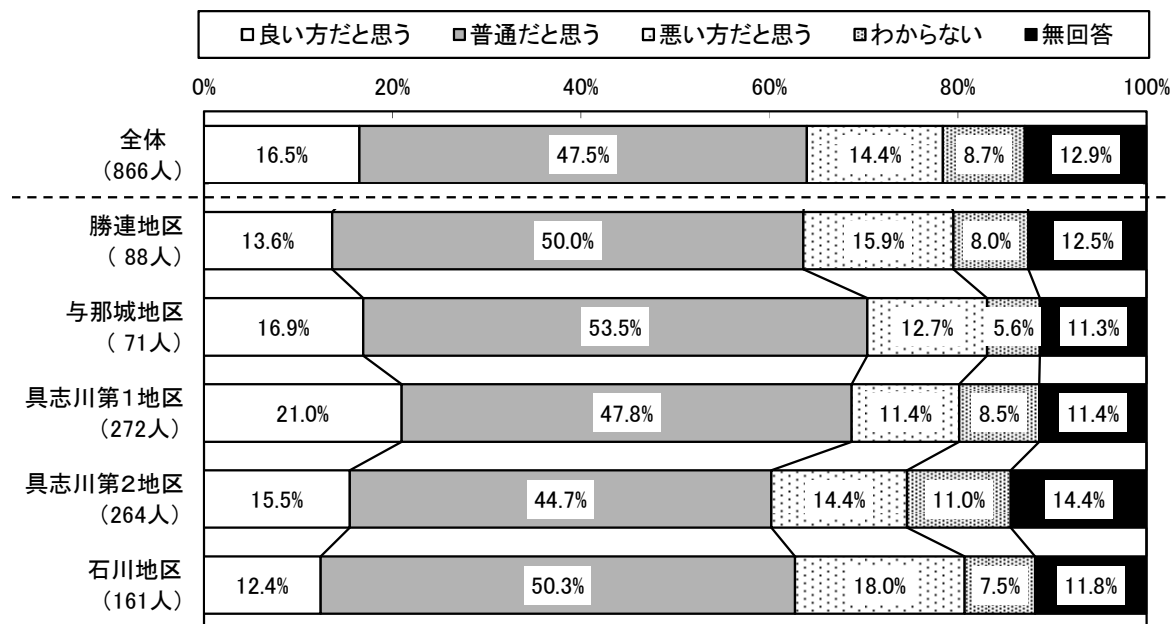
	回答者実数	良い方だと思う	普通だと思う	悪い方だと思う	わからない	無回答
乳児	33人	30.3% (10人)	51.5% (17人)	12.1% (4人)	0.0% (0人)	6.1% (2人)
幼児	116人	25.0% (29人)	56.0% (65人)	12.9% (15人)	4.3% (5人)	1.7% (2人)
高齢者	256人	15.2% (39人)	46.1% (118人)	9.0% (23人)	11.7% (30人)	18.0% (46人)
要介護者	67人	17.9% (12人)	46.3% (31人)	7.5% (5人)	7.5% (5人)	20.9% (14人)
障がい者	93人	14.0% (13人)	47.3% (44人)	9.7% (9人)	16.1% (15人)	12.9% (12人)
いずれもない	388人	17.8% (69人)	45.4% (176人)	8.2% (32人)	17.3% (67人)	11.3% (44人)

2) 安心して子どもを育てる環境

安心して子どもを育てる環境への評価は、「普通だと思う」が45.5%と最も高く、次に「良い方だと思う」が16.5%となります。また、「悪い方だと思う」が14.4%となります。

地区別にみると、「良い方だと思う」は「具志川第1地区」が21.0%と最も高く、「石川地区」が12.4%と最も低くなります。一方、「悪い方だと思う」は「石川地区」が18.0%と最も高く、「具志川第1地区」が11.4%と最も低くなります。

安心して子どもを育てる環境（全体・地区別）



同居家族別にみると、「普通だと思う」は「幼児」のいる世帯が56.9%と最も高く、そのほかの世帯では各40%台の割合となります。

「良い方だと思う」は「乳児」のいる世帯が24.2%と最も高くなりますが、「悪い方だと思う」も「乳児」のいる世帯が21.2%と、大差ない割合となります。一方、「良い方だと思う」では「幼児」のいる世帯が16.4%と低く、「悪い方だと思う」では「幼児」のいる世帯が23.3%と最も高くなります。乳児期に比べて、幼児期の子育て環境に不満のある人が多いことがわかります。

安心して子どもを育てる環境（同居家族別）

	回答者実数	良い方だと思う	普通だと思う	悪い方だと思う	わからない	無回答
乳児	33人	24.2% (8人)	45.5% (15人)	21.2% (7人)	3.0% (1人)	6.1% (2人)
幼児	116人	16.4% (19人)	56.9% (66人)	23.3% (27人)	1.7% (2人)	1.7% (2人)
高齢者	256人	17.2% (44人)	47.3% (121人)	14.5% (37人)	5.9% (15人)	15.2% (39人)
要介護者	67人	19.4% (13人)	47.8% (32人)	13.4% (9人)	3.0% (2人)	16.4% (11人)
障がい者	93人	11.8% (11人)	46.2% (43人)	16.1% (15人)	11.8% (11人)	14.0% (13人)
いずれもない	388人	17.3% (67人)	48.2% (187人)	12.9% (50人)	11.1% (43人)	10.6% (41人)

3) 青少年が健全に育つ環境

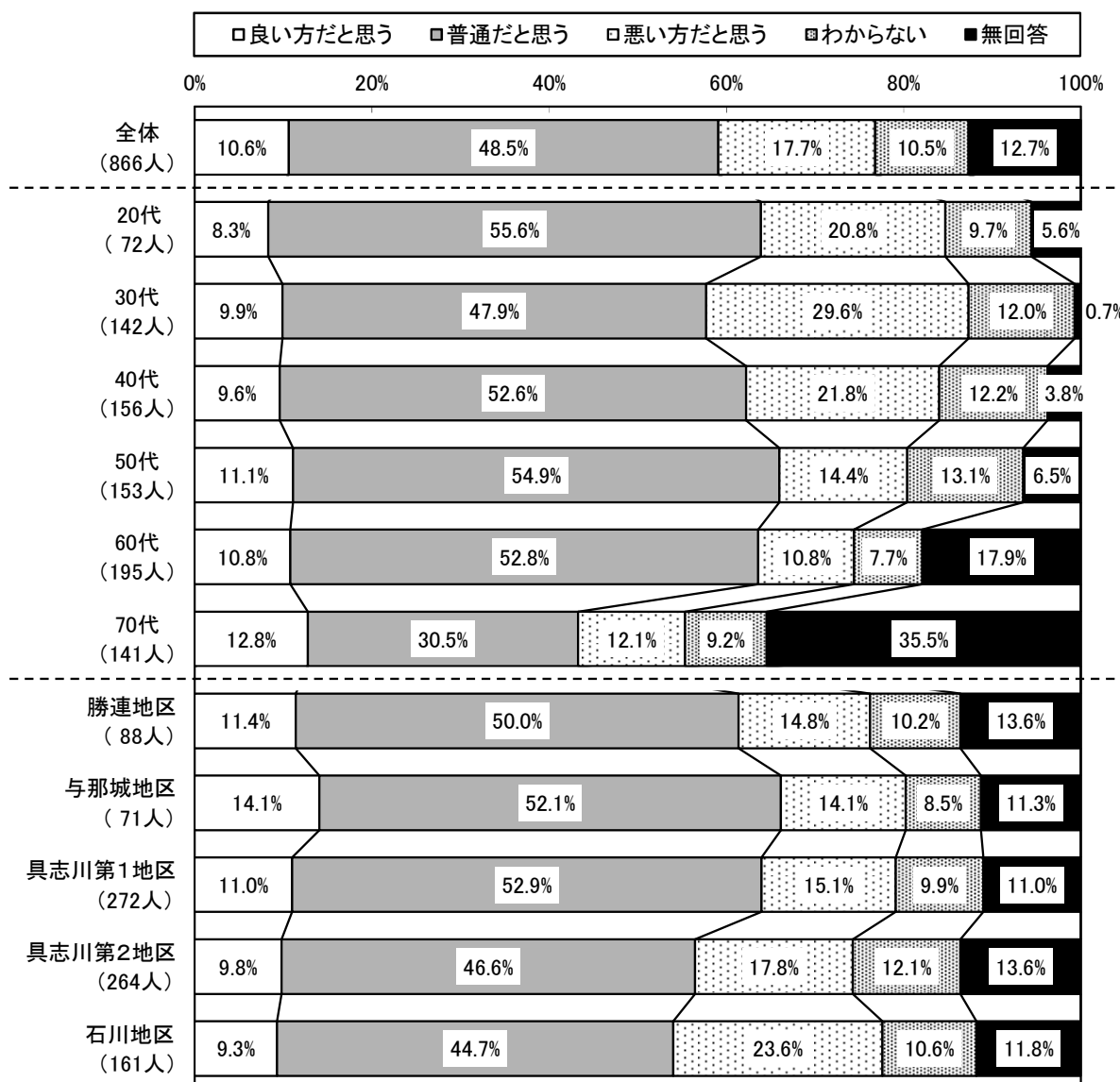
青少年が健全に育つ環境への評価は、「普通だと思う」が48.5%と最も高くなります。また、「悪い方だと思う」が17.7%、「良い方だと思う」が10.6%となります。

年代別にみると、「悪い方だと思う」は「20代」から「40代」が各20%台と高く、「50代」以上が各10%台前半の割合で低くなります。一方、「良い方だと思う」は「50代」以上の割合が高くなります。

「20代」から「40代」の若い年代では、悪いと考えている人の割合が良いと考えている人の割合を倍以上上回りますが、この年代は子育て中の子がいる人が多いと考えられ、自分の子の健全育成について、不安感が高くなる傾向にあると推測します。

地区別にみると、「悪い方だと思う」と「良い方だと思う」の割合は、「与那城地区」では同率ですが、そほかの区では悪いとする割合が高く、中でも「石川地区」は悪いが23.6%、良いが9.3%と悪いとする評価が倍以上高くなります。また、「具志川第2地区」についても悪いが17.8%、良いが9.8%で、悪いとする評価が倍近く高くなります。

青少年が健全に育つ環境（全体・地区別）



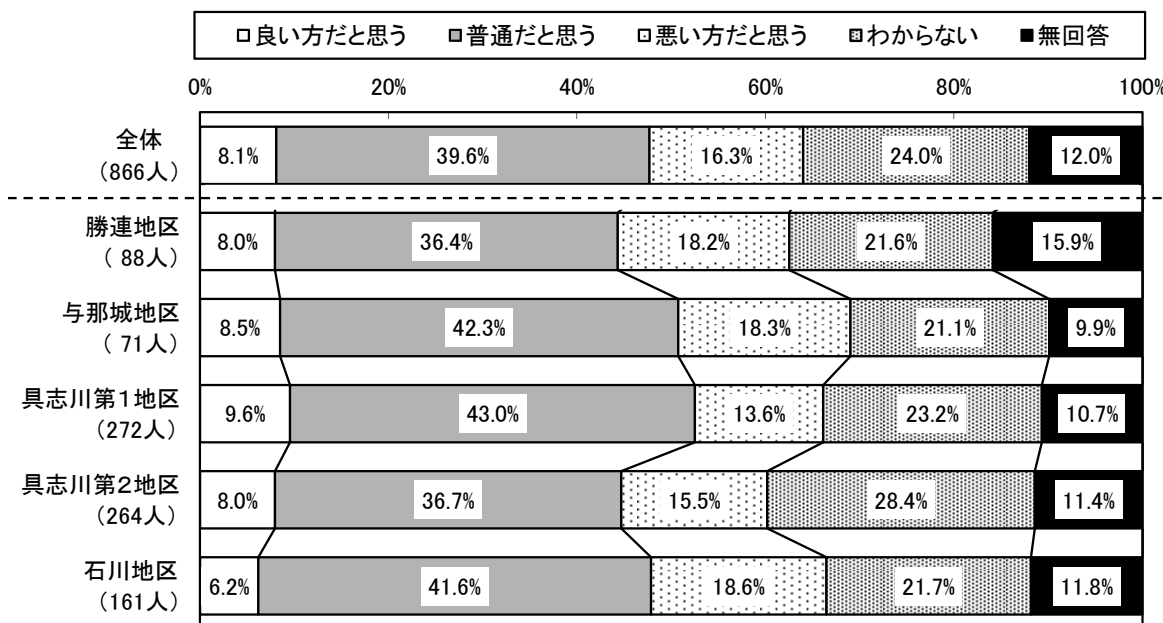
4) 障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境

障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境への評価は、「普通だと思う」が39.6%と最も高く、次に「わからない」が24.0%となります。また、「悪い方だと思う」が16.3%、「良い方だと思う」が8.1%で、悪いの評価が高くなります。

なお、「わからない」の割合が高いのは、回答者自身が障がい者でない人が多いことや障がい者と関わりを持つ人が少ないことから、判断がつかなかったと推測されます。障がい者が自分らしく、安心して暮らしていけるようにするには、市民への障がい者理解を深める取り組みの必要性がうかがえます。

地区別にみると、「悪い方だと思う」は「具志川第1地区」が13.6%と最も低く、次に「具志川第2地区」が15.5%で、そのほかの区では各18%台となります。

障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境（全体・地区別）



同居家族別にみると、どの世帯についても「悪い方だと思う」の割合が、「良い方だと思う」の割合を上回っており、「障がい者」のいる世帯では悪いが16.1%、良いが9.7%となります。今後も障がい者にとって安心して暮らせる環境づくりを、更に進める必要がうかがえます。

障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境（同居家族別）

	回答者実数	良い方だと思う	普通だと思う	悪い方だと思う	わからない	無回答
乳児	33人	3.0% (1人)	45.5% (15人)	12.1% (4人)	33.3% (11人)	6.1% (2人)
幼児	116人	7.8% (9人)	50.9% (59人)	14.7% (17人)	24.1% (28人)	2.6% (3人)
高齢者	256人	7.8% (20人)	39.8% (102人)	17.6% (45人)	20.3% (52人)	14.5% (37人)
要介護者	67人	7.5% (5人)	49.3% (33人)	16.4% (11人)	13.4% (9人)	13.4% (9人)
障がい者	93人	9.7% (9人)	45.2% (42人)	16.1% (15人)	19.4% (18人)	9.7% (9人)
いずれもない	388人	9.0% (35人)	36.9% (143人)	17.0% (66人)	27.1% (105人)	10.1% (39人)

5) 高齢者が安心していきいきと暮らせる環境

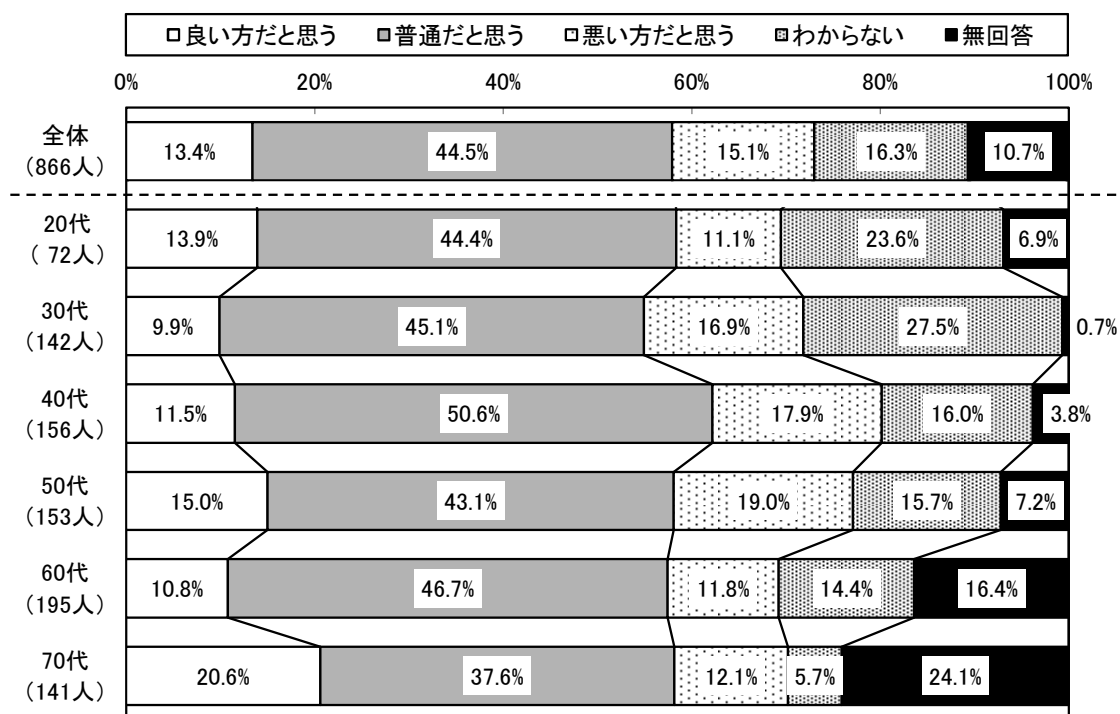
高齢者が安心していきいきと暮らせる環境への評価は、「普通だと思う」が44.5%と最も高く、次に「わからない」が16.3%となります。また、「悪い方だと思う」が15.1%、「良い方だと思う」が13.4%となります。

年代別にみると、「わからない」は「30代」が27.5%と最も高く、「40代」以降年代が高いほど割合が低くなり「70代」では5.7%となります。年齢を重ねるに従い評価が明確になっていく傾向にありますが、その一方で「無回答」の割合も高くなっていきます。「無回答」の割合が高くなるのは、年代が進むほど、自分の健康や介護等に不安を持つ人が増えると思われ、いきいきと暮らせる環境への評価よりも、自身の気持ちの面において前向きになれるかどうかという点から、「無回答」にしたと推測します。

また、「わからない」の割合は「20代」「30代」が高くなりますが、若い年代の人にとっては、高齢者の暮らしまで考えが及ばない人が多いと推測します。

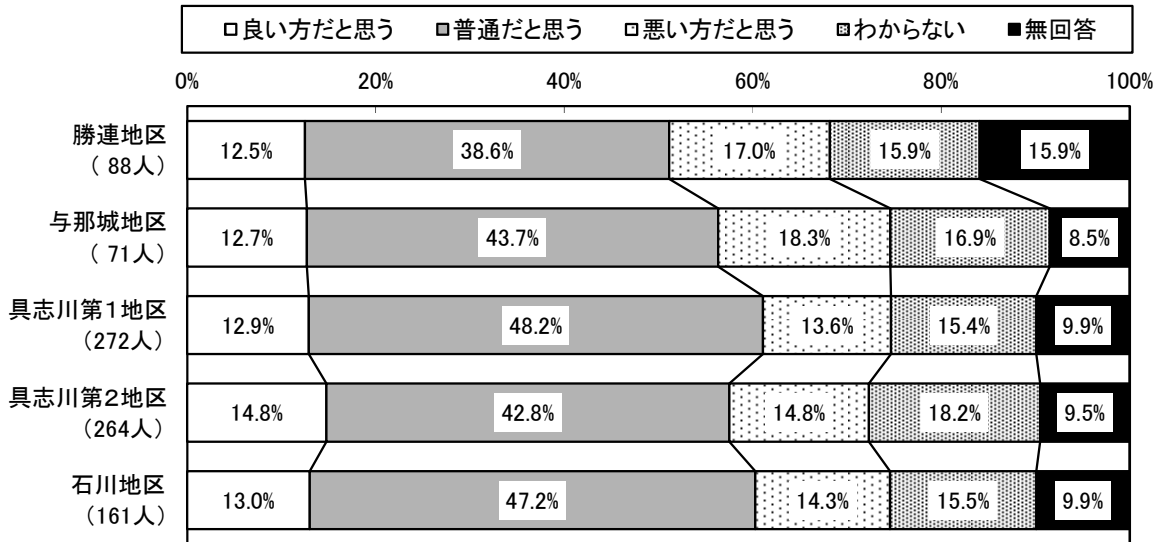
「良い方だと思う」は「70代」が20.6%と最も高く、次に「50代」が15.0%となります。また、「悪い方だと思う」は「30代」から「50代」が高くなります。

高齢者が安心していきいきと暮らせる環境（全体・年代別）



地区別にみると、「悪い方だと思う」は「勝連地区」と「与那城地区」が比較的高く、「良い方だと思う」は「具志川第2地区」と「石川地区」が比較的高くなります。

高齢者が安心していきいきと暮らせる環境（地区別）



同居家族別みると、「悪い方だと思う」は「高齢者」と「いずれもない」の世帯が各16%台と高く、「乳児」及び「幼児」のいる世帯が低くなります。

「良い方だと思う」は「乳児」のいる世帯が15.2%と最も高く、次に「要介護者」のいる世帯が14.9%となります。

なお、「わからない」は「乳児」のいる世帯が30.3%、次に「幼児」のいる世帯が21.6%と高く、子育て中の世帯に多い結果となりますが、こうした世帯では高齢者と関わる機会が少ない世帯が多いと思われます。

また、「高齢者」のいる世帯が10.9%と最も低く、次に「要介護者」のいる世帯が11.9%となります。同居家族に高齢者がいることや自身が高齢者であること及び介護等の支援を受ける中で評価が明確になると考えられます。

高齢者が安心していきいきと暮らせる環境（同居家族別）

	回答者実数	良い方だと思う	普通だと思う	悪い方だと思う	わからない	無回答
乳児	33人	15.2% (5人)	45.5% (15人)	6.1% (2人)	30.3% (10人)	3.0% (1人)
幼児	116人	14.7% (17人)	51.7% (60人)	9.5% (11人)	21.6% (25人)	2.6% (3人)
高齢者	256人	14.1% (36人)	46.9% (120人)	16.0% (41人)	10.9% (28人)	12.1% (31人)
要介護者	67人	14.9% (10人)	49.3% (33人)	14.9% (10人)	11.9% (8人)	9.0% (6人)
障がい者	93人	11.8% (11人)	49.5% (46人)	12.9% (12人)	16.1% (15人)	9.7% (9人)
いずれもない	388人	13.9% (54人)	42.8% (166人)	16.2% (63人)	18.3% (71人)	8.8% (34人)

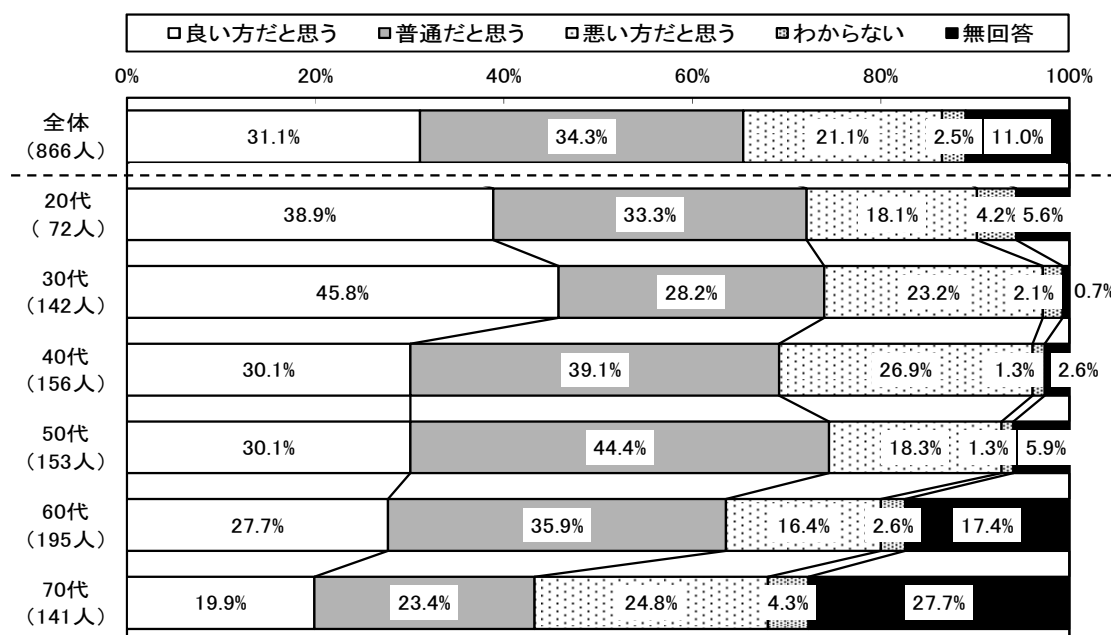
6) 通勤や買い物の利便性

通勤や買い物の利便性への評価は、「普通だと思う」が34.3%と最も高く、次に「良い方だと思う」が31.1%となります。また、「悪い方だと思う」が21.1%となります。

年代別にみると、「良い方だと思う」は「30代」が45.8%と最も高く、次に「20代」が38.9%となります。また、「40代」以降年代が高いほど割合は低くなります。

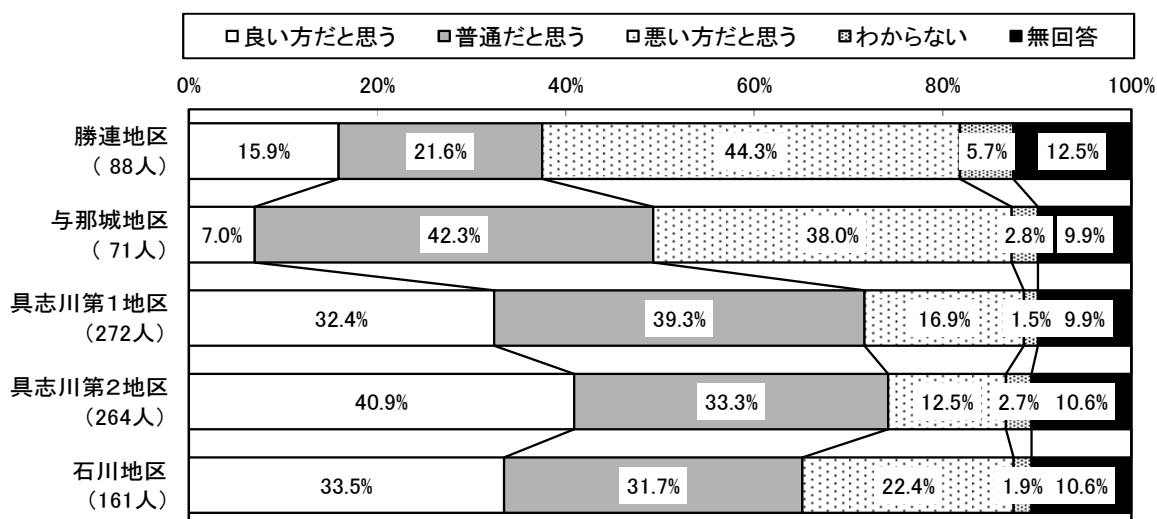
一方、「悪い方だと思う」は「30代」「40代」「70代」が各20%台と高く、「20代」「50代」「60代」が各16.4%から18.3%と低くなります。

通勤や買い物の利便性（全体・年代別）



地区別にみると、「良い方だと思う」は「具志川第2地区」が40.9%と最も高く、次に「具志川第1地区」と「石川地区」が各30%台となります。また、「与那城地区」が7.0%と最も低くなります。一方、「悪い方だと思う」は「勝連地区」が44.3%と最も高く、次に「与那城地区」が38.0%となっており、地区によって利便性に大きな差がでる結果となります。

通勤や買い物の利便性（地区別）



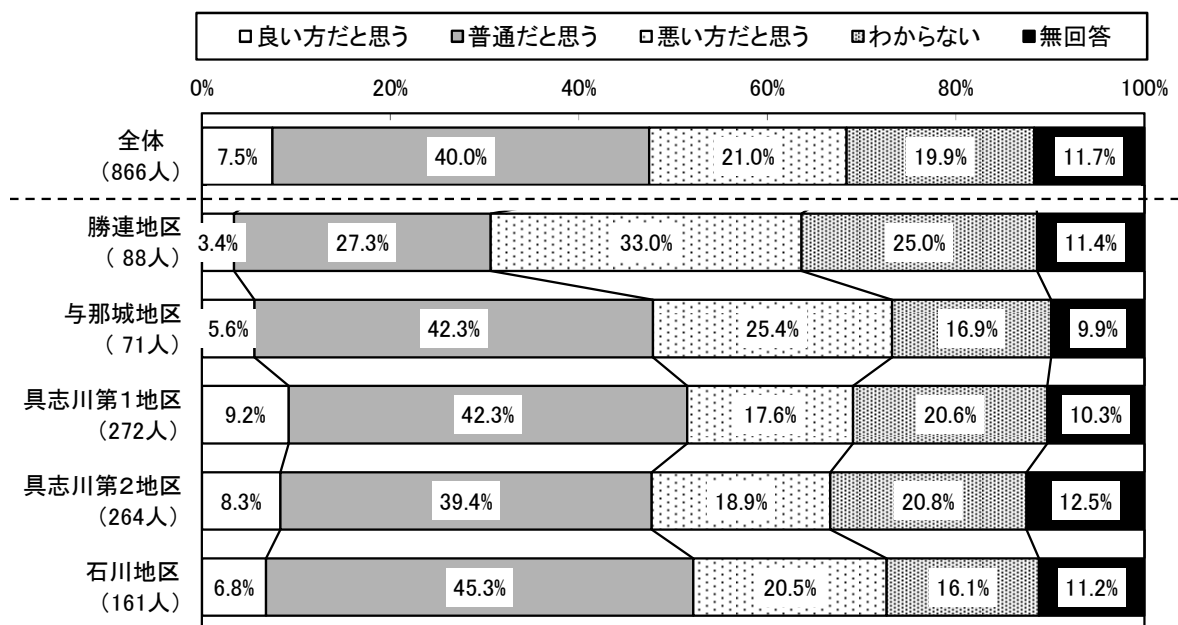
7) 困りごとの相談や情報入手の利便性

困りごとの相談や情報入手の利便性への評価は、「普通だと思う」が40.0%と最も高く、次に「悪い方だと思う」が21.0%となります。また、「わからない」が19.9%、「良い方だと思う」が7.5%となります。

「わからない」が比較的多い結果となっていますが、これについては、相談と情報の評価が一つになっていることや、そもそも相談窓口を知らない又は利用したことがない人がいること、そして情報とはどういった情報を指しているか明確でないため、評価しづらい面があったのではないかと推測します。

地区別にみると、全ての地区で「悪い方だと思う」割合が、「良い方だと思う」割合を上回っており、中でも「勝連地区」で約10倍、「与那城地区」で約4.5倍の差があります。

困りごとの相談や情報入手の利便性（全体・地区別）

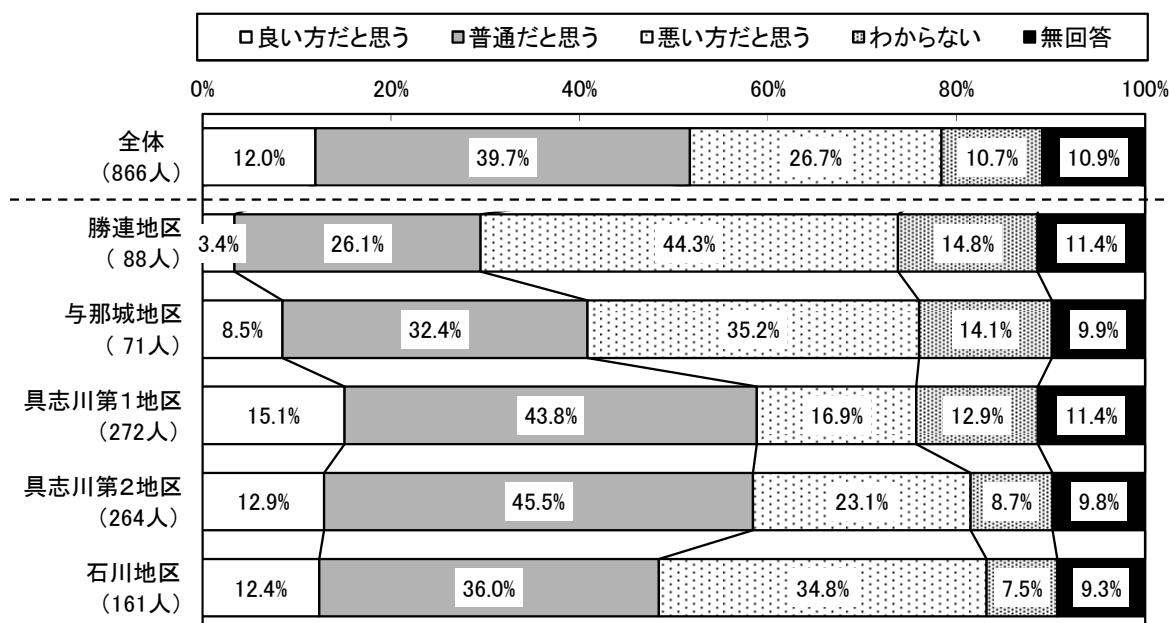


8) 市民が利用しやすい公共施設の立地について

市民が利用しやすい公共施設の立地に対する評価は、「普通だと思う」が39.7%と最も高く、次に「悪い方だと思う」が26.7%となります。また、「良い方だと思う」が12.0%となります。

地区別にみると、「具志川第1地区」は「良い方だと思う」と「悪い方だと思う」の割合に大きな違いはありませんが、そのほかの地区では「悪い方だと思う」が「良い方だと思う」を大きく上回っており、中でも「勝連地区」で約13倍、「与那城地区」で約4倍の差があります。

市民が利用しやすい公共施設の立地について（全体・地区別）



9) 防災体制(避難誘導體制)・組織の体制について

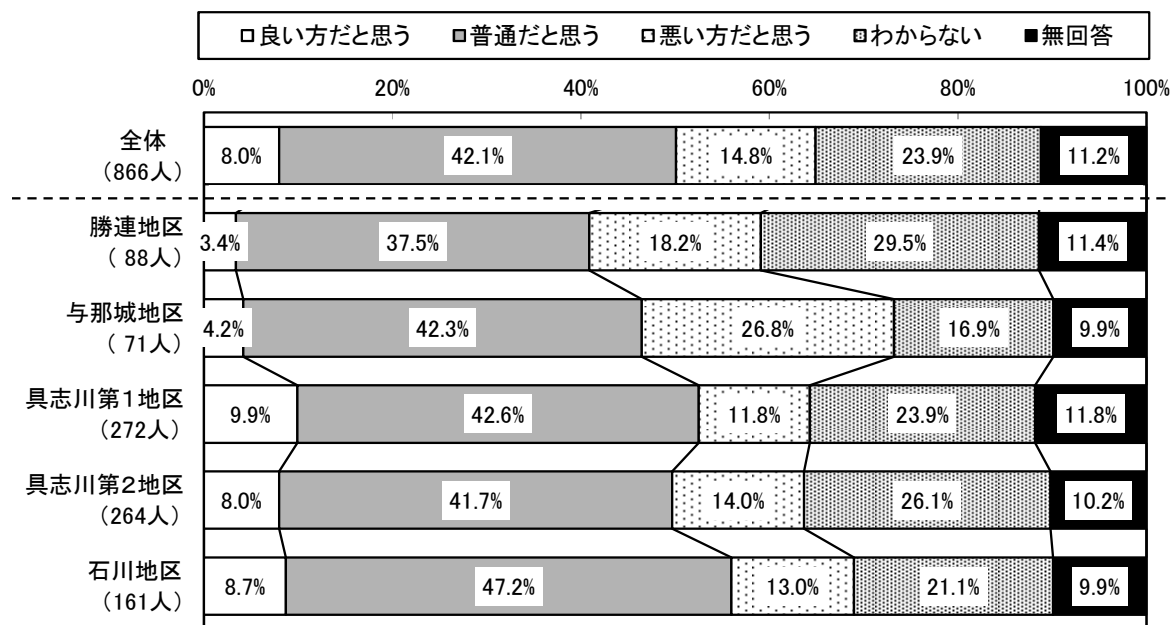
防災体制(避難誘導體制)・組織の体制への評価は、「普通だと思う」が42.1%と最も高く、次に「わからない」が23.9%となります。また、「悪い方だと思う」が14.8%、「良い方だと思う」が8.0%となります。

「わからない」の回答が多い結果となりますが、これについては、防災体制等の周知が十分行き届いていない状況がうかがえ、周知強化の必要性がうかがえます。

地区別にみると、「わからない」は「勝連地区」が29.5%と最も高く、「与那城地区」が16.9%と最も低くなります。

「悪い方だと思う」の割合は、全ての地区で「良い方だと思う」の割合を上回っており、中でも「与那城地区」で約6.4倍、「勝連地区」で約5.4倍の差があります。

防災(避難誘導體制)・組織の体制について (全体・地区別)



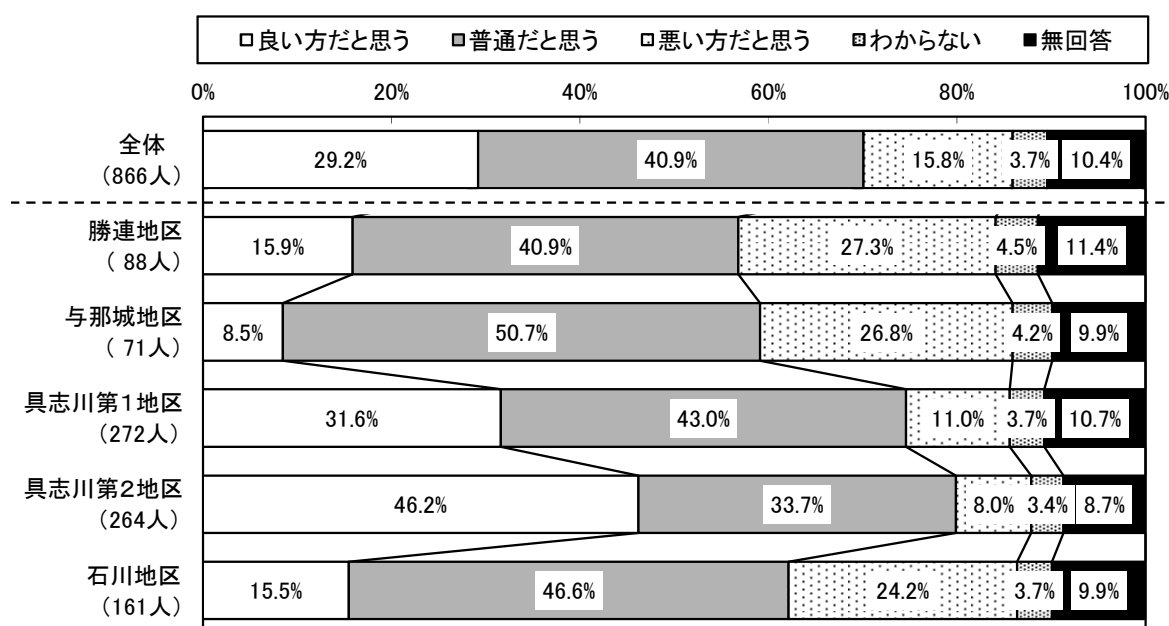
10) 病院など、医療機関が充実している環境

病院など、医療機関が充実している環境への評価は、「普通だと思う」が40.9%と最も高く、次に「良い方だと思う」が29.2%となります。また、「悪い方だと思う」が15.8%となります。

地区別にみると、「悪い方だと思う」は「勝連地区」「与那城地区」「石川地区」が各20%台と高く、いずれも「良い方だと思う」の割合を上回っており、中でも「与那城地区」では約3倍の差があります。

一方、「具志川第1地区」と「具志川第2地区」では「良い方だと思う」が「悪い方だと思う」の割合を大きく上回っています。特に「具志川第2地区」では約5.8倍の差があります。また、良いとする評価が他の地区と比べて最も高くなります。

病院など、医療機関が充実している環境（全体・地区別）



同居家族別にみると、どの世帯でも「良い方だと思う」の割合が、「悪い方だと思う」の割合を上回っています。中でも、「高齢者」「要介護者」「障がい者」のいる世帯では、評価のレベルとして「良い方だと思う」の割合が最も高く、それぞれ47.9%、52.8%、43.9%となります。一方、「悪い方だと思う」は「乳児」及び「幼児」のいる世帯が、各14.0%前後と高くなります。

病院など、医療機関が充実している環境（同居家族別）

	回答者実数	良い方だと思う	普通だと思う	悪い方だと思う	わからない	無回答
乳児	33人	36.4% (12人)	45.5% (15人)	12.1% (4人)	0.0% (0人)	6.1% (2人)
幼児	116人	29.3% (34人)	48.3% (56人)	17.2% (20人)	3.4% (4人)	1.7% (2人)
高齢者	256人	31.3% (80人)	39.1% (100人)	15.2% (39人)	2.3% (6人)	12.1% (31人)
要介護者	67人	19.4% (13人)	44.8% (30人)	19.4% (13人)	4.5% (3人)	11.9% (8人)
障がい者	93人	33.3% (31人)	38.7% (36人)	14.0% (13人)	4.3% (4人)	9.7% (9人)
いずれもない	388人	27.1% (105人)	42.8% (166人)	17.3% (67人)	4.4% (17人)	8.5% (33人)

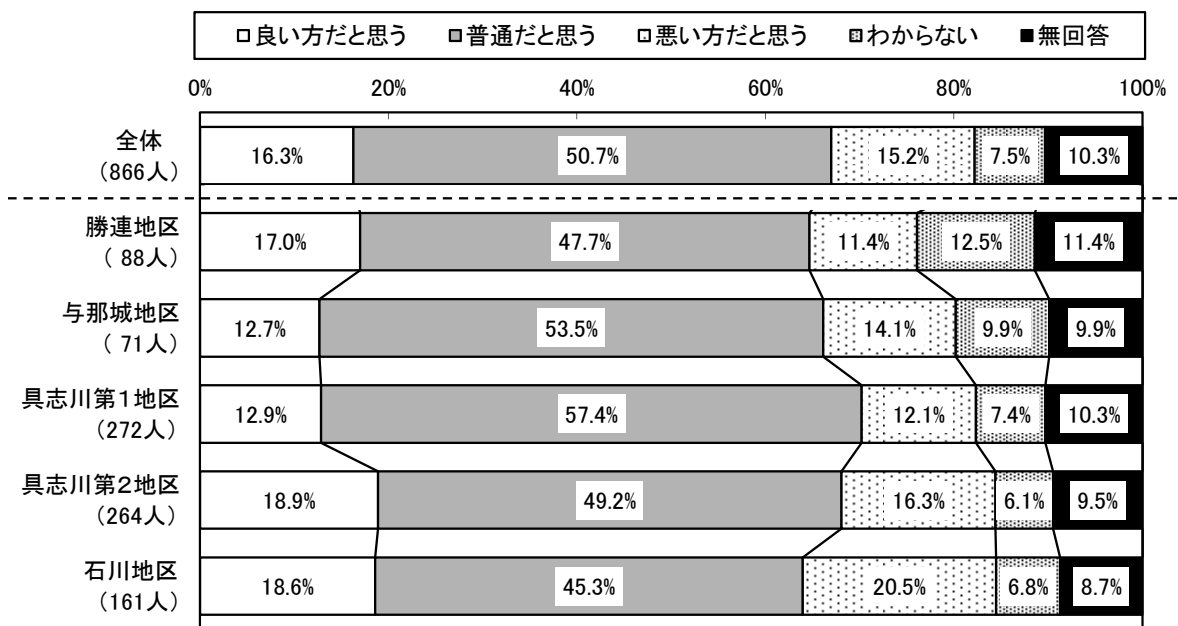
11) 地域の治安について

地域の治安に対する評価は、「普通だと思う」が50.7%と最も高くなります。また、「良い方だと思う」が16.3%、「悪い方だと思う」が15.2%と同程度の割合となります。

地区別にみると、「良い方だと思う」は「与那城地区」と「具志川第2地区」が各12%台と低く、そのほかの区は17%台から18%台となります。

一方、「悪い方だと思う」は「石川地区」が20.5%と最も高く、次に「具志川第2地区」が16.3%となります。また、「与那城地区」と「石川地区」では「悪い方だと思う」が「良い方だと思う」の割合を上回っています。

地域の治安について（全体・地区別）



12) 地域環境の比較

全ての地域環境への評価を比べてみると、いずれも「普通だと思う」の割合が最も高く、その中でも「地域の治安」が50.7%と最も高くなります。また、「普通だと思う」の評価は「通勤や買い物の利便性」が34.3%と最も低く、次に「障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境」「市民が利用しやすい公共施設の立地」が各39%台となります。

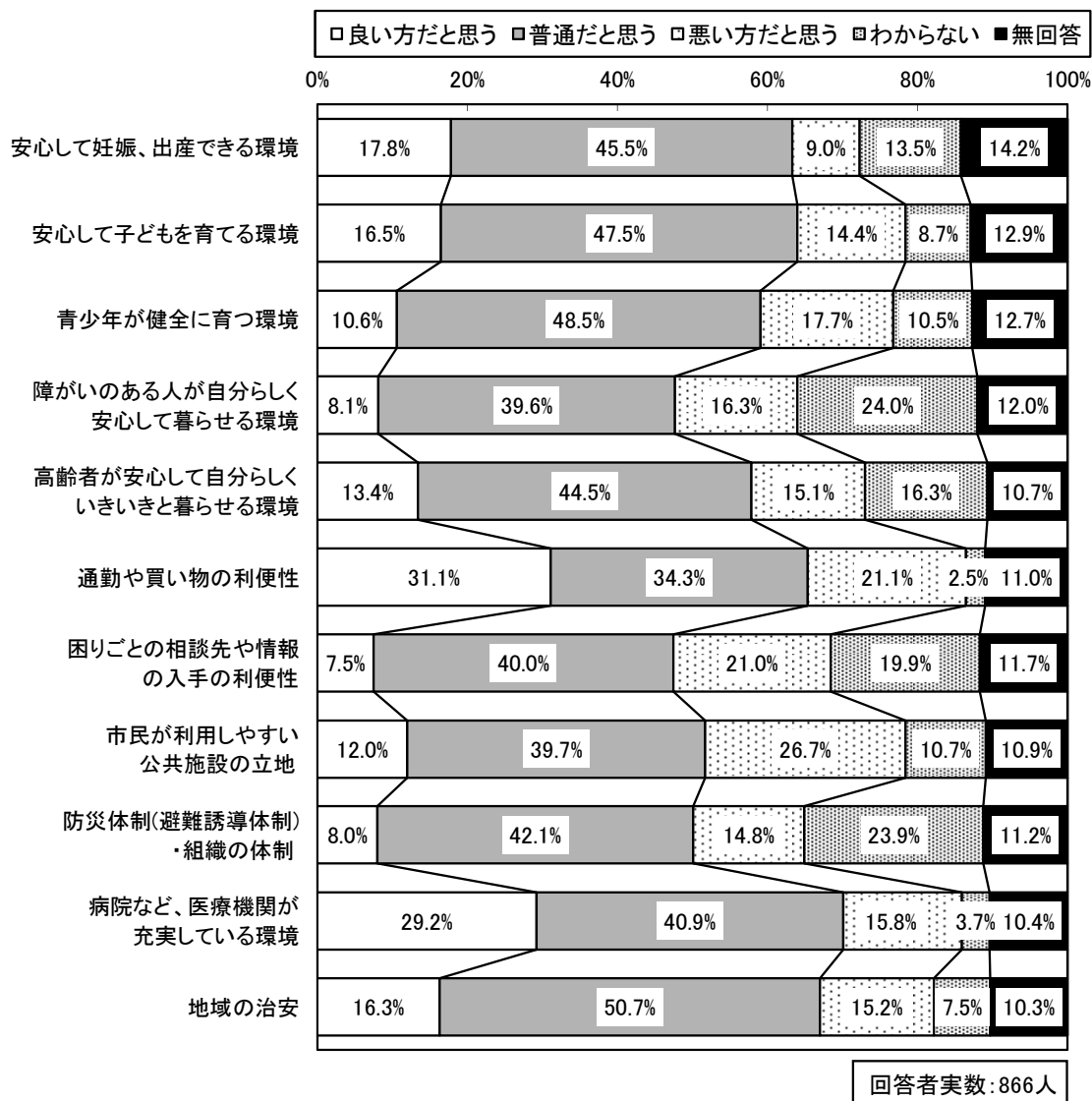
「良い方だと思う」の評価は、「通勤や買い物の利便性」が31.1%と最も高く、次に「病院など、医療機関が充実している環境」が29.2%となります。また、「困りごとの相談や情報入手の利便性」が7.5%と最も低く、次に「障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境」と「防災体制(避難誘導體制)・組織の体制」が各8%台となります。

一方、「悪い方だと思う」の評価は、「市民が利用しやすい公共施設の立地」が26.7%と最も高く、次に「通勤や買い物の利便性」と「困りごとの相談先や情報の入手の利便性」が各21%台となります。また、「安心して妊娠・出産できる環境」が9.0%と最も低くなります。

良い、悪いの割合を比べて、良いとする割合が高いのは、妊娠・出産、子育て、通勤や買い物、医療機関の充実、地域の治安の5つの環境となります。

「わからない」については、「障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる環境」が24.0%、「防災体制(避難誘導體制)・組織の体制」が23.9%と高く、「通勤や買い物の利便性」が2.5%、「医療機関が充実している環境」が3.7%と低くなります。

地域環境全体比較



(6) 現在の隣近所とのつきあいの状況

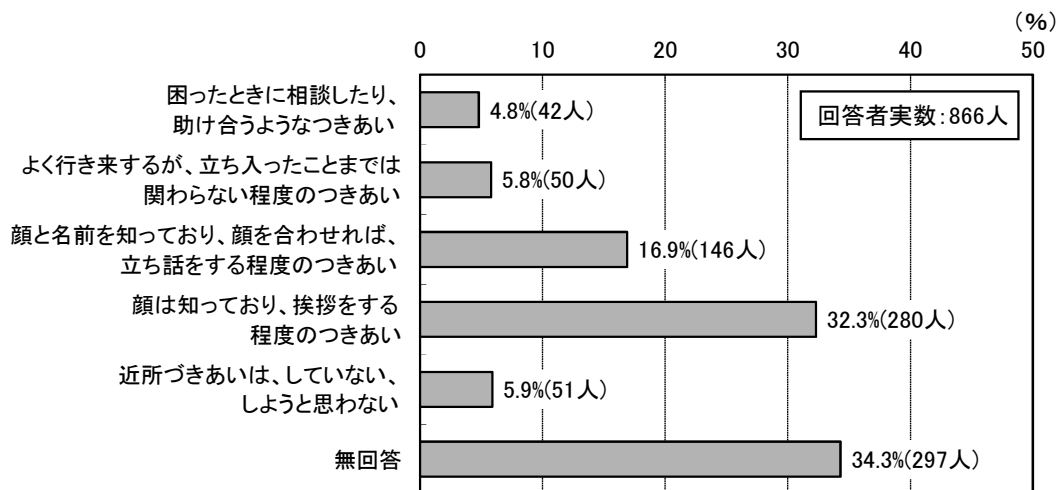
隣近所とのつきあいの状況は、「顔は知っており、挨拶をする程度のつきあい」が32.3%と最も高く、次に「顔と名前を知っており、顔を合わせれば立ち話をする程度のつきあい」が16.9%で、合わせると49.2%とほぼ半数の人はさらりとした近所づきあいとなっています。

一方、「困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい」といった、親密なつきあいのある人が4.8%、また、「よく行き来するが、立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあい」といった、ほどほどのつきあいをしている人が5.8%となります。

また、「近所づきあいは、していない、しようと思わない」といった、近所のづきあいを拒否する人は5.9%となります。

但し、「無回答」が34.3%と高いことから、親密な関係を持つ人もいるが、一方でさらりとした関係の人もいるといったことなどで、回答を迷った人も多かったことが推測されます。また、近所づきあいをしたくても、心身の状態が自由に外出できる状況になく、つきあいが制限されるため、回答しなかった人がいると思われます。

現在の隣近所とのつきあいの状況



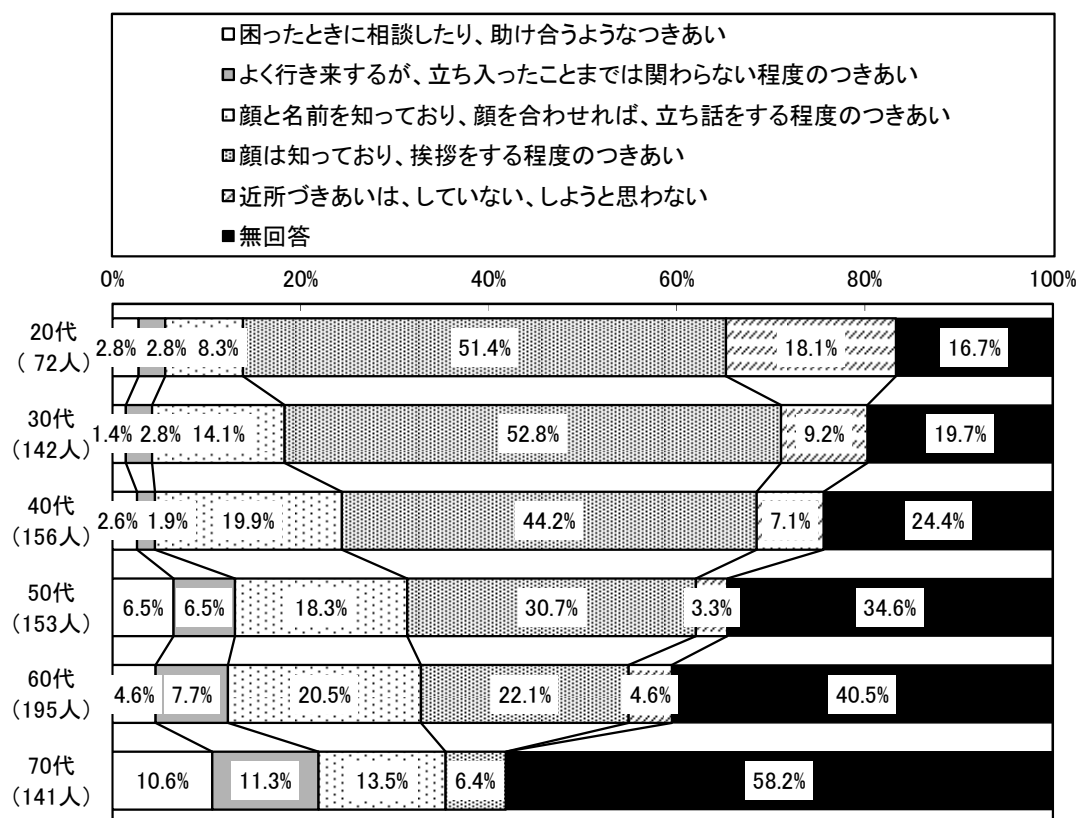
年代別にみると、挨拶する程度のつきあいは、「20代」と「30代」が各50%余りと高く、「40代」以降年代が高いほど割合は低く、特に、「70代」で大きく低下し6.4%となります。一方、立ち話をする程度のつきあいは、「20代」から「60代」にかけて年代が高いほど割合も高くなる傾向にあり、「60代」で20.5%となります。

また、相談したり、助けあうつきあいと最も高く、立ち入ったことまでは関わらないつきあいについては、いずれも「70代」が最も高く、次に「50代」「60代」となります。

一方、「近所づきあいは、していない、しようと思わない」は、「20代」が18.1%と最も高く、年代が高いほど割合は低くなる傾向にあり、「70代」の回答はありません。

「無回答」については年代が高いほど割合も高く、「70代」では58.2%と6割近い人の、近所づきあいの状況が把握できない結果となります。

現在の隣近所とのつきあいの状況（年代別）

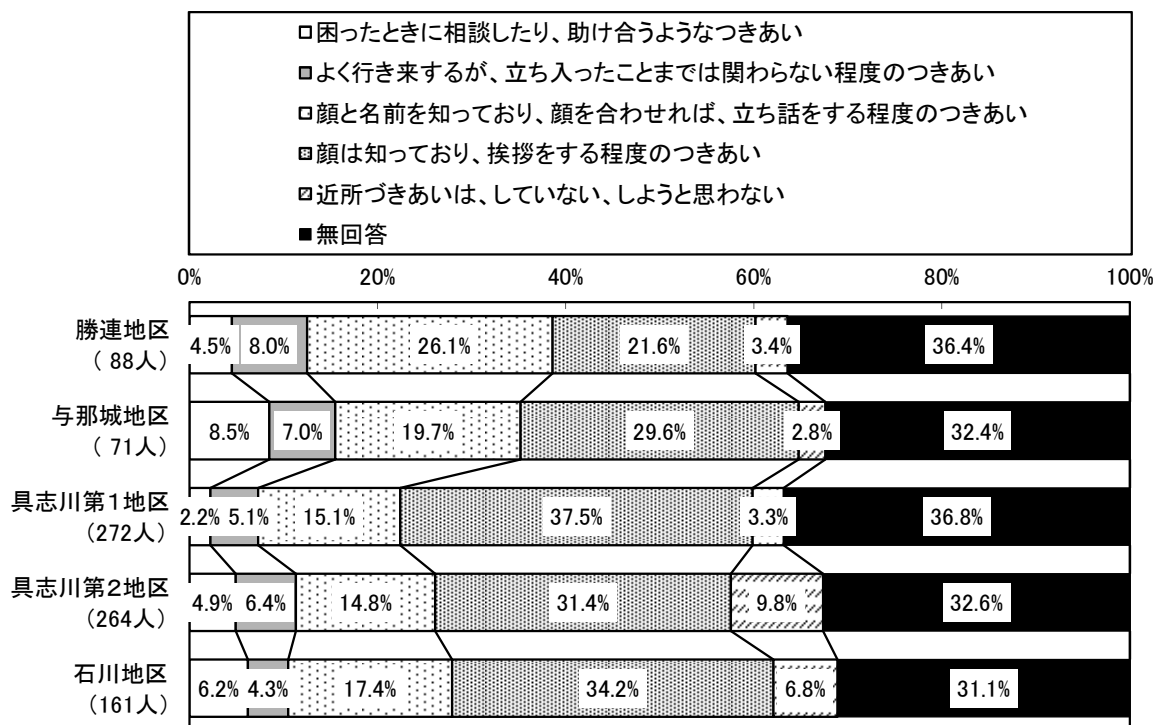


地区別にみると、挨拶する程度のつきあいは、「具志川第1地区」が37.5%と最も高く、「勝連地区」が21.6%と最も低くなります。一方、立ち話する程度のつきあいは、「勝連地区」が26.1%と最も高く、そのほかの地区は15%台から19%台の割合で大きな違いはありません。

また、相談したり、助け合うつきあいは、2%台から8%台、立ち入ったことまでは関わらないつきあいは、4%台から8%台で、いずれも地区による大きな違いはありません。

「近所づきあいは、していない、しようと思わない」は「具志川第2地区」が9.8%と比較的高くなります。

現在の隣近所とのつきあいの状況（地区別）

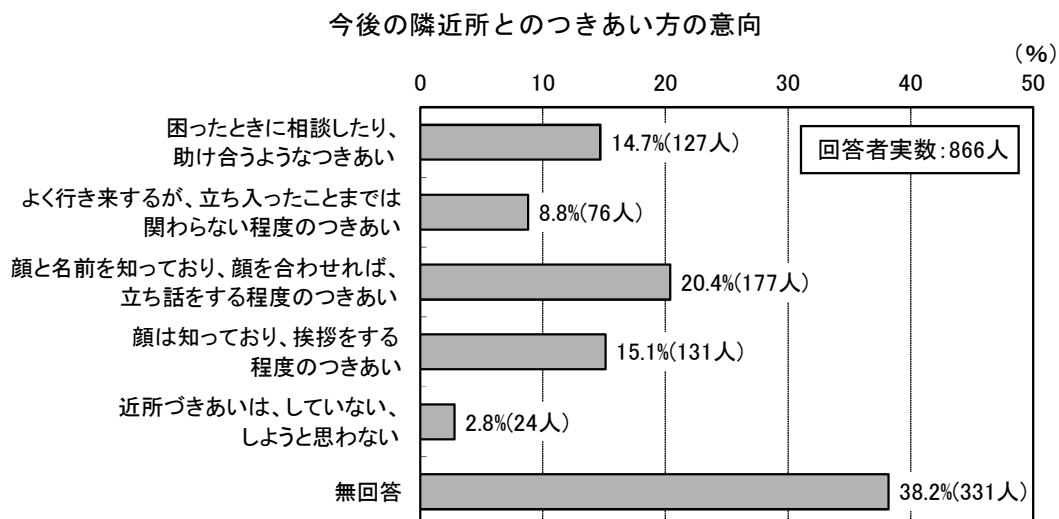


(7) 今後の隣近所とのつきあい方の意向

今後の隣近所とのつきあい方に対する意向としては、立ち話をする程度が20.4%と最も高く、次に挨拶をする程度が15.1%となりますが、現在のつきあい方と比べて立話をする程度は3.5ポイント低下し、挨拶をする程度は17.2ポイント低下しています。その一方で、「困ったときに相談したり、助け合うようなつきあい」が14.7%と、現在のつきあい方より9.9ポイント高く、立ち入ったことまでは関わらない程度のつきあいも、8.4%と現在より3ポイント高くなります。また、近所づきあいはしようと思わないが2.8%と、現在より3.1ポイント低くなります。

総じて現在と同じく、隣近所とはさらりとした関係を維持したいと考える人が多いものの、現在よりも、親密な関係を築きたいと考えている人が増えています。

なお、現在の状況と同じく、「無回答」が38.0%と高い割合となります。

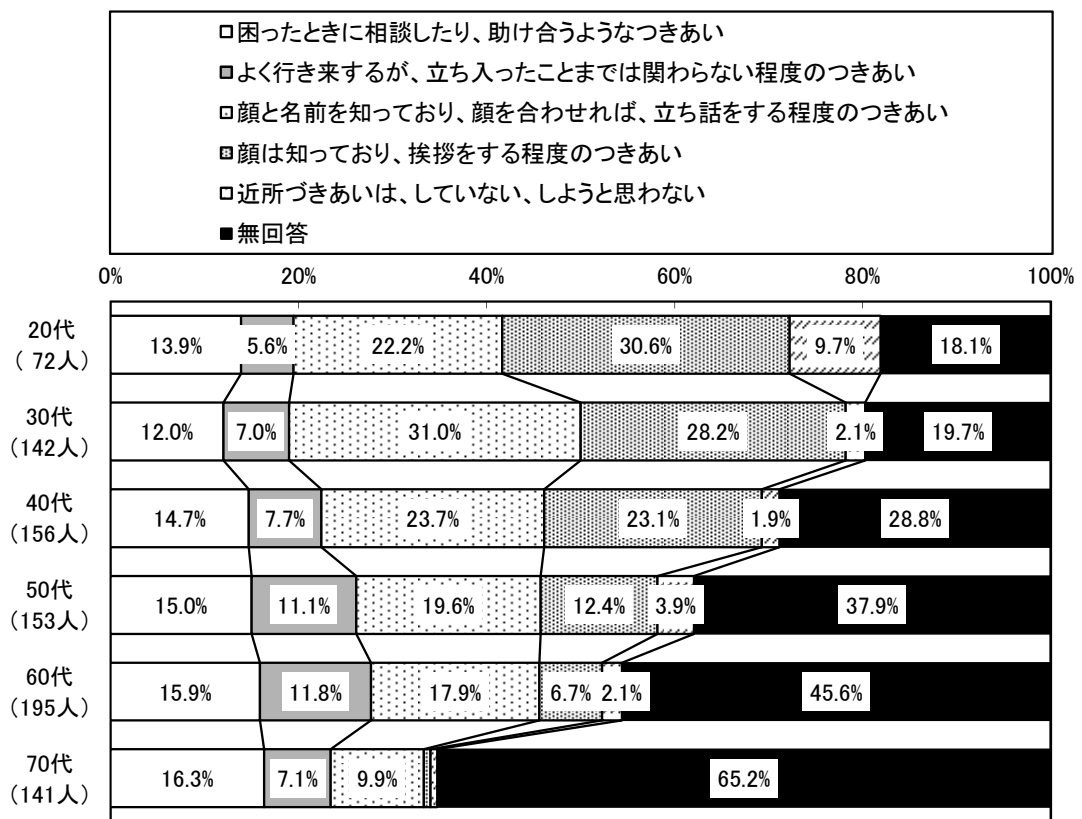


年代別にみると、立ち話をする程度の意向と挨拶する程度の意向については、いずれも年代が高いほど割合は低くなる傾向にあります。

相談したり助け合うの意向は、各年代で12%台から15%台と大きな違いはありませんが、全ての年代で現在の状況よりも割合が大きくなっています。また、立ち入ったことまでは関わらない程度の意向では、「70代」で現在の状況より低くなっていますが、そのほかの年代では現在の状況より割合は高くなります。

「近所づきあいはいは、していない、しようと思わない」の意向は、「50代」と「70代」で現在の状況とほぼ同率となりますが、そのほかの年代では現在の状況より割合は低く、中でも「20代」で大きく低下しています。

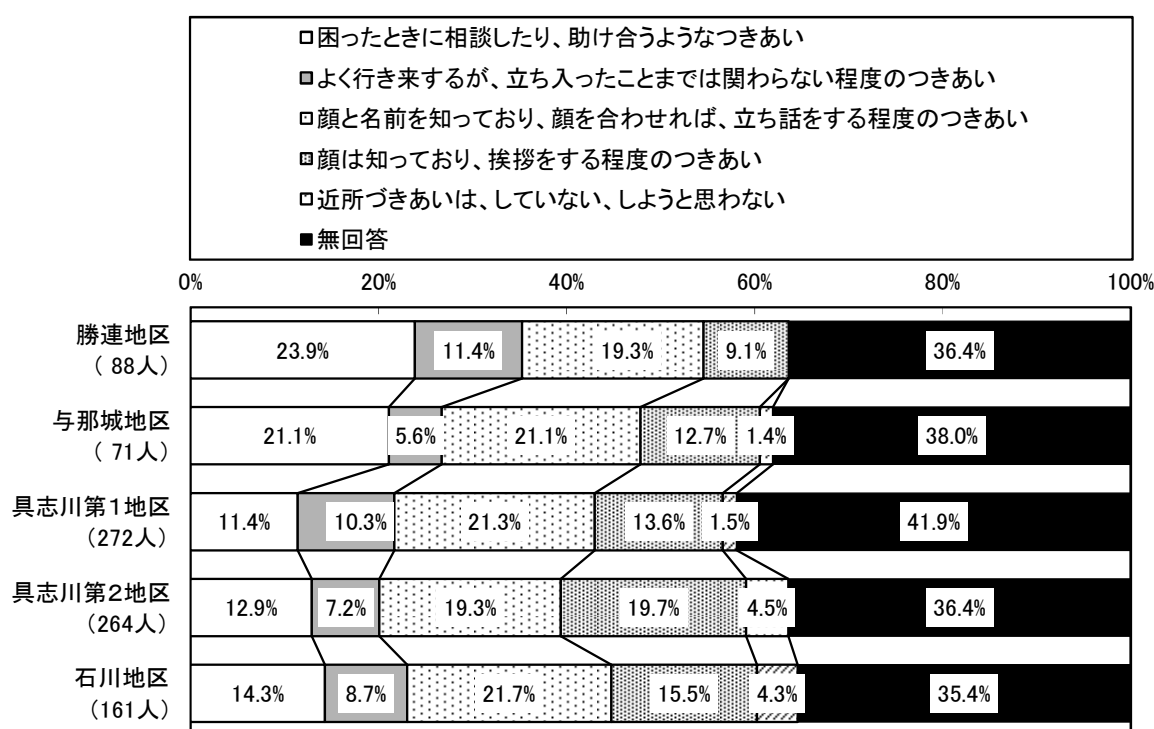
今後の隣近所とのつきあいの意向（年代別）



地区別にみると、立ち話をする程度の意向は各区とも20%前後の割合で、大きな違いはありませんが、いずれも現在の状況より割合は4.5ポイントから9.3ポイント増えています。一方、挨拶する程度のつきあいは「具志川第2地区」が19.7%と最も高く、「勝連地区」が9.1%と最も低くなりますが、全ての地区で現在の状況より割合は大きく低下し、中でも「具志川第1地区」では23.9ポイントと低下の幅が最も大きくなります。

相談したり、助け合うようなつきあいは、「勝連地区」が23.9%と最も高く、次に「与那城地区」が21.1%で、そのほかの地区は各10%台の割合となります。現在の状況と比べて全ての地区で割合は高くなっており、特に「勝連地区」と「与那城地区」の増加が大きくなります。

今後の隣近所とのつきあいの意向（地区別）

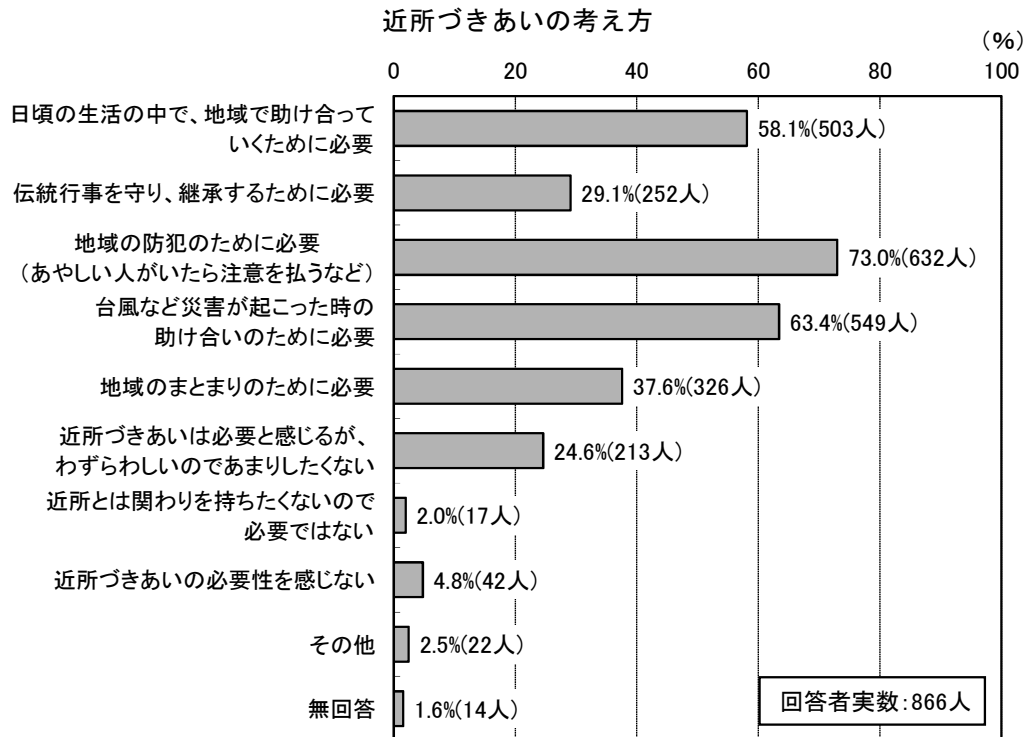


(8) 近所づきあいの考え方（複数回答）

近所づきあいの考え方については、「地域の防犯のために必要」が73.0%と最も高く、次に「台風など災害が起こった時の助け合いのために必要」が63.4%で、防犯や災害に対する危機意識(危険から身を守るために必要)から、近所づきあいの必要性をあげる人が多くなります。また、「日頃の生活の中で、地域で助け合っていくために必要」が58.1%で、以上の3つの考え方がそれぞれ半数以上を占めます。

続いて「地域のまとまりのために必要」が37.6%、「伝統行事を守り、継承するために必要」が29.1%となります。

一方、「近所づきあいは必要とを感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」が24.6%あるほか、「近所づきあいの必要性を感じない」が4.8%、「近所とは関わりを持ちたくない」ので必要ではない」が2.0%と、近所づきあいに否定的な考え方の人が、少なくとも4分の1以上います。



年代別にみると、「地域の防犯のために必要」は「30代」が78.2%と最も高く、「40代」から「60代」にかけても各70%台と高くなります。

「台風など災害が起こった時の助け合いのために必要」は「30代」が67.6%と最も高く、「40代」以降年代が高いほど割合は徐々に低くなります。

「日頃の生活の中で、地域で助け合っていくために必要」は「30代」と「40代」が各51%台で、「50代」以降年齢とともに割合は高くなり、「70代」では73.0%と最も高くなります。

「地域のまとまりのために必要」と「伝統行事を守り、継承するために必要」については、年代が高いほど割合も高く、「70代」で最も高くなります。

一方、「近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない」は、「30代」が32.1%と最も高く、「70代」が18.4%と最も低くなります。

なお、生活の中での助け合い、伝統事業の継承、地域の防犯、災害時の助け合い、地域のまとまりのために必要とする割合は、いずれも「20代」が最も低くなります。

近所づきあいの考え方（年代別）

	回答者実数	日頃の生活の中で、地域で助け合っていくために必要	伝統行事を守り、継承するために必要	地域の防犯のために必要 (あやしい人がいたら注意を払うなど)	台風など災害が起こった時の助け合いのために必要	地域のまとまりのために必要	近所づきあいは必要と感じるが、わずらわしいのであまりしたくない	近所とは関わりを持ちたくないのに必要ではない	近所づきあいの必要性を感じない	その他	無回答
20代	72人	45.8% (33人)	15.3% (11人)	61.1% (44人)	54.2% (39人)	19.4% (14人)	23.6% (17人)	1.4% (1人)	8.3% (6人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)
30代	142人	51.4% (73人)	20.4% (29人)	78.2% (111人)	67.6% (96人)	27.5% (39人)	28.2% (40人)	1.4% (2人)	2.8% (4人)	1.4% (2人)	0.0% (0人)
40代	156人	51.3% (80人)	26.3% (41人)	76.3% (119人)	66.0% (103人)	32.1% (50人)	32.1% (50人)	1.9% (3人)	5.8% (9人)	4.5% (7人)	0.6% (1人)
50代	153人	57.5% (88人)	27.5% (42人)	74.5% (114人)	64.7% (99人)	36.6% (56人)	23.5% (36人)	3.9% (6人)	6.5% (10人)	1.3% (2人)	1.3% (2人)
60代	195人	63.6% (124人)	35.9% (70人)	74.9% (146人)	63.6% (124人)	48.2% (94人)	22.6% (44人)	1.5% (3人)	3.1% (6人)	4.1% (8人)	3.6% (7人)
70代	141人	73.0% (103人)	40.4% (57人)	66.7% (94人)	60.3% (85人)	49.6% (70人)	18.4% (26人)	1.4% (2人)	5.0% (7人)	2.1% (3人)	2.1% (3人)

地区別にみると、近所づきあいはあまりしたくない、必要性を感じないといった、近所づきあいに否定的な意見の割合は「与那城地区」が最も低いことから、住民同士の絆が深く、地域を良くするためには、隣近所で力を合わせていくという意識を持つ人が多いことがうかがえます。

一方、「具志川第2地区」は否定的な意見の割合が最も高いことから、隣近所との関係は希薄な人が多い地域であることがうかがえます。また、「勝連地区」「具志川第1地区」「石川地区」も否定的な意見の割合が比較的高くなります。

近所づきあいの考え方（地区別）

	回答者実数	日頃の生活の中で、いくために必要	伝統行事を守り、継承するために必要	地域の防犯のために必要 (あやしい人がいたら注意を払うなど)	台風など災害が起こった時の助け合いのために必要	地域のまとまりのために必要	近所づきあいは必要とを感じるが、わずらわしいのであまりしたくない	近所とは関わりを持ちたくないので必要ではない	近所づきあいの必要性を感じない	その他	無回答
勝連地区	88人	54.5% (48人)	36.4% (32人)	69.3% (61人)	65.9% (58人)	45.5% (40人)	22.7% (20人)	1.1% (1人)	4.5% (4人)	5.7% (5人)	3.4% (3人)
与那城地区	71人	59.2% (42人)	38.0% (27人)	67.6% (48人)	67.6% (48人)	42.3% (30人)	15.5% (11人)	1.4% (1人)	2.8% (2人)	7.0% (5人)	1.4% (1人)
具志川第1地区	272人	61.0% (166人)	30.5% (83人)	74.3% (202人)	66.2% (180人)	37.5% (102人)	22.8% (62人)	1.8% (5人)	4.8% (13人)	1.1% (3人)	1.8% (5人)
具志川第2地区	264人	56.4% (149人)	23.5% (62人)	73.5% (194人)	60.2% (159人)	36.7% (97人)	30.3% (80人)	2.7% (7人)	6.1% (16人)	2.7% (7人)	0.8% (2人)
石川地区	161人	57.8% (93人)	26.7% (43人)	75.2% (121人)	62.1% (100人)	34.2% (55人)	24.8% (40人)	1.9% (3人)	4.3% (7人)	1.2% (2人)	0.6% (1人)

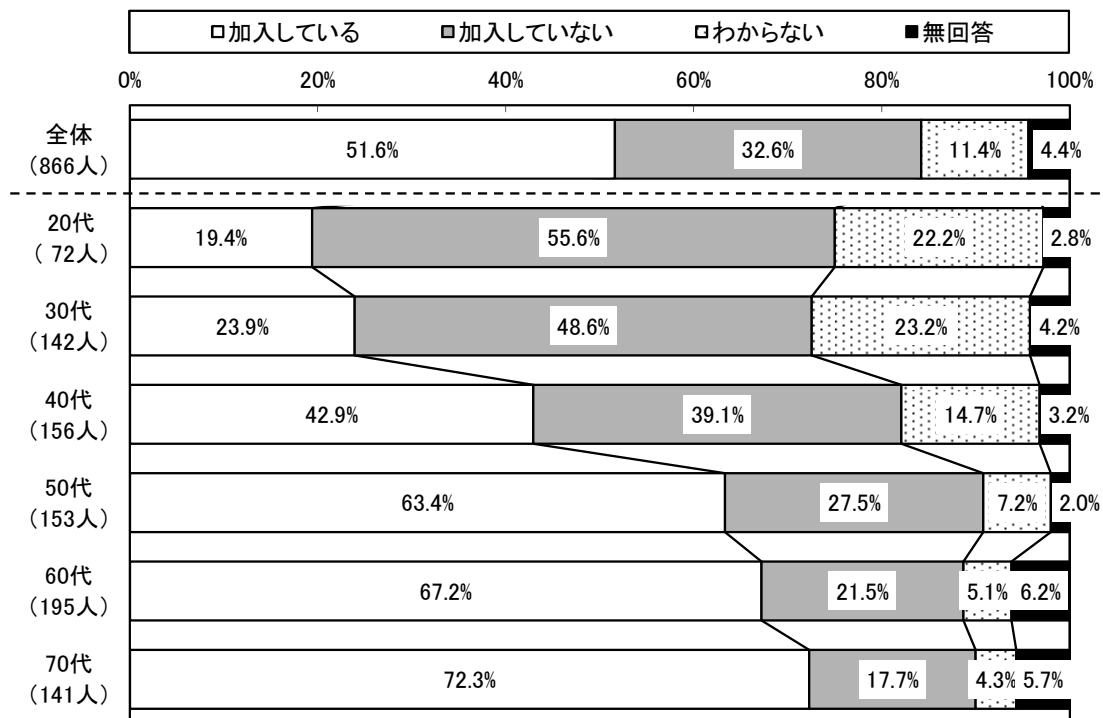
(9) 自治会への加入状況

自治会への加入については、「加入している」が51.6%、「加入していない」が32.6%と加入世帯が半数以上をしめます。

年代別にみると、「加入している」は年代が高いほど割合も高くなり、「20代」が19.4%であるのに対し、「70代」では72.3%となります。

逆に、「加入していない」は年代が高くなるほど割合は低くなります。

自治会への加入状況（全体・年代別）

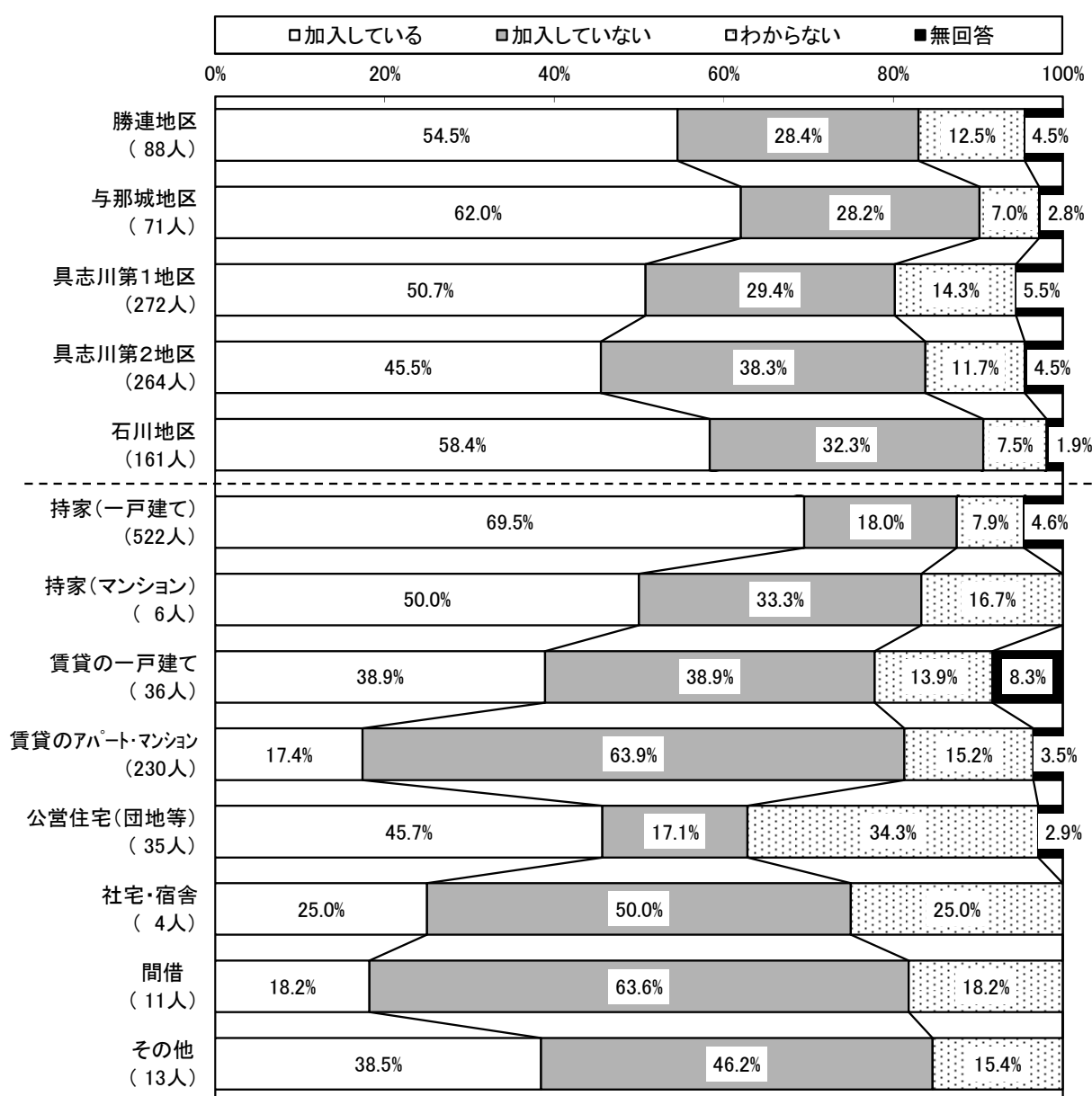


地区別にみると、「加入している」は「与那城地区」が62.0%と最も高く、次に「石川地区」が58.4%となります。一方、「具志川第2地区」が45.5%と最も低くなります。

住宅の形態別にみると、「加入している」は「持家(一戸建て)」が69.5%と最も高く、次に「持家(マンション)」が50.0%で、持ち家の加入率が高いことがわかります。また、「公営住宅(団地等)」が45.7%と比較的高いことから、公営住宅によっては規約等で自治会への加入が定められていることがうかがえます。

一方、「賃貸のアパート・マンション」が17.4%と最も低く、賃貸住宅入居者への自治会加入促進の必要性がうかがえます。また、行政においても、自治会と連携し転入者への自治会の紹介や自治会への橋渡しなどの支援が必要と考えられます。

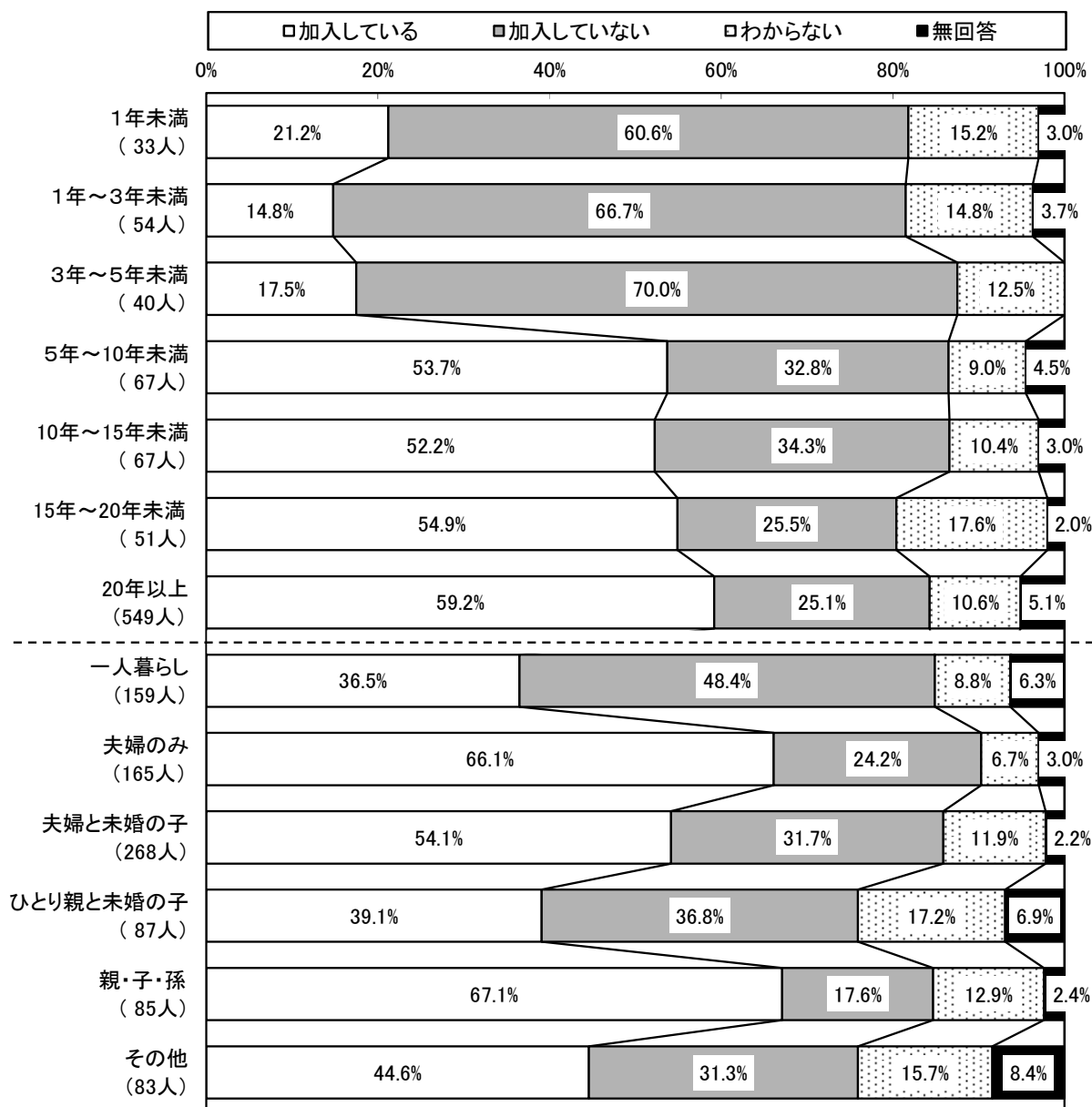
自治会への加入状況（地区別・居住年数別）



居住年数別にみると、「1年未満」が21.2%、「1年～3年未満」と「3年～5年未満」が各10%台と低く、5年以上の居住年数では各50%台とそれぞれ半数以上を占め、「20年以上」が59.2%と最も高くなります。

家族構成別にみると、「加入している」は「夫婦と未婚の子」と「親・子・孫」の世帯が各60%台と高く、「一人暮らし」と「ひとり親と未婚の子」の世帯が各30%台と低くなります。

自治会への加入状況（居住年数別・家族構成別）

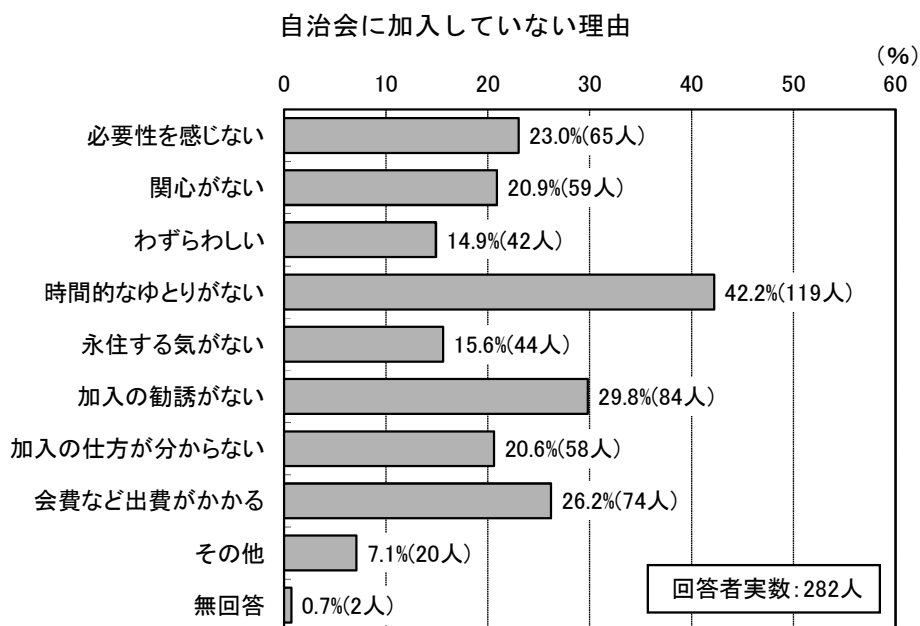


(10) 自治会に加入していない理由

自治会に「加入していない」と答えた方の加入していない理由については、「時間的なゆとりがない」が42.2%と最も高くなります。続いて「加入の勧誘がない」が29.8%、「会費など出費がかかる」が26.2%、「必要性を感じない」23.0%、「関心がない」が20.9%、「加入の仕方がわからない」が20.6%と、いずれも20%台の割合となります。

なお、「加入の勧誘がない」と「加入の仕方がわからない」と答えた方については、加入の意志はあると考えられ、勧誘や加入の問い合わせ先などの周知を図る必要がうかがえます。

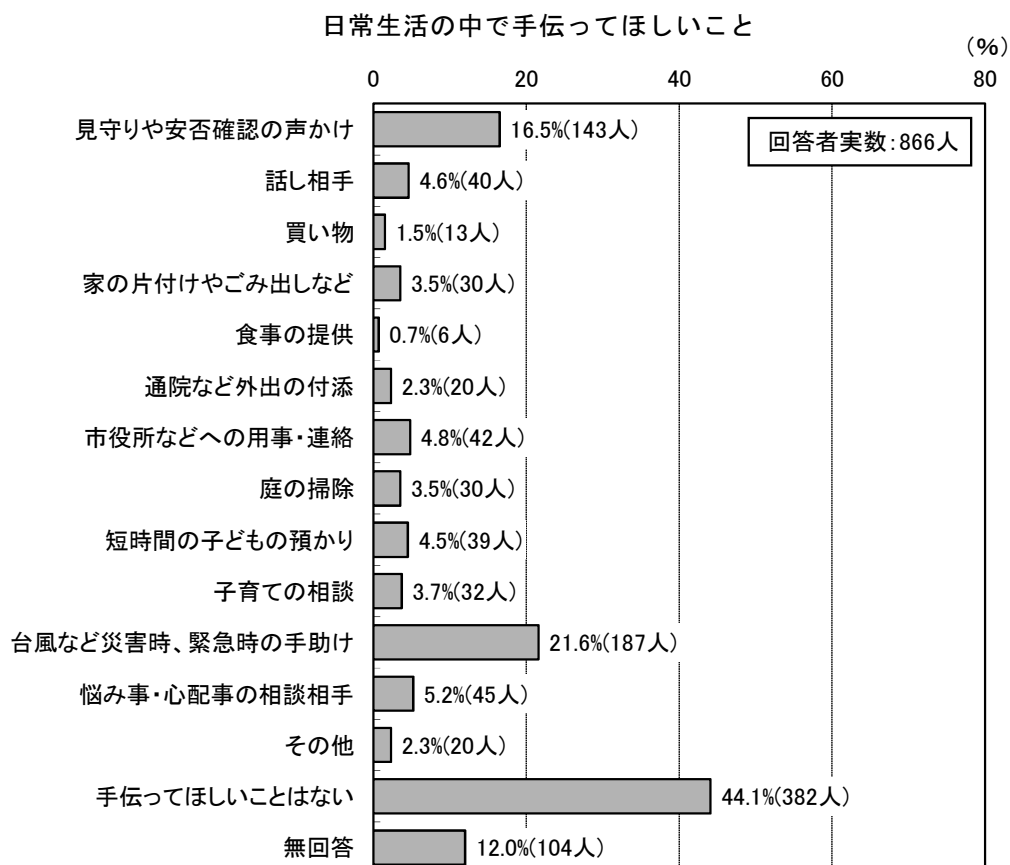
そのほかの理由については、加入していないからこそ自治会のことを知らず、加入に消極的になる人も多いと考えられます。しかし、自治会活動に参加できなくても、加入の必要性を感じなくても、地域のことを知る機会が増えると、地域への関心が徐々に高まるとともに、将来的に自治会への加入や地域活動への参加が考えられます。そのため、未加入者に対し、自治会の目的や加入のメリット及び自治会の活動等の情報を、継続的に提供していくなど、自治会への関心を高める取り組みが必要だと思われま



(11) 日常生活の中で手伝ってほしいこと（複数回答）

地域の方に日常生活の中で手伝ってほしいことについては、「手伝ってほしいことはない」が44.1%と最も高く、「無回答」の12.0%を合わせると56.1%で、残りの43.9%が具体的なニーズをあげています。

具体的に手伝ってほしいこととしては、「台風など災害時、緊急時の手助け」が21.6%と最も高く、次に「見守りや安否確認の声かけ」が16.5%で、この2つの手伝いを希望する人が特に多い結果となります。



同居家族別にみると、「手伝ってほしいことはない」は「幼児」のいる世帯が44.8%と最も高く、次に「高齢者」のいる世帯が41.8%となります。

「見守りや安否確認の声かけ」「短時間の子どもの預かり」「子育ての相談」「台風など災害時、緊急時の手助け」については、「乳児」のいる世帯が最も高く、「見守りや安否確認の声かけ」「短時間の子どもの預かり」「子育ての相談」は「幼児」のいる世帯が、2番目に高くなります。

そのほか、「話し相手」は「要介護者」のいる世帯が最も高くなります。また、「家の片付けやごみ出しなど」「通院などの外出の付添」「市役所などへの用事・連絡」「悩み事・心配事の相談相手」については、「障がい者」のいる世帯がそれぞれ最も高く、次に「要介護者」のいる世帯となります。

日常生活の中で手伝ってほしいこと（同居家族別）

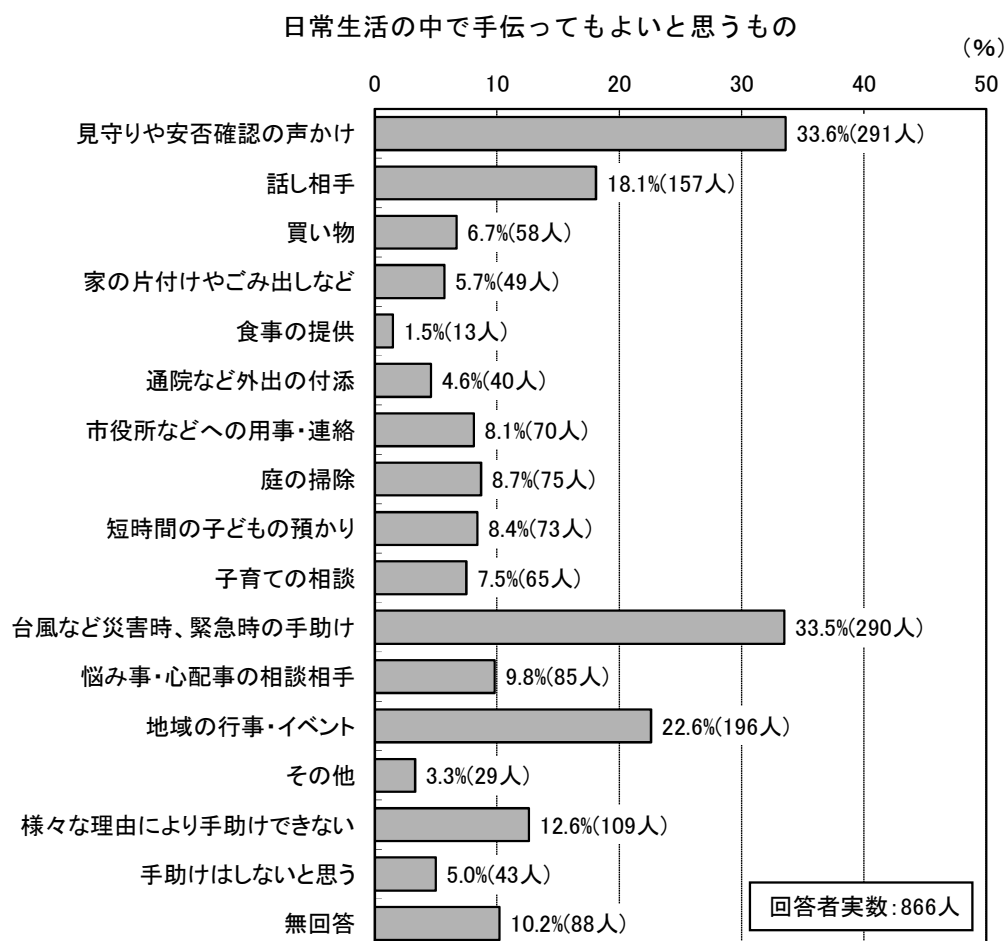
	回答者実数	見守りや安否確認の声かけ	話し相手	買い物	家の片付けやごみ出しなど	食事の提供	通院など外出の付添	市役所などへの用事・連絡	庭の掃除
乳児	33人	18.2% (6人)	6.1% (2人)	0.0% (0人)	3.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	3.0% (1人)	3.0% (1人)
幼児	116人	18.1% (21人)	0.9% (1人)	0.9% (1人)	2.6% (3人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	2.6% (3人)	1.7% (2人)
高齢者	256人	17.6% (45人)	6.3% (16人)	1.6% (4人)	3.5% (9人)	0.8% (2人)	2.3% (6人)	5.5% (14人)	4.3% (11人)
要介護者	67人	17.9% (12人)	10.4% (7人)	3.0% (2人)	6.0% (4人)	1.5% (1人)	7.5% (5人)	6.0% (4人)	3.0% (2人)
障がい者	93人	10.8% (10人)	5.4% (5人)	1.1% (1人)	6.5% (6人)	0.0% (0人)	8.6% (8人)	10.8% (10人)	4.3% (4人)
いずれもない	388人	16.5% (64人)	4.6% (18人)	1.5% (6人)	3.1% (12人)	0.8% (3人)	1.3% (5人)	3.6% (14人)	3.4% (13人)

	回答者実数	短時間の子どもの預かり	子育ての相談	台風など災害時、緊急時の手助け	悩み事・心配事の相談相手	その他	手伝ってほしいことはない	無回答
乳児	33人	27.3% (9人)	12.1% (4人)	39.4% (13人)	3.0% (1人)	0.0% (0人)	27.3% (9人)	3.0% (1人)
幼児	116人	19.0% (22人)	10.3% (12人)	21.6% (25人)	0.9% (1人)	0.0% (0人)	44.8% (52人)	6.0% (7人)
高齢者	256人	2.0% (5人)	2.3% (6人)	23.0% (59人)	6.6% (17人)	2.3% (6人)	41.8% (107人)	16.8% (43人)
要介護者	67人	0.0% (0人)	4.5% (3人)	23.9% (16人)	7.5% (5人)	4.5% (3人)	34.3% (23人)	16.4% (11人)
障がい者	93人	0.0% (0人)	2.2% (2人)	26.9% (25人)	10.8% (10人)	4.3% (4人)	35.5% (33人)	11.8% (11人)
いずれもない	388人	2.6% (10人)	2.6% (10人)	19.8% (77人)	4.9% (19人)	2.6% (10人)	49.0% (190人)	9.5% (37人)

(12) 日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（複数回答）

地域の方へ日常生活の中で手伝ってもよいと思うものについては、「見守りや安否確認の声かけ」「台風など災害時、緊急時の手助け」が各33%台と高く、続いて「地域の行事・イベント」が22.6%、「話し相手」が18.1%となります。

一方、「様々な理由により手助けできない」が12.6%、「手助けはしないと思う」が5.0%となります。



同居家族別にみると、「見守りや安否確認の声かけ」は「幼児」のいる世帯が37.1%と最も高く、「障がい者」のいる世帯が25.8%と最も低くなります。

「台風など災害時、緊急時の手助け」は「乳児」のいる世帯が54.5%と最も高く、次に「幼児」のいる世帯が41.4%となります。「短時間の子どもの預かり」「子育ての相談」「買い物」でも「幼児」及び「乳児」のいる世帯が高くなります。「乳児」及び「幼児」のいる世帯では、自分が手伝ってほしいことは、同じ「乳児」及び「幼児」のいる世帯への手伝いもしたいと考える人が多い傾向にあります。

日常生活の中で手伝ってもよいと思うもの（同居家族別）

	回答者実数	見守りや安否確認の声かけ	話し相手	買い物	家の片付けやごみ出しなど	食事の提供	通院など外出の付添	市役所などへの用事・連絡	庭の掃除	短時間の子どもの預かり
乳児	33人	30.3% (10人)	24.2% (8人)	9.1% (3人)	3.0% (1人)	0.0% (0人)	0.0% (0人)	3.0% (1人)	15.2% (5人)	12.1% (4人)
幼児	116人	37.1% (43人)	19.8% (23人)	9.5% (11人)	2.6% (3人)	0.0% (0人)	1.7% (2人)	4.3% (5人)	2.6% (3人)	12.9% (15人)
高齢者	256人	34.0% (87人)	22.3% (57人)	7.0% (18人)	6.3% (16人)	0.8% (2人)	5.9% (15人)	7.4% (19人)	10.9% (28人)	6.3% (16人)
要介護者	67人	34.3% (23人)	25.4% (17人)	1.5% (1人)	7.5% (5人)	3.0% (2人)	7.5% (5人)	10.4% (7人)	7.5% (5人)	9.0% (6人)
障がい者	93人	25.8% (24人)	17.2% (16人)	5.4% (5人)	4.3% (4人)	1.1% (1人)	5.4% (5人)	8.6% (8人)	9.7% (9人)	7.5% (7人)
いずれもない	388人	34.5% (134人)	15.7% (61人)	7.5% (29人)	6.2% (24人)	2.1% (8人)	5.2% (20人)	10.1% (39人)	9.3% (36人)	9.8% (38人)

	回答者実数	子育ての相談	台風など災害時、緊急時の手助け	悩み事・心配事の相談相手	地域の行事・イベント	その他	様々な理由により手助けできない	手助けはしないと	無回答
乳児	33人	9.1% (3人)	54.5% (18人)	9.1% (3人)	24.2% (8人)	0.0% (0人)	18.2% (6人)	6.1% (2人)	3.0% (1人)
幼児	116人	19.0% (22人)	41.4% (48人)	10.3% (12人)	25.9% (30人)	1.7% (2人)	10.3% (12人)	3.4% (4人)	3.4% (4人)
高齢者	256人	5.5% (14人)	28.9% (74人)	9.4% (24人)	23.0% (59人)	3.1% (8人)	14.1% (36人)	3.5% (9人)	9.8% (25人)
要介護者	67人	7.5% (5人)	26.9% (18人)	11.9% (8人)	11.9% (8人)	3.0% (2人)	16.4% (11人)	3.0% (2人)	7.5% (5人)
障がい者	93人	5.4% (5人)	28.0% (26人)	10.8% (10人)	8.6% (8人)	2.2% (2人)	17.2% (16人)	8.6% (8人)	10.8% (10人)
いずれもない	388人	6.2% (24人)	35.3% (137人)	10.1% (39人)	24.0% (93人)	3.6% (14人)	12.6% (49人)	5.2% (20人)	10.1% (39人)

(13) 地域活動・行事への参加状況

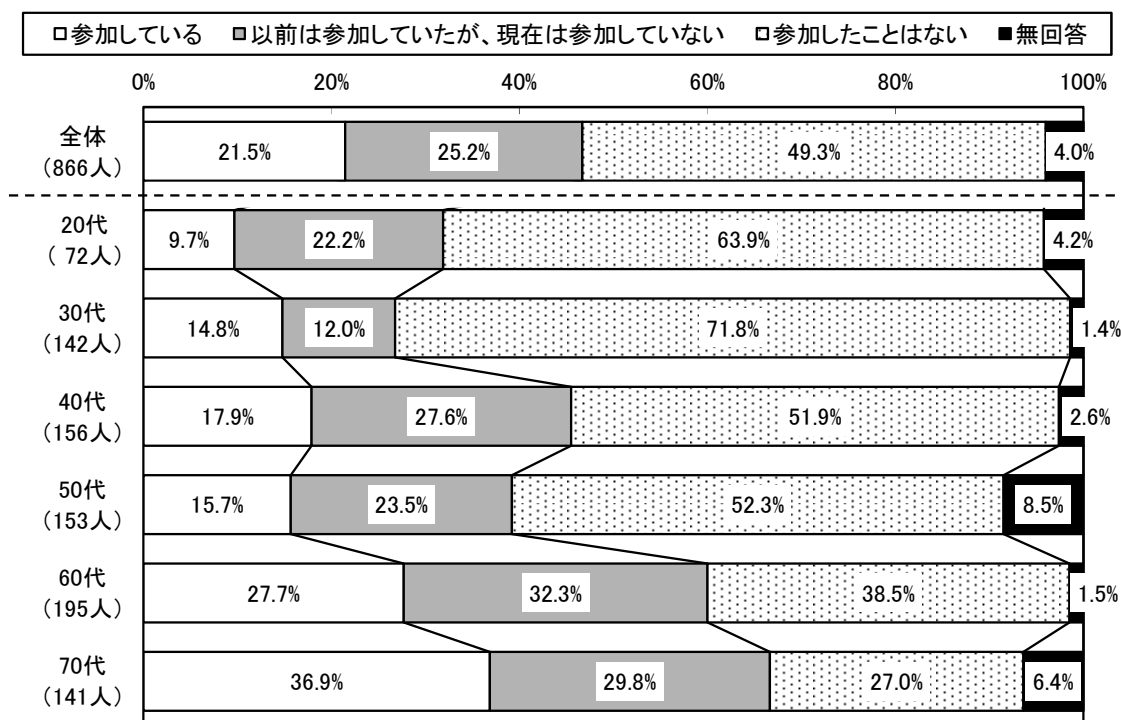
清掃活動や地域行事(祭り、運動会)などの地域活動への参加については、「参加したことがない」が49.3%と半数近くを占めます。一方、「以前は参加していたが、現在は参加していない」が25.2%、「参加している」が21.5%で、合わせると46.7%が参加したことがあります。

年代別にみると、「参加したことはない」は「30代」が71.8%と最も高く、「40代」以降年代が高いほど割合は低くなる傾向にあり、「70代」では27.0%となります。

「参加している」は年代が高いほど割合も高くなる傾向にあり、「20代」の9.7%に対し、「70代」では36.9%となります。

また、「以前は参加していたが、現在は参加していない」は「60代」が32.3%と最も高く、次に「70代」が29.8%と高齢層の参加が鈍ってきます。

地域活動・行事への参加状況（全体・年代別）



地区別にみると、「参加したことはない」は「勝連地区」と「与那城地区」が各30%台後半の割合と低く、そのほかの地区は各50%台となります。

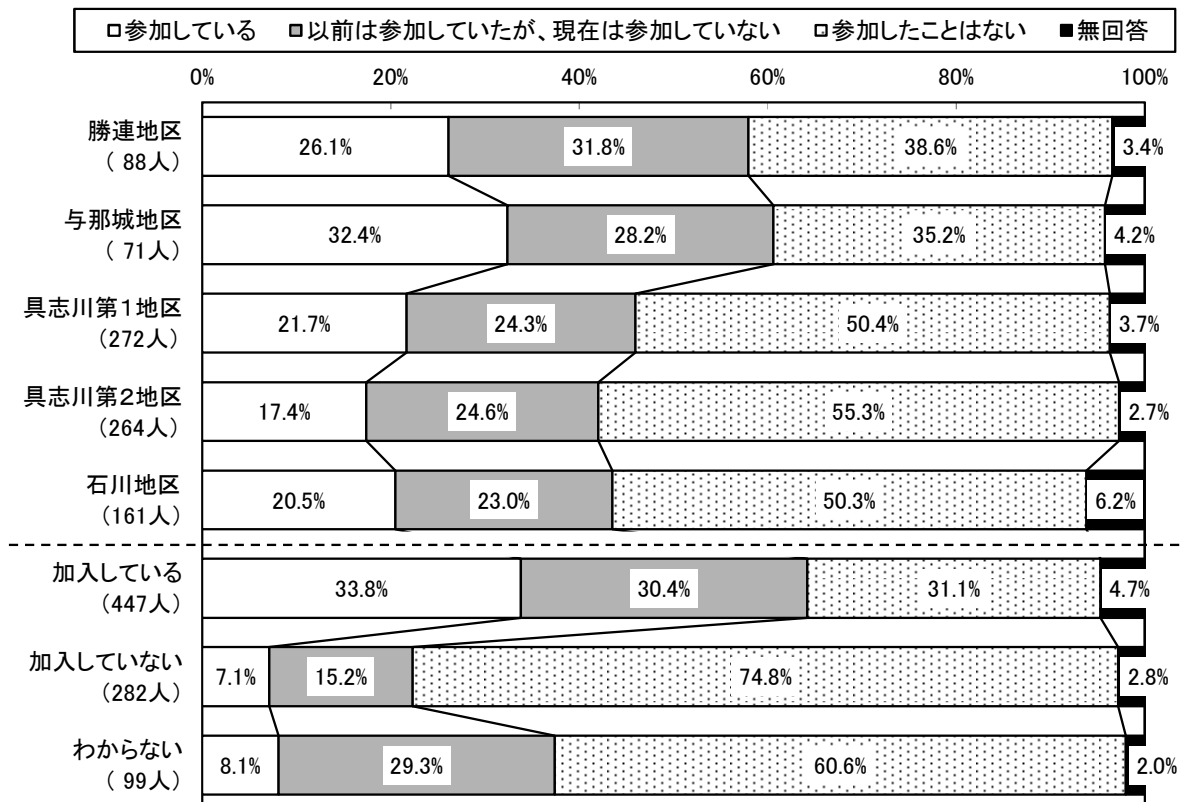
一方、「参加している」は「与那城地区」が32.4%と最も高く、次に「勝連地区」が26.1%となります。

また、「以前は参加していたが、現在は参加していない」は、「勝連地区」が31.8%と最も高く、次に「与那城地区」が28.2%となります。

自治会の加入の状況別にみると、「参加したことはない」は「加入している」が31.1%であるのに対し、「加入していない」では74.8%と、未加入者の割合が加入者の割合を大きく上回ります。一方、「参加している」は「加入している」が33.8%、「加入していない」が7.2%。また、「以前は参加していたが、現在は参加していない」についても、「加入している」が30.4%、「加入していない」が15.2%といずれも加入者の割合が、未加入者の割合を大きく上回ります。

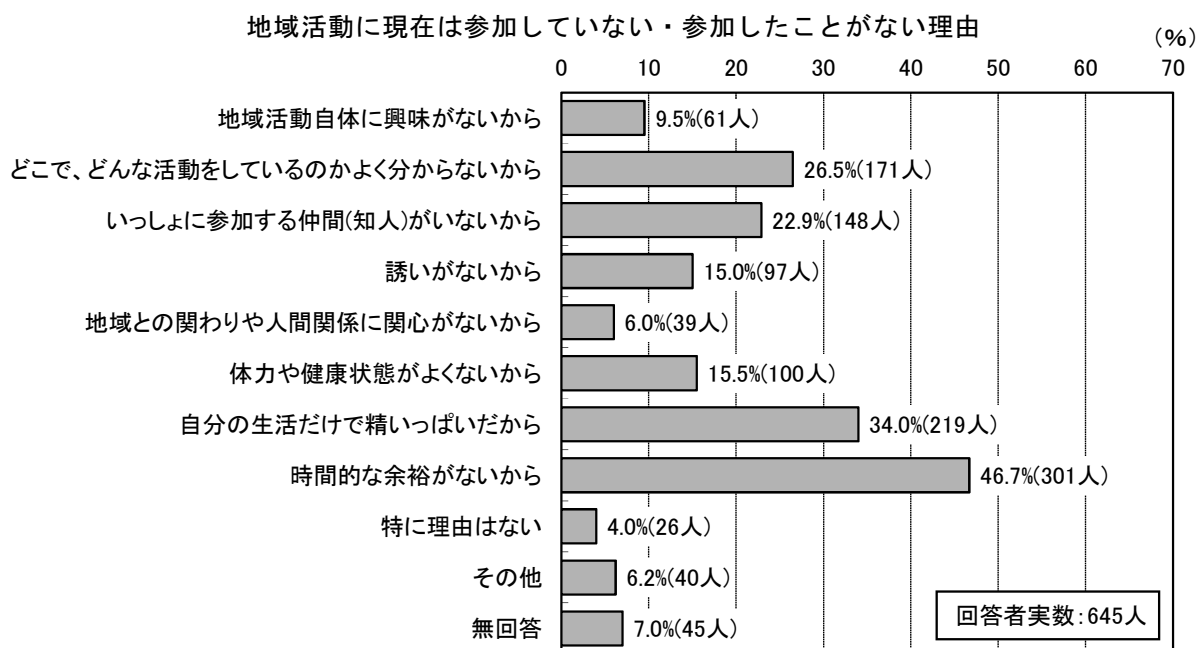
自治会の加入状況により、地域活動への参加の状況が大きくわかる結果となりますが、自治会に加入していない世帯への、地域活動・行事等の案内や誘いがどのようになっているのか把握し、参加促進のために必要な手立てを考える必要がうかがえます。

地域活動・行事への参加状況（地区別・自治会加入状況別）



(14) 地域活動に現在は参加していない・参加したことがない理由（複数回答）

「(1) 地域活動・行事への参加状況」で、「以前は参加していたが、現在は参加していない」又は「参加したことがない」と答えた方のその主な理由としては、「時間的な余裕がないから」が46.7%と最も高く、次に「自分の生活だけで精いっぱいだから」が34.0%となります。続いて「どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから」が26.5%、「いっしょに参加する仲間(知人)がいないから」が22.9%、「体力や健康状態がよくないから」が15.5%、「誘いがないから」が15.0%となります。活動がよく分からない、仲間がいない、誘いがないといった理由については、活動の周知や参加への誘いを行うことで、活動への参加者は増えることが考えられます。



自治会の加入の状況別にみると、「どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから」は、「加入していない」が36.2%であるのに対し、「加入している」では15.6%と大きな差があります。また、「いっしょに参加する仲間(知人)がないから」も「加入していない」が28.3%であるのに対し、「加入している」では12.7%と低くなります。さらに「誘いがないから」も「加入していない」の割合が高くなります。

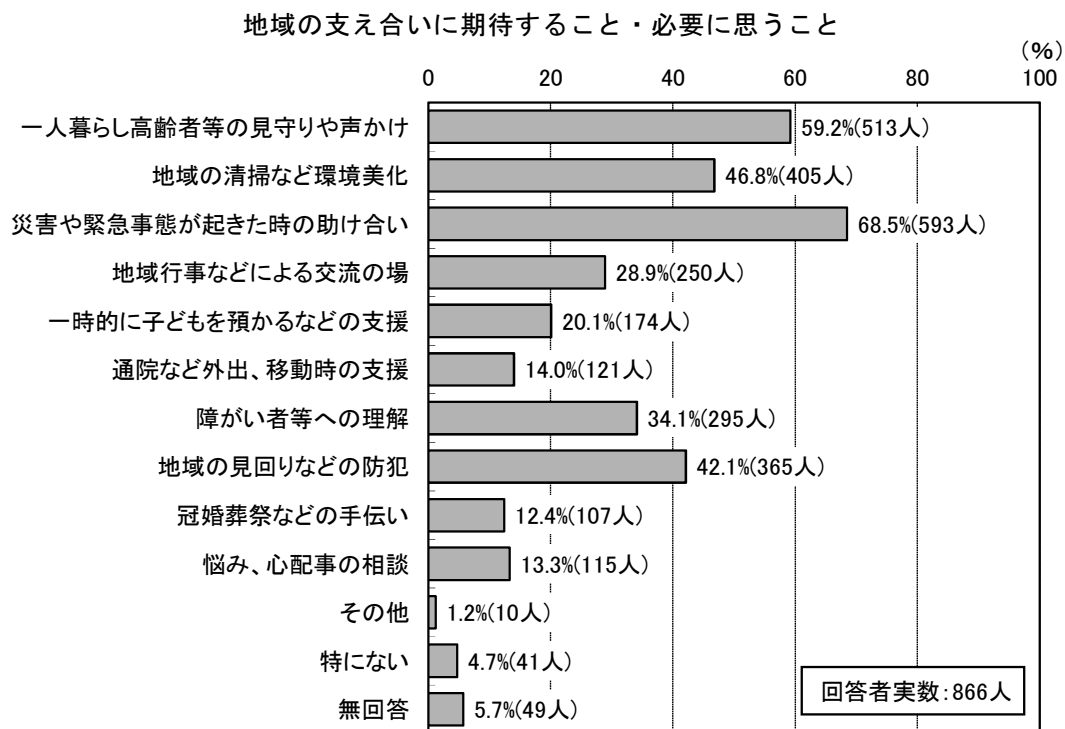
以上のことから、自治会未加入者への地域活動の情報が行き届いていない状況があることや参加への誘いも少なく、かつ地域と一緒に参加する仲間を持つ人が少ない状況が見えてきます。また、「地域活動自体に興味がないから」は自治会への加入状況による大きな違いはなく、いずれも低い割合となります。こうした状況を踏まえて、自治会未加入者への地域活動への参加促進のあり方を考えて行く必要がうかがえます。

地域活動に現在は参加していない・参加したことがない理由（自治会の加入の状況別）

	回答者実数	地域活動自体に興味がないから	どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから	いっしょに参加する仲間(知人)がないから	誘いがないから	地域との関わりや人間関係に関心がないから	体力や健康状態がよくないから	自分の生活だけで精いっぱいだから	時間的な余裕がないから	特に理由はない	その他	無回答
加入している	275人	10.5% (29人)	15.6% (43人)	18.2% (50人)	10.5% (29人)	8.0% (22人)	21.1% (58人)	34.2% (94人)	50.2% (138人)	3.6% (10人)	9.1% (25人)	5.8% (16人)
加入していない	254人	9.8% (25人)	36.2% (92人)	28.3% (72人)	17.7% (45人)	3.9% (10人)	8.7% (22人)	29.5% (75人)	42.1% (107人)	3.9% (10人)	5.1% (13人)	9.8% (25人)
わからない	89人	4.5% (4人)	34.8% (31人)	24.7% (22人)	22.5% (20人)	6.7% (6人)	14.6% (13人)	42.7% (38人)	46.1% (41人)	4.5% (4人)	1.1% (1人)	4.5% (4人)

(15) 地域の支え合いに期待すること・必要に思うこと（複数回答）

地域の支え合いに期待すること・必要に思うことについては、「災害や緊急事態が起きた時の助け合い」が68.5%と最も高く、次に「一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ」が59.2%となります。続いて環境美化、防犯、障がい者等への理解、交流の場についての割合が比較的高くなります。



地区別にみると「与那城地区」は環境美化、災害や緊急時の助け合い、交流の場、子どもの預かり、移動支援、障がい者等の理解、冠婚葬祭、悩み事等の相談8項目で、他の地区と比べて最も割合が高くなります。また、見守りや声かけ、防犯については2番目に高い割合であることから、様々な面で考えられ、地域を良くしたいという意識のある人が多いことがうかがえます。

地域の支え合いに期待すること・必要に思うこと（地区別）

	回答者実数	一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ	地域の清掃など環境美化	災害や緊急事態が起きた時の助け合い	地域行事などによる交流の場	一時的に子どもを預かるなどの支援	通院など外出、移動時の支援	障がい者等への理解
勝連地区	88人	56.8% (50人)	42.0% (37人)	62.5% (55人)	27.3% (24人)	19.3% (17人)	15.9% (14人)	38.6% (34人)
与那城地区	71人	59.2% (42人)	54.9% (39人)	77.5% (55人)	42.3% (30人)	23.9% (17人)	25.4% (18人)	39.4% (28人)
具志川第1地区	272人	66.2% (180人)	45.2% (123人)	69.9% (190人)	25.7% (70人)	21.7% (59人)	12.5% (34人)	36.0% (98人)
具志川第2地区	264人	56.4% (149人)	47.3% (125人)	63.3% (167人)	29.2% (77人)	18.9% (50人)	10.6% (28人)	33.3% (88人)
石川地区	161人	54.0% (87人)	47.2% (76人)	74.5% (120人)	29.2% (47人)	18.6% (30人)	14.9% (24人)	27.3% (44人)

	回答者実数	地域の防犯の見回りなど	冠婚葬祭などの手伝い	悩み、心配事の相談	その他	特にない	無回答
勝連地区	88人	36.4% (32人)	14.8% (13人)	12.5% (11人)	2.3% (2人)	6.8% (6人)	6.8% (6人)
与那城地区	71人	45.1% (32人)	22.5% (16人)	16.9% (12人)	0.0% (0人)	2.8% (2人)	4.2% (3人)
具志川第1地区	272人	39.3% (107人)	14.3% (39人)	11.8% (32人)	0.4% (1人)	2.9% (8人)	5.5% (15人)
具志川第2地区	264人	44.7% (118人)	7.2% (19人)	11.7% (31人)	1.1% (3人)	5.7% (15人)	5.3% (14人)
石川地区	161人	45.3% (73人)	11.2% (18人)	16.8% (27人)	1.9% (3人)	6.2% (10人)	5.0% (8人)

同居家族別にみると、子どもの預かり、防犯については「乳児」及び「幼児」のいる世帯の割合が高くなります。

環境美化、移動時の支援については、「高齢者」のいる世帯のいる世帯が最も高くなります。

見守りや安否確認、災害時や緊急時の助け合い、交流の場、冠婚葬祭、悩み事等の相談については、「要介護者」のいる世帯が最も高くなります。

障がい者等への理解については、「障がい者」のいる世帯が最も高くなります。

地域の支え合いに期待すること・必要に思うこと（同居家族別）

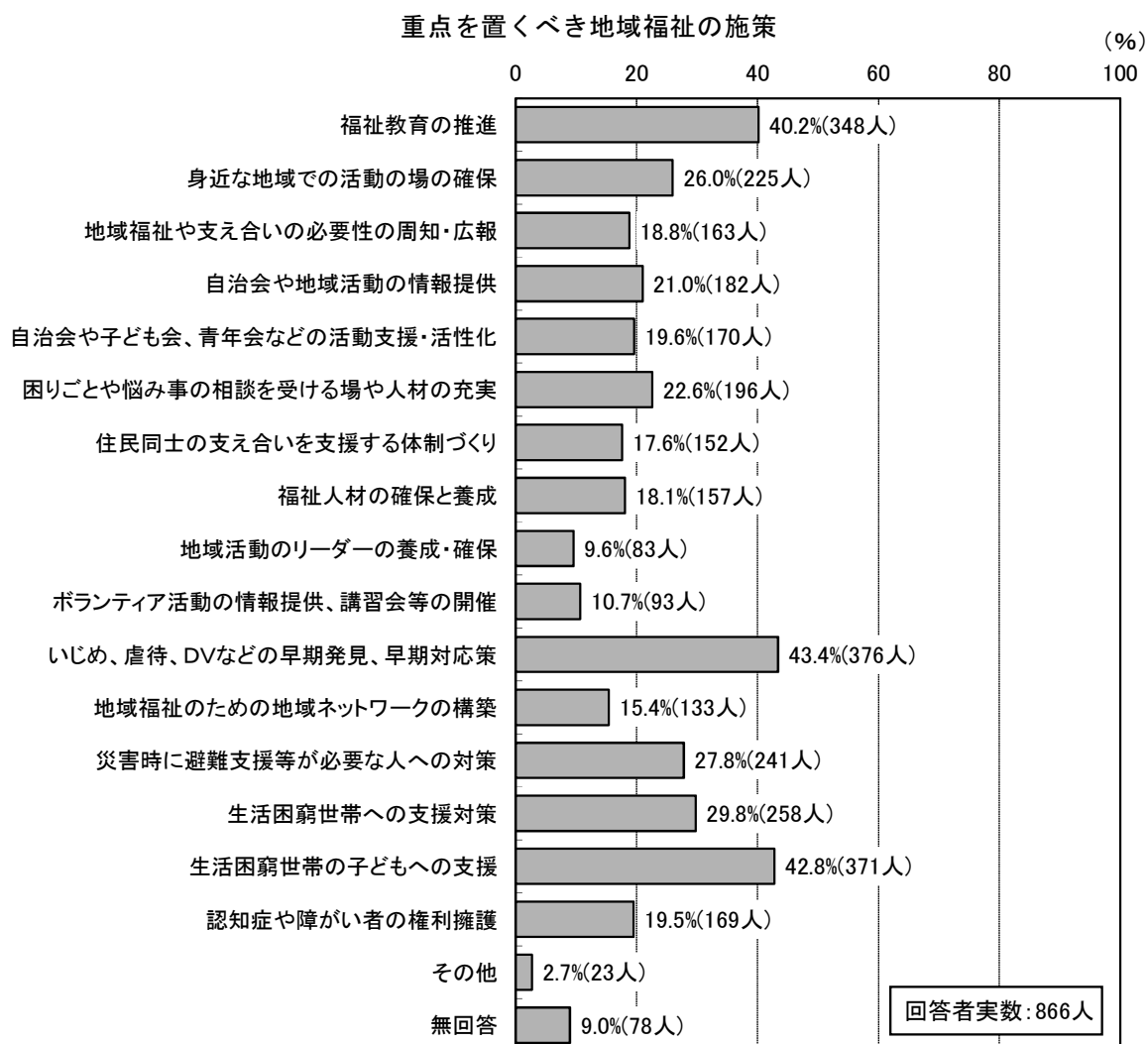
	回答者実数	一人暮らし高齢者等の見守りや声かけ	地域の清掃など環境美化	災害や緊急事態が起きた時の助け合い	交流の場 地域行事などによる	一時的に子どもを預かるなどの支援	通院など外出、移動時の支援	障がい者等への理解
乳児	33人	54.5% (18人)	45.5% (15人)	72.7% (24人)	24.2% (8人)	39.4% (13人)	0.0% (0人)	33.3% (11人)
幼児	116人	64.7% (75人)	42.2% (49人)	68.1% (79人)	33.6% (39人)	38.8% (45人)	14.7% (17人)	31.0% (36人)
高齢者	256人	64.8% (166人)	56.3% (144人)	70.7% (181人)	38.7% (99人)	20.3% (52人)	18.4% (47人)	38.3% (98人)
要介護者	67人	70.1% (47人)	49.3% (33人)	74.6% (50人)	41.8% (28人)	17.9% (12人)	11.9% (8人)	40.3% (27人)
障がい者	93人	52.7% (49人)	46.2% (43人)	63.4% (59人)	22.6% (21人)	10.8% (10人)	17.2% (16人)	54.8% (51人)
いずれもない	388人	57.7% (224人)	45.1% (175人)	69.1% (268人)	24.2% (94人)	18.6% (72人)	11.6% (45人)	30.2% (117人)

	回答者実数	地域の防犯の見回りなど	冠婚葬祭などの手伝い	悩み、心配事の相談	その他	特にない	無回答
乳児	33人	51.5% (17人)	9.1% (3人)	9.1% (3人)	0.0% (0人)	3.0% (1人)	0.0% (0人)
幼児	116人	50.9% (59人)	8.6% (10人)	12.1% (14人)	0.9% (1人)	2.6% (3人)	3.4% (4人)
高齢者	256人	39.8% (102人)	18.4% (47人)	15.6% (40人)	0.4% (1人)	2.3% (6人)	4.7% (12人)
要介護者	67人	32.8% (22人)	23.9% (16人)	16.4% (11人)	1.5% (1人)	1.5% (1人)	4.5% (3人)
障がい者	93人	30.1% (28人)	16.1% (15人)	12.9% (12人)	1.1% (1人)	6.5% (6人)	6.5% (6人)
いずれもない	388人	46.4% (180人)	11.1% (43人)	13.1% (51人)	1.5% (6人)	5.7% (22人)	5.9% (23人)

(16) 重点を置くべき地域福祉の施策

今後、市が重点を置くべき地域福祉の施策については、「いじめ、児童虐待、高齢者虐待、DVなどの早期発見、早期対応策の充実」が43.4%と最も高くなります。また、「生活困窮世帯の子どもへの支援」も42.8%と同程度の割合となります。この結果については、回答者自身の周りに虐待等の事例があったり、生活困窮世帯の子どもがいたということよりも、マスコミによる報道の影響が大きいと思われます。次に「思いやり、やさしいこころを育む福祉教育の推進」が40.2%で以上の3つの施策が40%台の割合となります。

続いて「生活困窮世帯への支援対策」が29.8%、「台風などの災害時に避難支援等が必要な人への対策」が27.8%、「身近な地域での活動の場の確保」が26.0%、「身近な地域で困りごとや相談を受ける場や人材の充実」が22.6%、自治会や地域活動で取り組まれていることの情報提供」が21.0%で以上の5つの施策が、各20%台と比較的高くなります。



同居家族別にみると、「いじめ、虐待、DVなどへの対策」と「生活困窮世帯の子どもへの支援」については、「乳児」のいる世帯がいずれも63.6%と最も高く、次に「幼児」のいる世帯が各50%台となります。

また、「福祉教育の推進」も「乳児」のいる世帯57.6%と最も高くなります。次に「要介護者」「障がい者」のいる世帯が各50%台となります。

「生活困窮世帯への支援対策」は、「幼児」「いずれもない」の世帯が各33%前後と高く、「台風など災害時に避難支援等が必要な人への対策」は、「幼児」のいる世帯が31.0%と最も高くなります。

そのほか、活動の場の確保、自治会等の情報提供、相談を受ける場や人材充実については、「高齢者」及び「要介護者」のいる世帯が各20%台と高くなります。

重点を置くべき地域福祉の施策（同居家族別）

	回答者実数	福祉教育の推進	身近な地域での活動の確保	地域福祉や支え合いの必要性の周知・広報	自治会や地域活動の情報提供	自治会や子ども会、青年会などの活動支援・活性化	困りごとや悩み事の相談を受ける場や人材の充実	住民同士の支え合いを支援する体制づくり	福祉人材の確保と養成	地域活動のリーダーの養成・確保
乳児	33人	57.6% (19人)	15.2% (5人)	9.1% (3人)	12.1% (4人)	9.1% (3人)	12.1% (4人)	18.2% (6人)	18.2% (6人)	6.1% (2人)
幼児	116人	33.6% (39人)	23.3% (27人)	12.9% (15人)	12.9% (15人)	23.3% (27人)	19.8% (23人)	15.5% (18人)	17.2% (20人)	9.5% (11人)
高齢者	256人	49.2% (126人)	29.7% (76人)	20.7% (53人)	29.3% (75人)	22.3% (57人)	27.7% (71人)	25.8% (66人)	17.6% (45人)	16.8% (43人)
要介護者	67人	50.7% (34人)	25.4% (17人)	19.4% (13人)	25.4% (17人)	26.9% (18人)	28.4% (19人)	23.9% (16人)	20.9% (14人)	19.4% (13人)
障がい者	93人	50.5% (47人)	20.4% (19人)	18.3% (17人)	20.4% (19人)	15.1% (14人)	25.8% (24人)	18.3% (17人)	19.4% (18人)	9.7% (9人)
いずれもない	388人	35.1% (136人)	25.8% (100人)	19.8% (77人)	19.6% (76人)	19.3% (75人)	22.7% (88人)	13.9% (54人)	18.6% (72人)	6.4% (25人)
	回答者実数	ボランティア活動の情報提供、講習会等の開催	いじめ、虐待、DVなどの早期発見、早期対応策	地域福祉のための地域ネットワークの構築	災害時に避難支援等が必要な人への対策	生活困窮世帯への支援対策	生活困窮世帯の子どもへの支援	認知症や障がい者の権利擁護	その他	無回答
乳児	33人	9.1% (3人)	63.6% (21人)	18.2% (6人)	27.3% (9人)	27.3% (9人)	63.6% (21人)	24.2% (8人)	3.0% (1人)	3.0% (1人)
幼児	116人	6.9% (8人)	50.0% (58人)	19.0% (22人)	31.0% (36人)	32.8% (38人)	56.0% (65人)	17.2% (20人)	4.3% (5人)	6.0% (7人)
高齢者	256人	13.7% (35人)	35.5% (91人)	17.2% (44人)	21.9% (56人)	24.2% (62人)	31.3% (80人)	19.9% (51人)	2.7% (7人)	6.6% (17人)
要介護者	67人	11.9% (8人)	32.8% (22人)	13.4% (9人)	22.4% (15人)	16.4% (11人)	37.3% (25人)	22.4% (15人)	3.0% (2人)	7.5% (5人)
障がい者	93人	16.1% (15人)	28.0% (26人)	17.2% (16人)	19.4% (18人)	30.1% (28人)	30.1% (28人)	21.5% (20人)	3.2% (3人)	10.8% (10人)
いずれもない	388人	10.8% (42人)	46.9% (182人)	14.4% (56人)	30.2% (117人)	33.2% (129人)	48.2% (187人)	18.8% (73人)	1.8% (7人)	9.3% (36人)

○今後の国の施策の方向性

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「受け手」「支え手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

○個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
○人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

○住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
○地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆ 共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆ 介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
 - ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

- 平成31(2019)年以降：
- ◆ 更なる制度見直し
- 2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ① 地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ② 保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③ 共通基礎課程の創設 等

うるま市地域福祉計画懇話会規則

平成 17 年 9 月 28 日

規則第 193 号

改正 平成 20 年 1 月 11 日

改正 平成 28 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成 17 年うるま市条例第 19 号)第 3 条に基づき、うるま市地域福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、市長の諮問に応じ、うるま市地域福祉計画の策定に必要な事項を調査及び審議をし、その意見を答申するものとする。

2 懇話会は、うるま市地域福祉計画の進捗状況について、必要な提言を行うことができる。

(組織)

第 3 条 懇話会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 公募による市民
- (5) 行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、懇話会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 懇話会に特定の事項を調査及び審議をさせるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属する委員は、懇話会の議を経て、会長が任命する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。
- 5 前項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 懇話会及び専門部会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この規則の施行後、最初に招集される懇話会の会議は、市長が招集する。

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

うるま市地域福祉計画懇話会 委員名簿

(任期：平成27年3月25日～平成29年3月24日)

No	氏名	所属	備考
1	平川 宗賢	うるま市社会福祉協議会 会長	社会福祉団体の構成員
2	上地 武昭	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	知識経験者
3	藏當 博文	うるま市民生委員児童委員連絡協議会 会長	社会福祉団体の構成員
4	奥村 靖彦	うるま市自治会連絡協議会 会長	市民団体の構成員
5	照屋 妙子	うるま市ボランティア連絡協議会 会長	社会福祉団体の構成員
6	枝川 泰邦	うるま市身体障がい者協会 会長	社会福祉団体の構成員
7	山城 弥生	うるま市母子寡婦福祉会 会長	社会福祉団体の構成員
8	勝連 民人	うるま市法人保育園連盟 会長	社会福祉団体の構成員
9	吉本 勝	うるま市 教育委員会	行政機関の職員
10	山城 真樹	うるま市ケアマネジャー連絡会 会長	社会福祉団体の構成員
11	重元 宗子	うるま市PTA連合会 副会長	市民団体の構成員
12	眞鶴 エミ子	一般市民	公募による市民
13	上原 満	うるま市福祉部 部長	行政機関の職員

うるま市地域福祉計画検討委員会に関する規定

平成 17 年 12 月 15 日

訓令第 90 号

改正 平成 23 年 11 月 1 日

改正 平成 28 年 11 月 1 日

(設置)

第 1 条 うるま市地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、うるま市地域福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げる項目とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、別紙第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉部長、副委員長に福祉総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第 6 条 委員会に、地域福祉計画に係る具体的な事項を調査及び検討をさせるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、部会員の互選により、これを定める。

4 部会長は、会議を招集し、その議長となる。

5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

6 部会員の任命は、辞令を用いることなくその職に命ぜられたものとする。

7 作業部会における検討経過及び結果については、部会長が委員会に報告する。

8 作業部会は、部会長の指示により特定事項の調査及び検討を行う専門会議を開催することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会及び作業部会の庶務は、福祉総務課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年12月15日から施行する。

附 則

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

〇うるま市地域福祉計画検討委員会名簿

所属部課名称		職名	備考
1	福祉部	部長	委員長
2	福祉部 福祉総務課	課長	副委員長
3	福祉部 障がい福祉課	課長	
4	福祉部 介護長寿課	課長	
5	福祉部 保護課	課長	
6	こども部 こども未来課	課長	
7	こども部 保育課	課長	
8	こども部 児童家庭課	課長	
9	市民部 市民協働課	課長	
10	市民部 健康支援課	課長	
11	教育部 生涯学習振興課	課長	
12	指導部 指導課	課長	
13	消防本部 予防課	課長	
14	消防本部 警防課	課長	
15	企画部 防災基地渉外課	課長	

別表第2（第6条関係）

	所属部課名称	職名	備考
1	福祉部 福祉総務課	係長又は係員	
2	福祉部 障がい福祉課	係長又は係員	
3	福祉部 介護長寿課	係長又は係員	
4	福祉部 保護課	係長又は係員	
5	こども部 こども未来課	係長又は係員	
6	こども部 保育課	係長又は係員	
7	こども部 児童家庭課	係長又は係員	
8	市民部 市民協働課	係長又は係員	
9	市民部 健康支援課	係長又は係員	
10	教育部 生涯学習振興課	係長又は係員	
11	指導部 指導課	係長又は係員	
12	消防本部 予防課	係長又は係員	
13	消防本部 警防課	係長又は係員	
14	企画部 防災基地渉外課	係長又は係員	

○策定の経緯

	11月	12月	1月	2月	3月	
会議関連	<p>□ 諮問</p> <p>◆ 懇話会 (第1回)</p> <p>作業部会 (市役所関係各課・係長ヒヤリング)</p> <p>・ 調査票配布</p>		<p>・ 回収</p> <p>～ 集計 ～</p> <p>検討委員会 (関係各課・課長ヒヤリング)</p> <p>◇ 検討委員会 (資料提出) (第1回)</p> <p>◇ 検討委員会 (第2回)</p>		<p>◇ 懇話会 (資料提出)</p> <p>◆ 懇話会 (第2回)</p> <p>◆ 懇話会 (第3回)</p>	<p>→ □ 答申 □ 完成</p>
(福祉総務課) 事務局	～調整会議・各団体への連絡～		～現計画の点検・評価～	～素案修正～	～原案～	
市民意識調査	<p>市民アンケート</p> <p>・ 案作成業務・決定</p>	<p>・ アンケート配布</p> <p>～ 回収 ～</p>	<p>・ 回収期限</p> <p>～ 集計 ～</p> <p>～ 分析・ヒヤリング ～</p>			
(自治会アンケート等) 地域意識調査	<p>■ 自治会アンケート</p> <p>・ 内容説明・決定</p>	<p>・ アンケート配布</p> <p>～ 回収・決定 ～</p> <p>◇ 自治会長連絡協議会 (事前説明)</p>	<p>・ 回収期限</p> <p>～ 分析・ヒヤリング ～</p> <p>◇ 自治会長連絡協議会</p>	<p>◇ 自治会長連絡協議会</p>		
関係機関・団体アンケート及びヒヤリング	<p>■ 民生委員アンケート調査</p> <p>・ 内容説明</p> <p>◇ 民児協役員会 (事前説明)</p>	<p>・ 案提出・決定</p> <p>◇ 民児協役員会 (配布)</p>	<p>・ アンケート配布</p> <p>～ 回収 ～</p>	<p>・ 回収期限</p> <p>～ 集計 ～</p> <p>第1民児協～第5民児協会議</p>	<p>～ 分析・ヒヤリング ～</p>	
		<p>■ 社会福祉協議会及び福祉関係団体ヒヤリング</p>				

平成29年3月

発行 企画・編集	うるま市 福祉総務課 〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL 098-989-0203
協力	有限会社 システム・エッグ 〒901-1103 沖縄県島尻郡南風原町与那覇 115-1 TEL 098-888-3090



うるま市